

公共建築工事総合評価落札方式  
適用マニュアル・事例集  
(第 2 版)

令和 2 年 7 月

全国営繕主管課長会議

中央省庁営繕担当課長連絡調整会議

## はじめに

公共工事の発注における総合評価落札方式については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）第9条第1項に基づく、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）において、公共工事の発注者は品質の向上に係る技術提案を求めよう努めなければならないこととされるなど、建築分野の公共工事においてもその導入を推進することが必要とされた。このため、営繕工事を発注する国家機関の各省各庁が連携して営繕工事にかかる総合評価落札方式の導入促進を検討するため、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議幹事会に総合評価落札方式の導入促進検討分科会を設置した。この分科会においては、各省各庁における過去の総合評価落札方式の実施例をもとに、総合評価落札方式の導入促進に資するためのマニュアル及び事例集の検討を行った。

この分科会の成果をとりまとめた「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集（第1版）」（平成19年1月）は、総合評価落札方式の実施手続を様式例とともに解説し、様々な事例を示すことにより、国家機関だけでなく、特殊法人や地方公共団体等への総合評価落札方式の普及促進に資するものであった。

本マニュアル・事例集（第2版）は、第1版の作成から10年が経過し、この間の総合評価落札方式の運用改善や都道府県・政令市における本格導入の取組のほか、品確法等の改正、公共建築工事における働き方改革や生産性向上などの新たな取組等を踏まえて、第1版をもとに、これまでの知見と全国営繕主管課長会議及び中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の協力により収集した新たな実施事例を加え、公共工事の発注に携わるより多くの担当者の参考となるとともに、特殊法人や小規模な地方公共団体等へのさらなる総合評価方式の普及促進に資するため作成するものである。

# 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集

## 目次

	頁
I 総合評価落札方式の概要	・・・ 2
II 総合評価落札方式の実施手順	
1. 手続きの流れ	・・・ 4
(1) 総合評価落札方式適用の検討	
(2) 評価方法の設定（施工能力評価型の場合）	
① 評価項目設定の観点	
② 評価項目の設定	
③ 加算点の設定等	
④ 評価基準の作成	
(3) 評価方法の設定（技術提案評価型の場合）	
① 評価項目設定の観点	
② 評価項目の設定	
③ 評価方式の決定	
④ 加算点の設定	
⑤ 評価基準の作成	
(4) 競争参加希望者の募集	
① 入札公告の作成	
② 入札説明書の作成	
③ 質問の受付・回答	
(5) 落札者の決定	
① 技術提案の審査	
② 技術提案採否の通知	
③ 総合評価の方法	
④ 落札者の決定	
(6) 施工体制確認型総合評価落札方式の活用	
2. その他の手続き	・・・ 17
(1) 学識経験者の意見聴取	
(2) 結果の公表等	
(3) 契約書の作成	

3. 契約後の措置	・ ・ ・ ・ ・ 19
(1) 評価内容の担保	
(2) 提案内容の変更	

### Ⅲ 実施事例

1. 評価項目（企業・技術者の能力等）の設定事例（施策に応じたもの）	・ ・ ・ ・ ・ 21
(1) 担い手育成等（若手活用、女性活用、登録基幹技能者活用）	
(2) 施工合理化等（施工合理化技術の導入、新技術導入促進）	
(3) 受発注者の負担軽減（段階選抜方式、一括審査方式）	
(4) 地元受注機会拡大（チャレンジ型）	
(5) 雇用対策（新卒雇用、被災者雇用、障害者雇用、継続雇用）	
(6) 災害協定（災害協定、ボランティア）	
(7) 地域活性化（地域企業活用、地域材活用）	
2. 評価項目（技術提案）のテーマ設定事例	・ ・ ・ ・ ・ 44

### Ⅳ 様式例

1. 施工能力評価型の例	・ ・ ・ ・ ・ 113
様式例－1	・ ・ ・ ・ ・ 116
様式例－2	・ ・ ・ ・ ・ 117
様式例－3	・ ・ ・ ・ ・ 124
様式例－4	・ ・ ・ ・ ・ 196
様式例－5	・ ・ ・ ・ ・ 199
様式例－6	・ ・ ・ ・ ・ 200
様式例－7	・ ・ ・ ・ ・ 201
2. 技術提案評価型の例	・ ・ ・ ・ ・ 203
様式例－1	・ ・ ・ ・ ・ 205
様式例－2	・ ・ ・ ・ ・ 209
様式例－3	・ ・ ・ ・ ・ 221
様式例－4	・ ・ ・ ・ ・ 257
様式例－5	・ ・ ・ ・ ・ 258
様式例－6	・ ・ ・ ・ ・ 261
様式例－7	・ ・ ・ ・ ・ 262

(留意事項)

このマニュアルは、公共建築工事を発注する際に価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択するための総合評価落札方式の適用において、参考となる手順その他をとりまとめたものであり、特段の注意書きのある部分を除き、このマニュアルの内容の適用の是非は実際の発注工事の内容等に応じて、各発注者の責任において判断する必要がある。なお、会計法の適用を受ける国の機関については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づいて財務大臣と行った協議の範囲内で総合評価落札方式を実施しなければならないことから、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(公共工事発注省庁申合せ)等の内容に留意する必要がある。

# I 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式は、価格と技術提案その他の価格以外の要素について総合的に評価を行い、落札者を決定する方式である。

国においては、国の公共工事の契約に関する事務の根拠となる法令（会計法第 29 条の 6、予算決算及び会計令第 91 条）に価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるとされており、発注機関と大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議を経て、総合評価落札方式の導入が図られることとなった。一方、地方公共団体においては、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に同様に規定されており、価格以外の要素を考慮した落札方式の適用が認められている。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な要素による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効と期待されるとともに、談合やダンピングを防止し、ひいては、健全な競争環境の実現、民間の技術開発の促進等に寄与するものと期待されることである。

また、本方式は、公共建築工事の発注者にとって価格その他の要素が総合的に最も有利な者を選択できる方式である。つまり、入札時に提示する工事目的物の性能や工事の特性に対して、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、公共建築工事の発注者としての責務を果たすため、価格と技術提案等が総合的に優れた者を選定する方式である。

本方式は、平成 17 年 4 月の品確法が施行されて以降、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて「標準型」、「簡易型」、「高度技術提案型」という 3 つの類型に整理され、その適用拡大が進められたが、その一方で、競争参加者の増加や技術提案を求める工事の拡大等による技術提案の審査・評価に要する競争参加者・発注者双方の負担の増加、高度技術提案型の低い適用率や評価項目の複雑化による総合評価落札方式の基本的な理念（品質確保、民間技術力活用）からの乖離等の課題が顕在化する状況となった。このため、①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化する、②施工能力の評価を大幅に簡素化する、③技術提案の評価は品質向上が図られることを重視する、④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化する、という方針に則り、タイプ分類や技術力評価の考え方の見直しを図られた方式が実施されている。

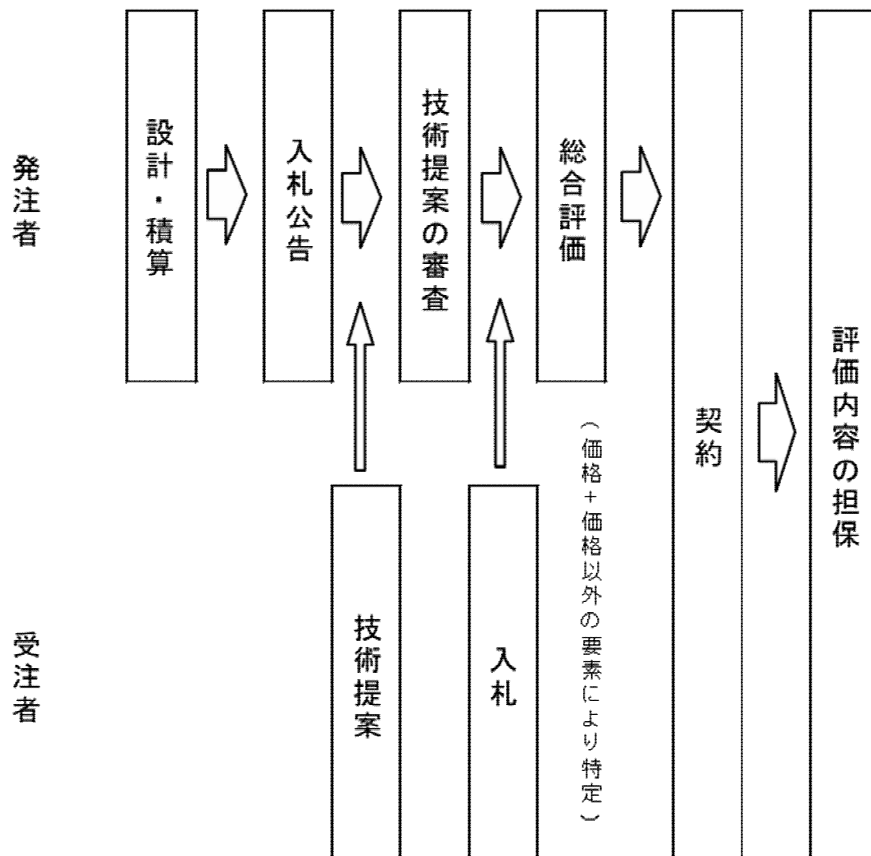


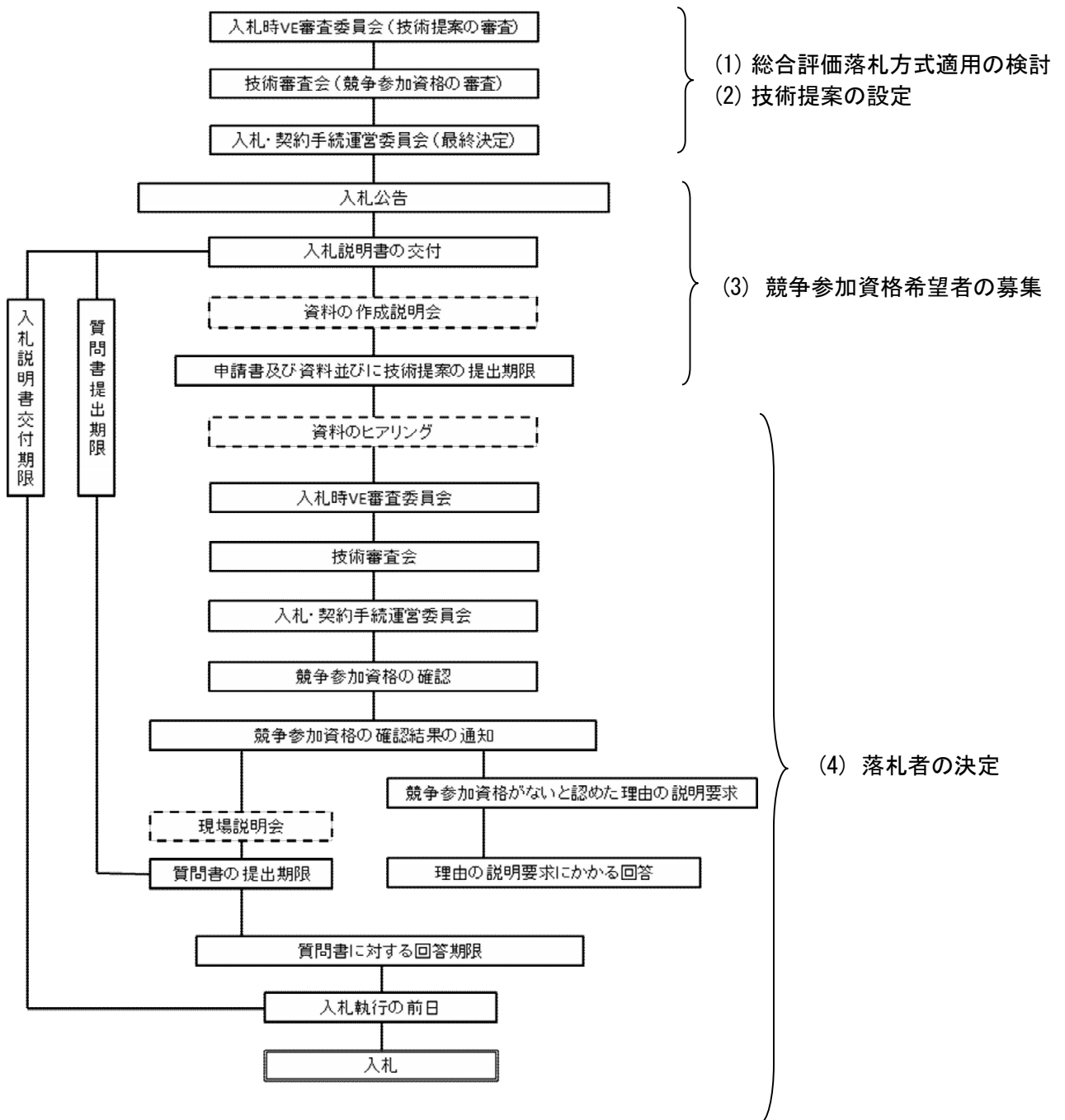
図 総合評価落札方式の概略フロー

## II 総合評価落札方式の実施手順

### 1. 手続きの流れ

総合評価方式を実施する場合の手順の例を以下に示す。所要日数は、工事の内容に応じ適宜設定する必要がある。なお、政府調達協定対象工事については、手続に所定の日数を確保することが必要となる。

総合評価落札方式を適用する一般競争入札の業務フローの例





## (1) 総合評価落札方式適用の検討

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）において、発注者は「発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努める」とされていることから、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価落札方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての公共工事において総合評価落札方式を適用することを基本とし、技術的な工夫の余地が十分ある工事において技術提案を求めるのはもとより、技術的な工夫の余地が小さい工事においても施工計画の審査、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事实績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

総合評価の類型は、施工能力評価型、技術提案評価型に分類することとし、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じていずれかの類型を選定する。

### ① 施工能力評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するもの。Ⅰ型とⅡ型に分類される。

#### i 施工能力評価型Ⅰ型

施工計画を求めて審査するとともに、企業・技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

#### ii 施工能力評価型Ⅱ型

企業・技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行う。

### ② 技術提案評価型

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するもの。構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合（A型）と、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に対して施工上の工夫等の技術提案を求める場合（S型）の大きく2つに分類される。また、A型は標準案の有無や技術提案の求める範囲に応じて3つ（AⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型）に分類される。

#### a. 技術提案評価型AⅠ型

通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合に適用する。

#### b. 技術提案評価型AⅡ型

想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合に適用する。

#### c. 技術提案評価型AⅢ型

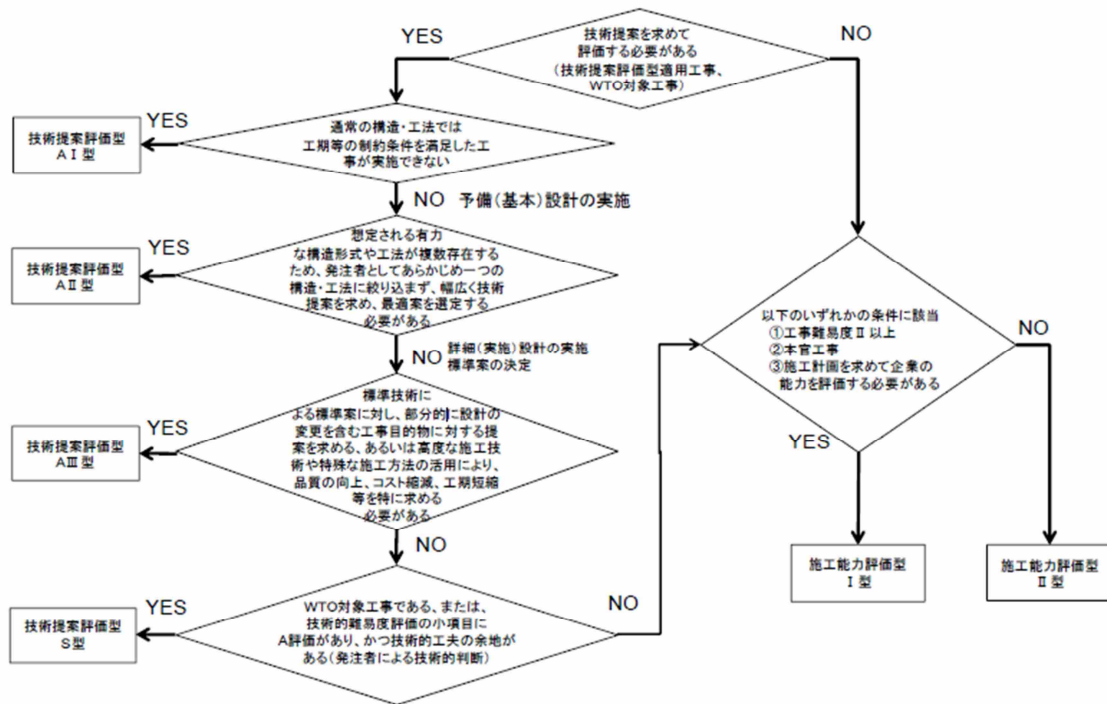
標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用する。

#### d. 技術提案評価型 S 型

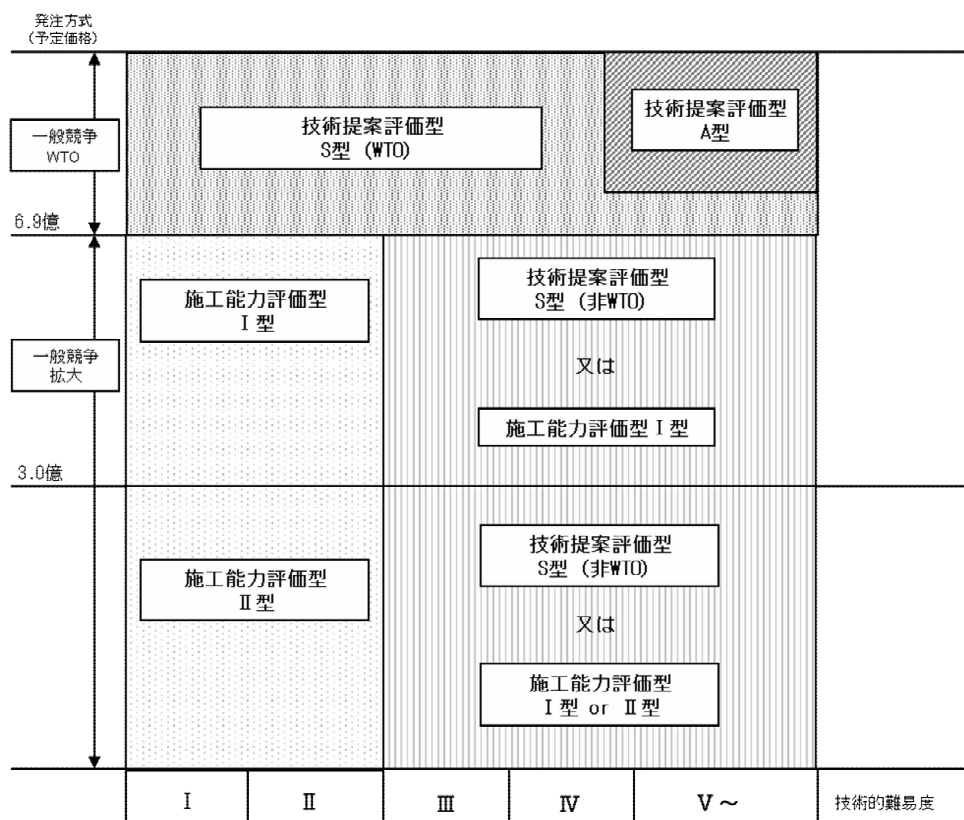
工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合に適用する。

なお、評価の類型は各工事の特性に応じて選択するものであるが、工事の難易度・規模に応じてある程度の発注目安を作成している例もある。

○総合評価の種類の選定の考え方の例



○難易度・規模別発注目安の作成例



本マニュアルでは、公共建築工事の発注機関における総合評価落札方式の一層の活用促進を目的とし、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月）にて新たに示された方式である技術提案評価型と施工能力評価型の総合評価落札方式を対象に解説する。

## (2) 評価方法（施工能力評価型の場合）

### ① 評価項目設定の観点

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、以下の観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入力の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定する。その際、品質確保・品質向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定する。

#### ア. 企業の能力等

発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。

#### イ. 技術者の能力等

発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。具体的には、配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

#### ウ. 施工計画（施工能力評価型 I 型の場合）

技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

### ② 評価項目の設定

次表を参考に評価項目を設定する。

また、施工能力評価型 I 型では、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどのような点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。又は、これに代えて、環境対策等特に配慮すべき事項について記述を求める。

資格要件・評価項目		施工能力評価型		
		I 型	II 型	
企業の 能力等	同種工事の施工実績	○	○	
	工事成績	○	○	
	表彰	○	○	
	関連分野での技術開発の実績	△	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	△	
	技術者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	△	△	
	その他(手持ち工事量等)	△	△	
地域精 通度等	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	△	△	
	その他(ボランティア活動等)	△	△	
技術者 の能力等	資格	△	△	
	同種工事の施工実績	○	○	
	工事成績	○	○	
	表彰	○	○	
	継続教育(CPD)の取組状況	△	△	
	その他	△	△	
	監理能力(ヒアリング)	△	×	
( 施 技 工 術 計 提 画 案 )	施工計画 ※施工上配慮すべき事項の記述の適切性を可、不可で判断する	○	×	
	施工計画の適切性(ヒアリング)	△	×	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

### ③ 加算点の設定等

価格以外の要素を評価して落札者を決定するための加算点(技術評価点)の上限は、工事の内容等に応じて適切に定める。通常、評価項目を複数設定するが、その場合には、それぞれの評価項目の必要度や重要度に応じて適切に重み付けを行い、各評価項目に評価点を配分する。

施工能力評価型 I 型では、提出された施工計画について現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格(競争参加資格を認めないこと)とする。

施工計画の適切性(配置予定技術者の施工計画に対する理解度)を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

### ④ 評価基準の作成

上記①～③をまとめて評価基準とする(Ⅲ実施事例参照)。

## (3) 評価方法(技術提案評価型の場合)

### ① 評価項目設定の観点

技術提案評価型における評価項目は、以下の観点に基づき、(2)①と同様に設定する。

- ア. 企業の能力等((2)①アに同じ)
- イ. 技術者の能力等((2)①イに同じ)
- ウ. 技術提案

発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持等を評価の視点とする。

### ② 評価項目の設定

次表を参考に評価項目を設定する。

技術提案評価型 S 型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事ごとに当該工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題を踏まえて設定する。

技術提案の指定テーマは、工事内容に応じて1～2テーマを設定することとし、指定テーマに対する技術提案は、テーマごとに最大5つ程度を基本とする。

技術提案評価型 A 型においては、総合評価項目として、下記の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話(ヒアリング)の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

- 技術提案(定量的及び定性的な評価項目)

- ・総合的なコスト縮減に関する技術提案
  - ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
  - ・環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案
- 上記技術提案に係る具体的な施工計画

資格要件・評価項目		技術提案評価型	
		WTO以外	WTO
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	×
	工事成績	○	×
	表彰	○	×
	関連分野での技術開発の実績	△	×
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	×
	技術者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	△	×
	その他(手持ち工事量等)	△	×
地域 精 通 度 等	地理的条件		
	本支店営業所の所在地	△	×
	企業の近隣地域での施工実績の有無	△	×
	配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	×
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	△	×
その他(ボランティア活動等)	△	×	
技術 者 の 能力 等	資格	△	×
	同種工事の施工実績	○	×
	工事成績	○	×
	表彰	○	×
	継続教育(CPD)の取組状況	△	×
	その他	△	×
	監理能力(ヒアリング)	△	×
技術 提 案	技術提案	○	○
	技術提案の理解度(ヒアリング)	△	○

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定



### ③ 評価方式の決定

評価の方法は、数値化できる項目については下記 a. によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記 b. または c. のうち評価項目の特性に応じた適切な評価方式によるものとする。

透明性確保の観点から入札説明書等には評価項目ごとに入札参加者の提示する技術提案等とその評価点の関係（評価基準）を明らかにすることが必要であり、定性的であっても評価方法を明示することが必要であることに留意する。

#### a. 数値方式

数値化が可能な評価項目の数値により評価点を付与する方式で、標準的には、提示された最高の数値に満点を、最低限の要求要件を満たす評価項目の数値に 0 点を付与する。その他の入札参加者の評価点については、一般的には、それぞれの評価項目の数値に応じ按分した点数を付与する。

#### b. 判定方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、技術提案等を優／良／可等の数段階で評価、判定する方式である。標準的には、各評価に満点／中間点／0点のように均等間隔に按分した評価点を付与する。なお、4段階以上で評価することもできる。

#### c. 順位方式

数値化が困難な定性的な評価項目に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に 0 点を付与し、中間の者には均等間隔に按分した評価点を付与する。

#### ○ 評価点の算定例

入札参加者	ア 数値方式の例			イ 判定方式の例		ウ 順位方式の例		
	提案値	評価点		判定	評価点	順位	評価点	
A 社	21	$20 \times (21 - 10) \div (30 - 10) =$	11.0	優	20	2	$20 \times (3 \div 4) =$	15
B 社	30	$20 \times (30 - 10) \div (30 - 10) =$	20.0	優	20	1	$20 \times (4 \div 4) =$	20
C 社	18	$20 \times (18 - 10) \div (30 - 10) =$	8.0	良	10	3	$20 \times (2 \div 4) =$	10
D 社	14	$20 \times (14 - 10) \div (30 - 10) =$	4.0	可	0	4	$20 \times (1 \div 4) =$	5
E 社	11	$20 \times (11 - 10) \div (30 - 10) =$	1.0	可	0	5	$20 \times (0 \div 4) =$	0

#### ア 数値方式

評価点の満点を 20 点、提案値の最低要件を 10 点、最低要件を満たす提案の評価点を 0 点とした場合の評価点

$$\text{【評価点】} = \text{【評価点の満点】} \times (\text{【提案値】} - \text{【最低要件】}) \div (\text{【最高提案値】} - \text{【最低要件】})$$

#### イ 判定方式

優を 20 点、良を 10 点、可を 0 点とした場合の評価点

#### ウ 順位方式

1 位（満点）を 20 点とした場合の評価点

#### ④ 加算点の設定

価格以外の要素を評価して落札者を決定するための加算点(技術評価点)の上限は、工事の内容等に応じて適切に定める。通常、評価項目を複数設定するが、その場合には、それぞれの評価項目の必要度や重要度に応じて適切に重み付けを行い、各評価項目に評価点を配分する。

技術提案評価型の場合には適用工事の施工上特に重要な課題の解決に係る評価項目を重要視して配分する。

#### ⑤ 評価基準の作成

上記①～③をまとめて評価基準とする(Ⅲ実施事例参照)。

### (4) 競争参加希望者の募集

#### ① 入札公告の作成

入札公告の作成にあたっては、この工事が総合評価落札方式の適用工事であることを明記するとともに、落札者の決定方法について記述する。記載方法については、Ⅳの様式例2を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

- a. 工事概要
- b. 競争参加資格
- c. 総合評価に関する事項
  - ・ 総合評価の方式
  - ・ 総合評価の実施手順
  - ・ 落札者の決定方法

#### ② 入札説明書の作成

入札説明書には、入札公告への記載内容に加え、落札者の決定方法に関する次の事項を記載する。なお、記載方法についてはⅣの様式例3を参考にし、実情に応じ適宜修正する。

(施工能力評価型の場合)

- ・ 評価項目と得点配分(企業の技術力、配置予定技術者の技術力、施工体制)

(技術提案評価型の場合)

- ・ 評価項目と得点配分(施工体制、技術提案)
- ・ 技術提案のテーマと評価基準

#### ③ 質問の受付・回答

入札公告と同時に、入札説明書の交付を開始するが、入札説明書等に対する質問書を電子入札システム等により一定の期間を定め受け付け、質問書の提出があった場合においては、回答書を電子入札システム等により一定の期間を定め閲覧に供する。

## (5) 落札者の決定

### ① 技術提案の審査

技術提案の審査は、内部の委員会等において、評価基準に従って実施する。

### ② 技術提案の採否の通知

施工計画や技術提案の審査の結果、有効と判断されたものは採用とし、工事目的物が設計内容と異なる場合や現場条件への適用の困難が予想される場合など、提案を採用することが適当でないとして判断されたものは不採用とし、競争参加希望者に電子入札システム等により採否通知を行う。採否通知を受けた者は、不採用の提案については、設計図書に示された標準案による施工を想定して入札を行う。

### ③ 総合評価の方法

技術提案の評価と価格の両者を総合的に評価した評価値を指標として、評価値の大きい順に競争参加者に順位を付ける。

評価値の算出方法には、除算方式、加算方式等がある。(なお、国においては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等その他の方式による場合には、別途個別協議が必要となる。)

#### a. 除算方式

##### ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

##### イ. 技術評価点の設定の考え方

技術提案のない又は技術提案をしたが採用されず発注者の提示した標準案によるものに対する得点を標準点、技術提案の良否の評価により付加される得点を加算点とするが、標準点と加算点の合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容を勘案して適切に設定するものとする。標準点は100点、加算点の合計の上限は、施工能力評価型で30～50点、技術提案評価型で50～70点程度を基本とし、工事の技術的難易度、評価項目の重要度に応じて設定するのが標準的である。

##### ウ. 特徴

支出に対し最も価値の高いサービスを提供する Value for Moneyの考え方によるもので、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、評価値は価格あたりの工事品質を表す指標である。

#### b. 加算方式

##### ア. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

##### イ. 価格評価点の算出方法の例

$$\text{例1} \quad 100 \times (1 + \alpha - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$\alpha$  : 例えば平均落札率

$$\text{例2} \quad 100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

ウ. 技術評価点の設定の考え方

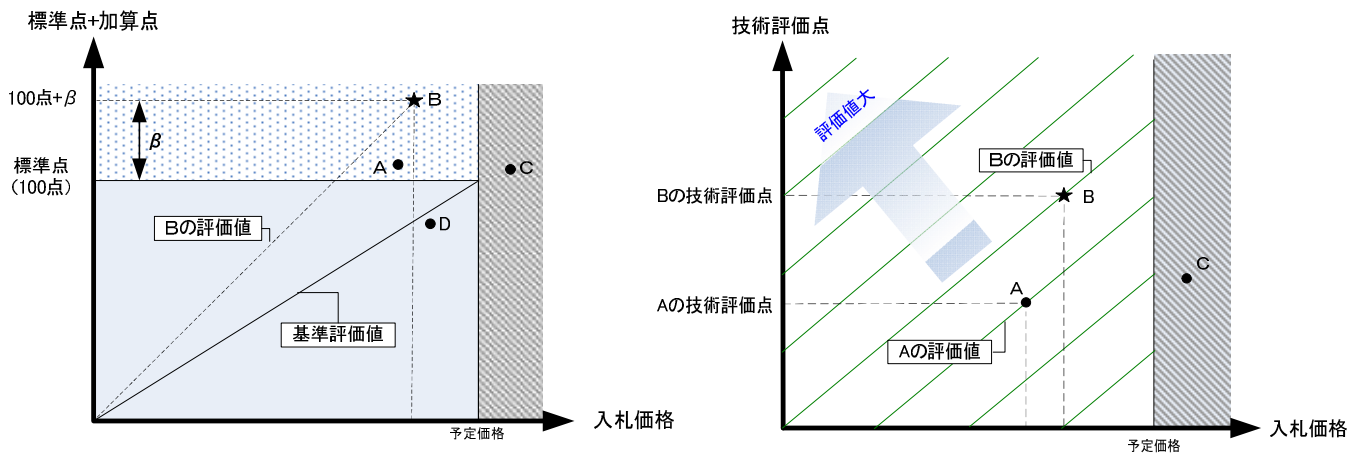
上記イにより価格評価点を算出する場合は、技術評価点の上限を10～30点程度とするのが標準的である。

エ. 特徴

価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、技術力を加味して評価点を算出する。

④ 落札者の決定

簡易型、標準型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。



は、「要件①(入札工事価格が予定価格の範囲内)」を満足しない領域
  は、「要件(入札工事価格が予定価格の範囲外)」を満足しない領域  
 は、「要件②(「最低限の要求要件」を満たす)」を満足しない領域

× C社は、『要件①』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× D社は、『要件②』を満たしていない。  
(「最低限の要求要件」を満たさない)

× A社は、入札価格では上位だが、評価値がB社を下回る。

× C社は、『要件』を満たしていない。(予定価格を超過)

**入札価格 > 予定価格**

× A社は、入札価格(価格評価点)では上位だが、評価値がB社を下回る。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \\ &= (100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) + \text{技術評価点} \end{aligned}$$

○ B社は、2つの要件をクリアし、評価値が最も高いので落札者となる。

a 除算方式の評価イメージ

b 加算方式の評価イメージ

## (6) 施工体制確認型総合評価落札方式の活用

特に適切な施工体制を確保する必要があると認める工事においては、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実施できるかどうかを審査し評価する方式を活用する。

その際、評価項目としては、「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」を設定し、配点は標準的に、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数を100点とする場合、施工体制評価点は各項目15点、合計30点とし、施工能力評価型で40点、技術提案評価型S型で60点、技術提案評価型A型は70点とする。

審査・評価方法は、原則として予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした全ての者にヒアリングを実施し、ヒアリング、工事費内訳書等をもとに審査し、評価する。評価にあたっては、通常、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に施工体制評価点を満点から減点することにより評価するが、申込みに係る価格によっては施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、そのような一定の基準を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価する。

## 2. その他の手続き

### (1) 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要がある。このため、総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定めようとするとき等に学識経験者の意見を聴取する。

中立かつ公正な審査・評価を確保するため、国に関して基本方針では、「国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者決定についても意見を聴く」とされている。

#### ① 実施方針の策定時

総合評価落札方式の適用工事を決定するとき。

#### ② 落札者決定基準（評価方法）の策定時

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するとき。

#### ③ 個別工事の実施時

特に、技術提案評価型の総合評価方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

なお、地方公共団体については、地方自治法施行規則第十二条の四の規定により、総合評価方式を行おうとするとき、総合評価方式により落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

この場合、以下に示すような運用面での工夫も考えられる。

- ・ 各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける。
- ・ 既存の審査の場に学識経験者を加える。
- ・ 個別に学識経験者の意見を聴く。
- ・ 公共工事の発注者の立場における実務経験を有している者等も学識経験者に含める。

## **(2) 結果の公表等**

### **① 総合評価の審査結果の公表**

総合評価の審査結果については、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、落札結果とともに契約後なるべく早期に公表する。

### **② 苦情申立の受付・回答**

入札及び契約の過程に関する苦情処理については、各発注者がその苦情を受け付け、適切に説明を行う必要がある。

さらに不服のある場合には、第三者機関の活用等により、中立・公正に処理する仕組みを整備しておく必要がある。

### **③ 入札者への情報提供**

落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び技術提案等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

## **(3) 契約書の作成**

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、全て契約書にその内容を記載することとし、契約上責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について取り決めておくものとする。

### 3. 契約後の措置

#### (1) 評価内容の担保

施工において技術提案の内容に基づき履行できなかった場合は、再施工を原則とするが、再施工が困難あるいは合理的でない場合は、例えば遵守できなかった評価項目の加算点に相当する契約金額の減額、違約金の請求等を行う。また、工事成績評定についても、遵守できなかった評価項目の加算点に応じた減点を行う。

さらに、引渡後において、技術提案の不履行が確認された場合は、再施工（瑕疵修補）の義務等を課すとともに、工事成績評定の減点を行う。

#### (2) 提案内容の変更

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「品質管理、安全管理及び環境配慮に関わる具体的な施工計画」に影響がある場合には、次の式により変更した提案値に読み替えて適用する。なお、これに拠れない場合は、現場の状況により協議して定める。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$



### Ⅲ 実施事例

ここでは、国や地方公共団体における総合評価落札方式の実施において、それぞれの発注主体が施策に応じて設定している評価項目や、技術提案を求めているテーマの設定事例を示す。

なお、ここで紹介している事例を参考とする場合には、それぞれの発注主体において、対象工事の評価項目等として適切であるか判断する必要がある。

# 1. 評価項目(企業・技術者の能力等)の設定事例(施策に応じたもの)

(1) 担い手育成等(若手活用、女性活用、登録基幹技能者活用)

若手・女性技術者活用評価
--------------

(入札説明書) (抜粋)

3 総合評価に関する事項

(1) 評価基準・提出資料

[必須評価項目]

キ 配置予定技術者の技術能力

評価項目	評価基準・提出資料		配点
(キ)女性建築技術者の配置(現場代理人または監理技術者に配置) 【 /1.0点】	評価基準	現場代理人または監理技術者に女性を配置している。	1.0点
		上記に該当しない。	0点
	留意事項	評価の視点について ① 資格について 現場代理人については、下記ア～ウのいずれかを満たす者とする。 ア 一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士 イ 一級建築士又は二級建築士 ウ ア及びイにおける平成28年度、または平成29年度の資格試験受験者 ② 候補者の複数提示について 下記アイいずれかを満たす場合に加点します。 ア 現場代理人の候補者全てが女性 イ 監理技術者の候補者の全てが女性	
提出資料	1. 様式キ(キ)		
	(2) 女性の技術者であることを証明する書類の写し (健康保険被保険者証、社員証など)		
	3. ①を証する書類 ア及びイ 免許証明書又は免許証の写し ウ 受験票の写し		

## 専任補助者の活用

### (入札公告) (抜粋)

#### 3. 工事概要

##### (6) 工事実施形態

③本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(以下「専任補助者」という。)を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。

### (入札説明書) (抜粋)

#### 4. 競争参加資格

##### (1) (省略)

(2) ○○局における建築工事に係るA又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○局長(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

##### (3) ~ (4) (省略)

(5)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

②平成16年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。また、(ア)(a)から(c)については、同一建物の施工経験とする。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ア)の施工経験は、(ウ)に掲げる施工経験(以下「代要件」という。)に代えることができる。

(ア) 下記の建物の新営(新築又は増築)工事(基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事)

(a) 建物用途 下記以外の建物。

独立住宅・集合住宅(寮、宿舎を含む。)、倉庫、車庫、工場及び体育館の類

(b) 構造・階数 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

何れの場合も当該構造が地上2階以上

(c) 建物規模 延べ面積500㎡以上

(イ) (省略)

(ウ) 建築工事の施工経験(代要件)

「建築工事」とは、上記4.(2)に示す工事種別とする。

(エ) (省略)

#### 5. 総合評価に関する事項

##### (4)II2) 技術者の能力等

##### ① 配置予定技術者の能力について

(評価項目(※)、評価基準、配点の表省略)

※ ア)平成16年度以降の同種工事の施工実績と立場、イ)評価対象工事で、平成26年度以降完成した当該工事種別工事の施工経験における工事成績評定点、ウ)○○地方整備局発注工事の平成26年度以降の優良工事表彰の有無、エ)継続教育(CPD)の取り組み状況、オ)週休2日実施証明書の有無

1. 配置予定技術者が複数となる場合は合計得点の低い者を採用し評価する。また、専任補助者の予定技術者が複数となる場合は、専任補助者の予定技術者のうち合計得点の低い者を採用し評価する。

4. 上表ア)~エ)において、専任補助者を配置する場合には専任補助者の能力で評価する。

## 登録基幹技能者活用

### (入札公告) (抜粋)

#### 3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目及び評価の着目点

3) 企業評価

2. その他企業評価

地域内での営業拠点の有無、登録基幹技能者の活用について評価する。

### (入札説明書) (抜粋)

(入札説明書)

#### 5. 総合評価落札方式に関する事項

(2) 入札の評価に関する基準

3) 企業評価

② その他企業評価

#### II 登録基幹技能者の活用

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録基幹技能者の活用	施工期間中に登録基幹技能者を活用する。	5.0	/5.0
	上記を活用しない	0.0	

※1: 申請した登録基幹技能者が対象工種の施工期間に継続して、当該現場作業へ従事しなければならない。

※2: 登録基幹技能者の活用については施工計画書にも記載すること。

※3: 本工事における登録基幹技能者とは、「登録コンクリート圧送基幹技能者」、「登録防水基幹技能者」、「登録建設塗装基幹技能者」、「登録左官基幹技能者」、「登録鉄筋基幹技能者」、「登録圧接基幹技能者」、「登録型枠基幹技能者」、「登録配管基幹技能者」、「登録鳶・土木基幹技能者」、「登録切断穿孔基幹技能者」、「登録内装仕上工事基幹技能者」、「登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者」、「登録エクステリア基幹技能者」、「登録外壁仕上基幹技能者」、「登録基礎工基幹技能者」、「登録タイル張り基幹技能者」のいずれかをいう。

#### 8. 競争参加資格の確認等

(3) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

##### ⑤ 登録基幹技能者の活用に係る資料

登録基幹技能者を活用する場合は、様式7に記載する。また、活用する場合は、対象工種に従事するまでに、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習を修了したことを証明する、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。評価の対象とする登録基幹技能者は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。また、契約後に申請している登録基幹技能者の種類を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

## ワーク・ライフ・バランス等推進

### (入札公告) (抜粋)

#### 3 総合評価落札方式に関する事項

##### (2) 評価項目

評価項目: 以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 評価テーマに対する提案
- (イ) 地域貢献度に関する事項
- (ウ) ワーク・ライフ・バランスに関する事項

### (入札説明書) (抜粋)

#### (入札説明書)

#### 7 競争参加資格の確認等

##### (3) 資料は次に従い作成すること。

- ⑦ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法(平成 27 年法律第 64 号)、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和 45 年法律第 98 号)その他の関係法令に基づく認定(認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他ワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。)を受けた企業は、当該基準適合一般事業主認定通知書の写しを添付すること。(別記様式5-6)に有無を記載すること。

#### 9 総合評価に関する事項

##### (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価基準及び得点配点は次のとおりとする。

##### (ウ) ワーク・ライフ・バランスに関する事項

評価内容	評価基準	配点	得点
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定 (えるぼし認定企業)	1段階目	1.0	3/20
	2段階目	2.0	
	3段階目	3.0	
	行動計画	1.0	
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナ認定企業)	くるみん(旧基準)	1.0	
	くるみん(新基準)	1.5	
	プラチナくるみん	2.0	
青少年の雇用の促進等に関する法律 (若年雇用促進法)に基づく認定	ユースエール認定	2.0	

※複数の認定に該当する場合は、最も配点が高い区分にて加点する。

(2) 施工合理化等(施工合理化技術の導入、新技術導入促進)

施工合理化技術の導入

(入札説明書) (抜粋)

7. 総合評価に関する事項

(3) 評価の基準

① 技術提案[VE 提案]

下記の評価項目について評価を行い、評価点を算出する。なお、評価点の最高点は 30 点とする。

ただし、下記評価項目に係る評価点は、開札後に行われる③施工体制(施工体制評価点)の審査結果により得られる施工体制評価点の割合によって減ずる場合がある。(計算式:開札後の評価点=審査の結果得られた施工体制評価点/30点×下記評価結果により得られた評価点)

評価項目	評価基準
技術提案[VE 提案]	
本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案	<p>本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇において〇〇庁舎建築工事の新築工事を行うものである。</p> <p>本施設は鉄筋コンクリート造であるため、外壁のひび割れ防止及び良好な表面の仕上がり状態を確保することが重要である。</p> <p>このため、本工事におけるコンクリート躯体工事(鉄筋及びコンクリート工事)の品質確保に対する具体的な提案を求める。</p> <p>なお、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外壁のひび割れ防止対策に係わる提案</li> <li>2. コンクリートの充填不良対策に係わる提案</li> <li>3. <u>施工合理化に資する提案</u>(品質確保については標準案と同程度であっても可) (施工合理化とは、品質及び安全性を確保しつつ、プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIMの活用など、合理的な施工方法を採用することにより、現場の作業時間を短縮するなど、生産性を向上させることをいう。)</li> </ol> <p>&lt;提案の対象外とする提案項目&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 品質確保のための施工体制に関するものうち、委員会の設置に関する提案</li> <li>② 基礎及び基礎梁に関する提案</li> </ol> <p>【V(30点)】 内容が具体的で大きな効果が期待できる優れた提案である。</p> <p>【IV(23点)】 V・IIIの中間の提案である。</p> <p>【III(15点)】 内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である。</p> <p>【II(8点)】 III・Iの中間の提案である。</p> <p>【I(3点)】 標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である。</p> <p>【不採用】 全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの又は実施を認めないもの。 作成様式は別記様式-7とし、別記様式-7[別添]に注意事項等を示すので、必ず確認すること。</p> <p>【過度なコスト負担を要する提案について】 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。</p>

(別記様式-7)

※標準案で入札に参加する場合は、提出は不要。

(用紙A4)

## 技術提案書[VE提案]

(工事名:〇〇庁舎建築工事)

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
会社名:〇〇〇〇建設(株)

本工事の技術提案については、以下のとおりとします。

なお、本技術提案が適正と認められた場合は、本技術提案(施工不可と判断された提案項目を除く。)に基づいて詳細な施工計画を立案し施工を行います。

評価項目:本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案

(評価項目のポイント)

本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇-〇 において〇〇庁舎建築工事の新築工事を行うものである。

本施設は鉄筋コンクリート造であるため、外壁のひび割れ防止及び良好な表面の仕上がり状態を確保することが重要である。

このため、本工事におけるコンクリート躯体工事(鉄筋及びコンクリート工事)の品質確保に対する具体的な提案を求める。

なお、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。

1. 外壁のひび割れ防止対策に係わる提案
2. コンクリートの充填不良対策に係わる提案
3. 施工合理化に資する提案(品質確保については標準案と同程度であっても可)

(施工合理化とは、品質及び安全性を確保しつつ、プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIMの活用など、合理的な施工方法を採用することにより、現場の作業時間を短縮するなど、生産性を向上させることをいう。)

(提案の対象外とする提案項目)

- ① 品質確保のための施工体制に関するものうち、委員会の設置に関する提案
- ② 基礎及び基礎梁に関する提案

提案項目	提案内容	標準案との相違点	期待される効果	資料番号
1. 外壁のひび割れ防止対策に係わる提案	<b>【実施方法】</b> 〇〇対策として□□を実施 <b>【付帯技術】</b> □□に併せて××を実施	<b>【標準案】</b>  <b>【提案】</b>		V-1
2. コンクリートの充填不良対策に係わる提案				V-2
3. 施工合理化に資する提案				V-3
4. ....				V-4
5. ....				V-5

注)各提案項目には1から5までの通し番号を付けること。

記載にあたっての注意事項等は、本様式の[別添]に示すので必ず確認すること。

## 技術提案書〔VE提案〕に関する注意事項等

1. 技術提案書【VE提案】については、標準案又は資料提出者の各技術提案に対して、期待される効果の有効性・具体性・適切性等を比較し評価する。
2. 必要に応じ、図表等による補足説明が必要な場合は、当該提案項目に対する補足のみを記載し資料番号を付した補足説明資料を、別途添付することができる(業者名を記載した様式を用いないこと)。  
また、文面の文字の大きさは10ポイント以上を基本とし、説明図表等に用いる文字は、判読可能な文字の大きさとする。
3. 提案の記載にあたっては、文面や説明図表等に業者名(過去に受注した、具体的な工事件名等の業者名が類推できるものを含む)を記載しないこと。
4. 別記様式－7の頁数は、A4版1頁以内とし、図表等は貼り付けないこと。上限頁数を超えた場合、加点評価対象は1頁目までに記載されている内容とし、2頁目以降に記載した内容は加点評価対象としない。この場合、2頁目以降に記載した内容については標準案に基づく入札を行うものとし、履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く。)は負うものとする。
5. 提案項目数は5項目提案するものとし、記載の順に1から5までの通し番号を付けること。  
加点評価対象は番号1から5の提案項目とし、これを超えた提案項目は加点評価対象としない。  
また、通し番号の記載がない提案項目についても加点評価対象としない。  
なお、5項目に満たない提案項目であっても、欠格とするものではない。
6. 必ず記載することと指定された提案項目がある場合は、指定された番号を付して提案項目を記載するものとする。  
指定された番号に指定された提案項目と異なる提案項目が記載されている場合は、指定番号の提案項目は加点評価対象としない。  
なお、番号指定された提案項目を複数記載する場合は、指定されていない番号を付けること。
7. 1つの提案項目は1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。  
複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない。  
**【複数提案と見なし加点評価対象としない例】**  
・騒音対策として〇〇を実施し、振動対策として△△を実施することで環境対策に努める。
8. 以下に反する記載を行った提案項目は、加点評価対象としない。
  - ① 1つの提案項目に対する具体的な施工計画は、工事の特性及び現場条件等を考慮のうえ、提案項目とした着目対象に関して効果を発現させるための“実施方法”を1つ記載すること。
  - ② 実施方法を効率的、効果的に行うための“付帯技術”を1つ記載できるものとする。
  - ③ 曖昧な表現及び「現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等に基づき施工」等の簡易な表現はしないこと。
9. 標準案と同程度の提案及び一般的な提案は加点評価対象としない。  
ただし、施工合理化に資する提案における「品質確保」については、標準案と同程度の提案であっても加点評価対象とする。  
なお、「標準案と同程度の提案」とは、以下のとおり。
  - ① 現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等に基づく施工
  - ② 関係法令等を遵守した施工
  - ③ 登録基幹技能者の配置のみの提案
  - ④ 提出された資料だけでは詳細が不明で効果が確認できない提案
10. 本工事における過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。



過度なコスト負担の考え方

- ① 必要以上の対策を講じる提案(過剰な設備投資、要員増)
  - ② 効果の程度及びその範囲が適当でない提案など(管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合及び工法)
  - ③ その他(提案に要する費用が著しく高価なもの)
11. 注意事項4. 5. 6. 7. 8. 9で加点評価対象としない提案及び注意事項 10. で優位な評価としない提案については、標準案に基づく入札を行うものとし、履行義務(施工不可または不採用と判断されたものを除く)は負うものとする。
12. 以下に示す様な提案項目は、契約後の協議等により確認するべきものであることから、不採用として評価の対象としない。
- ① 近接する他工事との調整や第三者(当該施設管理者、他機関等)との協議(一般的な協議事項を除く)を要するもの
  - ② 「現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等」の変更が伴うもの  
**【現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書等の変更が伴う評価できない例】**
    - ・現場説明書に示す条件を変更するもの
    - ・仮設備等計画図(参考図)を変更するもの
    - ・新技術を用いる等で標準仕様書に示す工程を省略するもの
    - ・躯体内に残置となる仮設物等(充填センサー等)において断面欠損と判断されるおそれのある提案
    - ・コンクリートの調合(混和剤等も含む。)に関する提案
    - ・鉄筋の継手位置や配筋を変更する提案
  - ③ 安全対策に関する提案
  - ④ 評価項目のポイントで、提案の対象外としている提案。
  - ⑤ その他、具体的内容の確認を必要とするもの。
    - ・具体的な実施範囲・条件等が明確に記載されていないもの
    - ・具体的な効果内容が確認できないもの
13. 以下に示す様な提案項目は、施工不可(提案が不適切であるもの)として、評価の対象としない。
- ① 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
  - ② 関係法令に違反するもの
  - ③ 工事目的物の変更が伴うもの
  - ④ その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの

## 新技術導入促進

### (入札公告) (抜粋)

#### 1 工事概要

##### (6) 工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

- ⑫ 本工事は、NETIS登録技術等の新技術の活用を図るため、新技術を活用する場合に、発注時に新技術の活用に係る計画書を求める新技術導入促進(Ⅰ)型工事である。

新技術を活用する場合には、発注者が設定したテーマに基づいたNETIS登録技術、NETIS掲載期間を終了している技術(以下「NETIS登録技術等」という。)を対象に、本工事で活用する技術やその活用方法を記載した「新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書」を提出すること。

なお、新技術の活用に係る費用は受注者の負担とする。

### (入札説明書) (抜粋)

#### 5. 総合評価に関する事項

##### (4) 評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

#### Ⅱ. 加算点

##### 1) 企業の能力等

##### ① 企業の施工能力について

評価項目	評価基準	配点	得点
オ)本工事における新技術活用の取り組みの有無	新技術の活用有り	1.0	/1.0
	新技術の活用無し	0.0	

6. 上表オ)において、技術テーマに基づきNETIS登録技術等を活用する場合は、「新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書(別紙様式9)」を提出すること。

新技術については、『コンクリート躯体の品質向上技術』に関連する技術を選定すること。

なお、別記様式9を添付しない場合、様式を添付しても内容記載がない場合は、新技術活用がないものと評価する。

7. 新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書と施工計画に重複提案があっても加点評価の対象とする。  
8. 新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書に基づく施工契約後の実際の施工に際しては、公共建築工事標準仕様書1. 2. 2に基づく「施工計画書」に提出した新技術の活用について内容を記載し、その内容に基づく施工を行うものとする。

受注者の責により、新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書に記載された内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。

#### 7. 競争参加資格の確認等

- (3) 確認資料は、次に従い作成すること。

##### ⑥ 表彰実績等(別記様式6)

##### (ウ) 新技術活用の取り組み

新技術活用の取り組みの「有無」に○印を記入。

##### ⑧ 新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書(別記様式9)

上記⑥(ウ)における新技術活用の取り組みが「有」の場合に、本工事で活用する技術やその活用方法を記載して提出すること。

-----  
(別記様式9)

新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書

工事名 : ○○(19)建築外1件工事

会社名 : ○○建設(株)

技術テーマ	コンクリート躯体の品質向上技術
新技術名称	○○○○工法
NETIS番号	○○—○○○○○○○—○
新技術を適用する工種等	○○工
新技術の選定理由	※新技術の選定理由として、当該工事に適用する目的、期待される効果の具体性、妥当性など。
選択した新技術を当該工事に有効と判断した理由	※新技術の適用条件として、新技術を当該工事に適用できると判断した理由や根拠など。

注1: 本様式を添付しない場合、様式を添付しても内容記載がない場合は、新技術活用がないものと評価する。

注2: 新技術導入促進(Ⅰ)型活用計画書と施工計画に重複提案があっても加点評価の対象とする。

### (3) 受発注者の負担軽減(段階的選抜方式、一括審査方式)

#### 段階的選抜方式

#### (入札公告) (抜粋)

##### 1 工事概要

(8)本工事は、企業の技術力(技術提案[VE 提案]及び工事全般の施工計画を除く)及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書(一次審査)(以下「一次審査申請書」という)及び競争参加資格確認資料(以下「一次審査資料」という)を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案[VE 提案]及び工事全般の施工計画等(以下「二次審査資料」という)の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

##### 3 段階的選抜に関する事項

###### (1) 一次審査

上記2に掲げる競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について評価し、一次審査評価点を算出して与え、一次審査評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。(一次選抜)

ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。なお、競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格(2(6)を除く)を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。詳細は、入札説明書による。

###### (2) 二次審査

発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められ、一次選抜された者について、技術提案[VE提案]及び工事全般の施工計画の評価を行う。

#### (入札説明書) (抜粋)

##### 6. 段階的選抜に関する事項

###### (1) 一次審査

4. に掲げる競争参加資格(4(6)を除く)を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について下記(2)(4)に掲げる評価項目及び評価方法により評価し、一次審査評価点を算出して与え、一次審査評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜(一次選抜)する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。また、競争参加資格(4(6)を除く)を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格(4(6)を除く)を満たす者全てについて、一次選抜された者と認める。なお、一次選抜された者の辞退等により、一次選抜された者の数が10者に満たなくなった場合において、一次選抜されなかった者(以下、「非選抜者(一次審査)」という。)を新たに一次選抜された者として認めることはしない。また、一次審査評価点の結果は、二次審査以降の評価において加算しないものとする。

###### (2) 一次審査の評価項目

###### ①企業の技術力

下記(※省略)における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々一次審査評価点を算出する。

なお、評価項目毎における一次審査評価点の最高点の合計を15点とする。

###### ① 配置予定技術者の技術力

下記(※省略)における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々一次審査評価点を算出する。

なお、評価項目毎における一次審査評価点の最高点の合計を15点とする。

###### (4) 評価方法および一次審査資料の確認等

一次審査資料は次(※省略)に従い作成すること。

なお、評価は、審査基準日をもって行うものとする。

## 一括審査方式

### (入札公告) (抜粋)

#### 入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札 (政府調達対象外) に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて2件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇

#### 1. 工事概要

##### (1) 工事名

- ①〇〇〇庁舎機械設備工事 (電子入札対象案件)
- ②〇〇〇庁舎機械設備工事 (電子入札対象案件)

##### (2) 工事場所

- ①〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
- ②〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

##### (3) 工事内容 ①工事内容 庁舎の新築に伴う機械設備の新設を行う。

###### 施設概要

敷地面積: 〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>

庁舎 新築一式

構造: 鉄筋コンクリート造

建物規模: 地上〇階地下〇階建 延べ床面積 〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>

##### ②工事内容 庁舎の新築、既存〇〇棟の改修に伴う機械設備の新設及び改設を行う。

###### 施設概要

敷地面積: 〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>

1) 本庁舎 新築一式

構造: 鉄筋コンクリート造

建物規模: 地上〇階地下〇階建 延べ床面積 〇, 〇〇〇 m<sup>2</sup>

2) 〇〇棟 改修一式

構造: 鉄筋コンクリート造

建物規模: 地上〇階建 延べ床面積 〇〇〇 m<sup>2</sup>

##### (4) 工期

- ①契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで
- ②契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

#### (4) 地元受注機会拡大(チャレンジ型)

### チャレンジ型

#### (入札公告) (抜粋)

##### 1 工事概要

##### (7) 工事実施形態

1) 本工事は、実績の少ない企業も受注機会を確保できるよう、施工実績、成績評定等のウェイトを抑えた総合評価落札方式「チャレンジ型」の試行工事である。

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「チャレンジ型」の試行工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

#### (入札説明書) (抜粋)

##### 5. 総合評価に関する事項

##### (1) 総合評価に関する着目点及び得点配分

##### 2) 企業の能力等(加算点)

- ① 技術資料等提出書に記載された平成○年4月1日以降に完成した同種工事において、より同種性あり／同種性が低いで評価し、1.0点／0.0点の加算点を与える。
- ② ○○局が発注した工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」(○○局管内の施工に限る)に該当する工事で過去5年間(平成○年4月1日から平成○年3月31日)に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均(実績が1年度の場合は、当該年度の平均点)を算出し、その評定点に応じた加算点を与える。加算点は「75点以上／75点未満又は実績なし」で評価し、それぞれ1.0点／0.0点の加算点を与える。

##### 3) 技術者の能力等(加算点)

- ① 技術資料等提出書に記載された平成○年4月1日以降に完成した同種工事の経験で、従事役職が主任(監理)技術者又は現場代理人、担当技術者の場合において、より同種性あり／同種性が低いで評価し、2.0点／0.0点の加算点を与える。
- ② 技術資料等提出書に記載された平成○年4月1日以降に完成した同種工事における評定点について、○○局が発注した工事又は工事成績相互利用適用対象工事の経験で、従事役職が主任(監理)技術者又は現場代理人、担当技術者の評定点の場合は、「75点以上／75点未満又は実績なし」で評価し、それぞれ1.0点／0.0点の加算点を与える。

(5) 雇用対策(新卒雇用、被災者雇用、障害者雇用、継続雇用)

新卒雇用
------

(入札公告) (抜粋)

6-2 総合評価方式に係る技術資料

6の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)の提出を求める。

(1)提出を求める技術資料	キ 新規雇用計画(様式第 14-1 号)
(2)提出方法	6(1)に同じ。(5の書類と併せて提出すること。)
(3)提出期間	6(2)に同じ。
(4)提出した技術資料の変更の可否	提出された技術資料の変更は認めない。
(5)技術資料の評価方法	ア 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。 イ その他の評価方法及び落札者の決定基準については、入札公告(共通編)による。
(6)競争参加資格に関する事項	技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

[評価項目及び評価基準]

評価項目	配点	評価基準	評価点
<p>オ 企業の新規雇用計画(実績) 従業員を新たに雇用する計画又は雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、次の①～③のいずれかに該当する計画又は実績とする。</p> <p>① 平成26年4月1日以降に雇用した従業員を入札公告日まで継続雇用している実績(雇用期間が3ヶ月以上の場合に限る)</p> <p>② 入札公告日現在、雇用期間が3ヶ月未満の従業員を、工事期間を含めて3ヶ月以上雇用する計画</p> <p>③ 入札公告日以降、工事竣工日までに従業員を新たに3ヶ月以上雇用する計画</p> <p>また、評価の対象とする雇用者は、雇用後の勤務地が〇〇県内となるもので、工事竣工日までに雇用実績等を証明できる者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。 ※若年労働者とは雇用時点で35歳未満の者とする。</p>	2.0 点	雇用計画又は実績有り (2名以上又は 若年労働者※1名)	2.0 点
		雇用計画又は実績有り (1名)	1.0 点
		雇用計画又は実績無し	0 点

## 被災者雇用

### (入札説明書) (抜粋)

#### 3. 評価基準及び得点の配点

評価基準及び得点の配点は下表のとおりとする。

#### (4) 企業の東日本大震災対応

視点	評価項目	評価基準	得点	入札時提出様式	落札候補時提出様式等
企業の東日本大震災対応	<p>ナ. 東日本大震災による「被災者等」の雇用実績</p> <p>東日本大震災の発生以降に、「被災者等」を新規に採用し、公告日現在において建設業従事職員として1名以上雇用している実績</p> <p>※「被災者等」とは東日本大震災にかかる青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者をいう。</p> <p>※評価対象は、東日本大震災以降にハローワークを通じるなどして採用し、対象工事の公告日時点において1ヶ月以上雇用している者とし、公告日以前に解雇又は退職したものは対象としない。</p> <p>※なお、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する短時間労働者は対象としない。</p> <p>※本評価項目は平成27年度まで適用する。</p> <p>●共同企業体による入札公告の場合には、共同企業体を構成するすべての企業のうち、いずれかの企業の実績を対象とする。</p>	雇用あり	1点	<p>様式-共 1-I</p> <p>様式-共 2-II</p> <p>「評価値申告書」</p>	<p>様式-共 6</p> <p>ナ. 欄</p> <p>※申告した雇用実績を証明する次のものを提示する。①(参考様式-2)「被災者等」雇用実績証明書(※提出する。)</p> <p>②「罹災証明書」又は「雇用保険受給資格者証」</p> <p>③ハローワークが発行する紹介状</p> <p>④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</p> <p>⑤「出勤簿」又は「賃金台帳」</p> <p>⑥その他、上記内容が確認できる資料</p>
		なし	0点		



## 障害者雇用

### (入札公告) (抜粋)

#### 4 施工体制確認型総合評価方式 に関する事項

##### (2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は別紙「総合評価方式 評価項目一覧」によります。

#### 総合評価方式評価項目一覧【建築一式工事】

大項目	中項目	小項目	評価基準	加算点			様式	備考
				区分	小項目配点	大項目配点		
企業の能力等	社会貢献度【特定JV代表者】	①次世代育成支援活動実績 ②男女共同参画活動実績 ③障がい者雇用実績 ④環境マネジメントシステムの認証(ISO14001,M-EMS)	左欄の①～④のうち、該当する項目数		10	78	様式-3 様式-11	下記の実績(認証取得)の該当項目数により評価します。 (障がい者雇用実績) 障害者の雇用の促進等に関する法律等に基づく障がい者雇用の有無により評価します。 確認は、法律により雇用が義務づけられている企業の場合、法定雇用が達成されていることが確認できる書類(職業安定所へ提出した最新(8月1日以降)に入札の公告を行う工事については当該年度のみに限る)の障害者雇用状況報告書等)の写しにより行います。 それ以外の企業の場合、雇用している障がい者の障害者手帳の写しや手帳番号等とその者の常時雇用(3ヵ月以上)のわかる書類(保険証等の写し)により確認します。
			①～④のうち4項目の実績(認証取得)あり	10				
			①～④のうちいずれか3項目の実績(認証取得)あり	9				
			①～④のうちいずれか2項目の実績(認証取得)あり	8				
			①～④のうちいずれか1項目の実績(認証取得)あり	5				
		実績(認証取得)なし	0					

## 継続雇用

### (入札公告) (抜粋)

工事別発注概要書

#### C. 総合評価に関する事項

技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等	
18(1)	企業の雇用に関する実績	基準配点	2点
		評価基準	〇〇県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		提出様式	別記様式3-6-1及び別記様式3-7-1
18(2)	企業の雇用に関する姿勢	基準配点	2点
		評価基準	〇〇県総合評価落札方式運用の手引きによる。
		提出様式	別記様式3-6-2及び別記様式3-7-2

### (入札説明書) (抜粋)

「〇〇県総合評価落札方式運用の手引き」

18 (1). 企業の雇用に関する実績			
評価内容	評価基準	基準配点	得点
① 過去1年間の離職者の新規雇用の実績の有無	a. 離職者の新規雇用の実績有り	0.5	/0.5
	b. 離職者の新規雇用の実績無し	0.0	
② 過去1年間の新卒者の新規雇用の実績の有無	a. 新卒者の新規雇用の実績有り	0.5	/0.5
	b. 新卒者の新規雇用の実績無し	0.0	
③ 10年以上の継続雇用の割合	a. 技術職員数の80%以上が10年以上継続雇用	1.0	/1.0
	b. 技術職員数の70%以上80%未満が10年以上の継続雇用	0.5	
	c. 技術職員数の70%未満が10年以上の継続雇用	0.0	
評価のポイント: 企業の雇用に関する実績を評価する。			
<p>評価に関する運用事項</p> <p>●離職者及び新卒者の新規雇用の実績について</p> <p>① 「過去1年間」とは、直前1カ年度及び技術資料提出期限日までとする。</p> <p>② 離職者及び新卒者とは、次の通りとする。          離職者: 離職し、新たに就労を希望する者。          新卒者: 県内高校又は大学等(県内外問わず)を卒業し、卒業日から3年後の卒業した月の月末までの者。          ただし、同一人物で上記を重複して満たす場合、離職者としてのみ評価する。</p> <p>③ 新規雇用は、正規社員としての雇用とし、技術職・事務職を問わない。</p> <p>④ 正規社員は、雇用保険の被保険者(一般)で、〇〇県内に居住している者とする。</p> <p>⑤ 技術資料提出日時点で退職又は解雇している場合は評価しない。また、定年退職後に同一企業に再雇用された場合は評価しない。</p> <p>⑥ 「大学等」とは、短期大学、高等専門学校、大学、大学院をいい、学校教育法第124条に定める専修学校及び〇〇県内の技術専門校も含めるものとする。</p> <p>⑦ 共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者及び構成員がいずれに所属するかを問わず、評価対象とする。</p> <p>⑧ 企業が合併している場合は、合併前のそれぞれの企業の実績についても評価対象とする。</p> <p>⑨ 現社員を解雇した上での再雇用や企業間での社員の形式的な解雇、雇用など不誠実な行為による者は認めない。</p> <p>●10年以上の継続雇用の割合について</p> <p>⑩ 技術資料提出期限日時点で有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」に記載している技術職員数(一級、基幹、二級、その他の人数の合計で役員等の役職は問わない)のうち、10年以上継続雇用され</p>			

<p>ている技術職員数の割合で評価する(役員等の役職は問わない)。</p> <p>⑪ 技術資料提出日時時点で10年以上継続雇用している者を記した技術職員名簿(別記様式3-7-1)に記名及び代表者印押印の上、写しを添付すること。押印を欠く場合は評価しない。</p> <p>⑫ 技術職員名簿の記載内容について、工事契約後に確認を行う場合がある。なお、確認に当たっては、健康保険被保険者証(合併企業の場合は、雇用保険資格喪失確認通知書と雇用保険被保険者資格取得確認等通知書も併せて)など、公的な書類により雇用の継続性を証明すること(技術資料提出時に添付する必要はない。)</p> <p>⑬ 該当する「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」がない場合は評価しない。</p> <p>⑭ 共同企業体の結成を要件とする場合は、代表者を含む全ての構成員を評価対象とし、構成員の技術職員数の合計と、10年以上継続雇用されている構成員の技術職員数の合計の割合で評価する。</p> <p>●上記2項目の共通事項</p> <p>⑮ 加点対象は県内企業(準県内も含む)とし、県外企業は加点対象外とする。</p> <p>⑯ 「県内企業」とは、〇〇県内に主たる営業所を有するものをいう。また、「準県内」とは、建設業法第3条の規定による主たる営業所を〇〇県外に有し、かつ、従たる営業所を〇〇県内に有するもので、〇〇県の従たる営業所の合計社員が50名以上で、その90%以上が〇〇県内居住者であるものをいう。</p>
<p>技術資料作成時の留意事項</p> <p>① 記載様式は、別記様式3-6-1及び3-7-1とする。</p> <p>② 合併前企業の実績を申請する場合は、合併契約書の写しなど合併前後の企業名がわかる書類を添付すること(他の評価項目で提出する場合は重複提出不要)。</p> <p>③ 18(1)「企業の雇用に関する実績」と18(2)「企業の雇用に関する姿勢」は、企業がいずれか一方を選択し、別記様式1-1に採用項目(採点)及び自己評価点を記入することとする。双方に採用項目(採点)及び自己評価点を記入している場合は、自己評価点の大小に関わらず、18(2)「企業の雇用に関する姿勢」のみを評価する。</p>

(6) 災害協定(災害協定、ボランティア)

災害協定
------

(入札説明書) (抜粋)

12 総合評価落札方式に関する資料(以下「評価項目算定資料」という。)

- (1) この入札において参加資格があると通知を受けた者は、総合評価点算定基準(簡易型 建築工事)により評価項目算定資料を作成すること。

総合評価点算定基準 (簡易型 建築工事)

簡易型総合評価落札方式 (建築工事) 評価点算定基準

【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑤ 災害時等の地域貢献 入札日現在における、〇〇県との間で災害 応急対策業務に関する協定等の締結の有 無、入札日の属する年度の前年度から過去3 年間及び当該年度においては評価項目算定 資料提出日までの間に、災害時の応急対策 等、〇〇県が管理する社会資本の維持管理 に関し、緊急な出動の有無により評価する。	0.5点	締結あり	0.5点
		締結なし	0点
	1.0点	当該発注工事個所が存する土木事務 所管内における緊急な出動あり	1.0点
		〇〇県内(当該発注工事個所が存す る土木事務所管内を除く)における緊 急な出動あり	0.5点
		出動なし	0点

## ボランティア

### (入札公告) (抜粋)

#### 3 入札手続の種類及び入札方法等

- (1) 本案件は、総合評価方式（簡易型）の対象案件であり、評価に関する基準は、別添1のとおりとする。

#### 別添1 評価に関する基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点	得点
企業 の 評 価	ISO、エコアクション21の認証取得状況・ボランティア活動・消防団協力事業所	①ISO9001、ISO14001 又はエコアクション 21の認証を取得している	①～③のいずれかに該当する	0.5 点	/0.5 点
		②過去1か年度(※4)の〇〇市内におけるボランティア活動実績がある ③〇〇市消防団協力事業所の認定を受けている	いずれにも該当しない	0.0 点	
語句の定義					
(※4)過去1か年度:平成〇年(0000年)4月1日から平成〇年(0000年)3月31日までの期間。					

### (入札説明書) (抜粋)

#### 3 企業の評価

企業の評価は、提出された技術資料により入札公告（別添1）の評価に関する基準に基づき、以下に示す評価項目ごとの評価方法にしたがって行うものとし、資料の添付を不要とした評価項目を除き、提出された資料のみに基づいて評価するものとする。

共同企業体案件の場合の技術評価は、共同企業体の代表者について行うものとする。ただし、企業の評価のうち「指名停止の状況」のみ全ての構成員について評価するものとする。

#### (6) ボランティア活動実績（(5)及び(7)と選択項目）

##### ア 評価方法

過去1か年度の〇〇市内におけるボランティア活動実績（※4）を評価する。

- (※4) 本市内における公の施設での活動、市民・地域住民に対して行う活動等であり、寄付や社員個人の活動は対象としない。ただし、一企業単独で実施したものに限らず、団体として活動したものでも可とする。

##### イ 添付資料

公的機関、ボランティア活動の主催者若しくは地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類又は新聞記事等、ボランティア活動の実績が客観的（入札参加者自らが作成したものは認めない。）に証明できるもの（活動実施時期、活動場所、活動内容、会社名の記載のあるもの。）。ただし、団体で参加しており、活動に参加したことが確認できる資料に会社名が掲載されていない場合は、さらに当該団体が発行する活動を証明する書類。

(7)地域活性化(地域企業活用、地域材活用)

地域企業活用

(入札公告) (抜粋)

第6 技術資料等の作成等

5	地域貢献等	(3)県内企業の活用計画	技術資料様式 8	—
---	-------	--------------	----------	---

別添

	証明事項等	提出様式	注意事項
5	地域貢献等 (3)県内企業の活用計画	技術資料様式 8	<p>当該工事に係る県内企業の活用計画について、技術資料様式8に記載すること。評価対象は全ての下請契約(二次以降も含む。)とする。</p> <p>ただし、「深層混合処理工」・「エレベーター」・「厨房機器」に係る下請契約は対象外とする。</p> <p>なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準の内配点が一番低いものに該当するものとする。</p> <p>※県内企業とは、〇〇県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業にはあたらない。</p>

技術資料様式 8

県内企業の活用計画

会社名:

当該工事に係る当社の県内企業の活用計画等については、下記のとおりです。

(※該当する区分について、□に✓(又は■)を記入すること。)

(1)元請の本店所在地

- ① 〇〇県内
- ② 〇〇県外

(2)下請発注等計画

当該工事に係る全ての下請(二次下請以降も含む)の発注計画について、次のいずれか1つを選択のうえ記載すること。

(※一件の請負金額が 500 万円以上となる全ての下請(二次下請以降も含む)について記載する。)

- すべて自社施工とする。  
(下請契約における一件の請負金額がすべて500万円未満である場合を含む。)
- 一件 500 万円以上の下請契約(二次下請以降も含む)は、全て県内企業に発注する。
- 上記以外(県外企業に対して発注する場合や下請発注計画が未定である場合等)

※1) 県内企業とは、〇〇県内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。

県外に主たる営業所(本店)があり、県内に支店、営業所等がある企業は、ここでの県内企業には当たらない。

※2) 「深層混合処理工」・「エレベーター」・「厨房機器」に係る下請契約は、県内企業の活用計画の対象外とする。

※3) 上記計画が落札者決定に反映された場合において、最終的な実績と異なる場合は、工事成績評定点を減点するとともに、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

※4) 技術提案における特殊な工法に係る下請契約は、県内企業の活用計画の対象外とする。

別表1 評価基準等(抜粋)

評価視点	評価項目	評価基準	配点
地域・社会貢献度	当該工事に係る〇〇県内企業の活用計画 ※請負代金額 500 万円以上のすべて の下請契約	県内元請施工又は 県内企業から下請 負人を選定	1.0
		上記以外	0.0

## 地域材活用

### (入札公告、入札説明書) (抜粋)

#### 評価項目及び評価基準

評価分類	評価項目	具体的評価項目	評価基準	加算点	様式
地域 精通 度・ 地域 貢献 度	資材の市 内調達 (建築系)	<p>指定資材の調達先である資材販売業者の数に占める市内業者の割合が60%以上である場合。なお、元請負人(申請者)、下請負人等が、指定資材のうち一部でも自社で在庫保有している資材を使用する場合は、資材販売業者の数に占める市内業者の割合にかかわらず評価の対象とせず、加算点を付与しないので注意すること。</p> <p>指定資材は、〇〇市入札情報公開システムから案件を検索し、表示される画面の「説明文書等」に掲載している「資材の市内調達に係る指定資材一覧表(建築系)」を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「資材販売業者」とは、専業又は兼業で資材販売業を営む者(製造業者を含む。)とする。</li> <li>・「市内業者」とは、本市内に本店、支店、営業所、工場等を有する者とする。ただし、購入契約に係る直接の調達先の所在地が、本市内でない場合については、市内調達とみなさない。</li> <li>・指定資材の購入者は、本工事の元請負人(申請者)に限定しないものとする。</li> <li>・当評価項目における評価内容の履行に関しては、元請負人(申請者)が一切の責任を負うものとする。</li> <li>・当評価項目における評価内容の履行状況は、主要資材発注先名簿により確認する。なお、必要に応じて購入契約に係る納品書、契約書等の提出を求める。</li> <li>・指定資材すべての購入契約が評価の対象となるので、様式C-9Bの記入にあたっては、誤記、記入漏れ等のないように注意すること。</li> <li>・当評価項目に係る技術資料の作成にあたっては、「市内下請の活用・資材の市内調達の評価項目についてのQ&amp;A」(下記URL参照)を熟読すること。 <a href="http://www.***/**/">http://www.***/**/</a></li> <li>・低入札価格調査等において、申請者の責により評価基準を満たさないことが明らかとなった場合は、落札者とししない。</li> </ul>	該当する。	1.0	C-9B
			該当しない。	0.0	

## 2. 評価項目(技術提案)のテーマ設定事例

番号	工種	新営・改修	キーワード	提案を求める内容											テーマ概要(タイトル)		
				品質 管理 ・ 確保	安全 対策	騒音・ 振動 対策	飛散 防止	周辺 環境 対策	施工 計画	施工 管理	省エ ネ 対策	工程 管理	養生 方法	その他		その他の 具体的 内容	
1	建築	新営	コンクリート	○													外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制
2	建築	新営	コンクリート、 瓦屋根	○	○												コンクリートの確実な充填方法、及び 躯体コンクリートのひび割れ防止に配 慮した対策等
3	建築	新営	コンクリート	○													コンクリートの品質向上
4	建築	新営	コンクリート	○													コンクリートの品質向上
5	建築	新営	コンクリート	○													コンクリートの品質確保
6	建築	新営	コンクリート	○													コンクリートこて仕上げの平坦さ
7	建築	新営	コンクリート	○													打ち放しコンクリート面等の平坦さ の許容差の数値について
8	建築	新営	鉄骨	○													鉄骨工事の品質確保や施工精度向上 に関する技術的な提案
9	建築	新営	外壁	○													外壁タイル張り(マスク張り)における 耐久性の向上に関する技術提案
10	建築	新営	外壁	○													建物外壁(地下含む)の防水・遮水性 能の確保に関する提案
11	建築	新営	外壁	○													建物外壁面からの漏水防止対策に関 する提案
12	建築	新営	免震	○										○	維持管理を踏まえた建 築材料の選択等の適 切性	免震工事における施工品質確保対策 及び維持管理を踏まえた建築材料の 選択等の適切性	
13	建築	新営	耐震	○													天井の施工における耐震性能の向上 に関する提案
14	建築	新営	鉄筋	○													柱と梁の交差部分の鉄筋相互のあき を確保して施工するための対策
15	建築	新営	—	○						○							防災拠点としての施工精度確保
16	建築	新営	—	○	○			○		○				○	国立公園であること に対する配慮	品質管理、安全管理、施工管理に関 する施工上配慮すべき事項等につ いて	
17	建築	新営	—	○	○												狭隘な敷地における工事の安全対策 等について
18	建築	新営	—	○	○	○								○	気候風土に適した材料 選定及び立地条件を 活かした材料調達 の工夫に関する提案	気候、立地条件を十分に把握した上 での施工上の工夫に関する提案	
19	建築	新営	—		○												多数の学生等が利用する施設での施 工における災害防止対策
20	建築	新営	—		○			○									工事現場や周辺環境に対する安全性 の向上等に関する技術的な提案
21	建築	新営	—			○											敷地周辺の配慮に関する提案
22	建築	新営	—			○											工事騒音を抑制するための具体的な 対策
23	建築	新営	—					○									隣接施工における周辺への環境対策
24	建築	新営	—					○									建設事業への理解促進対策
25	建築	新営	—							○				○	・現場環境の把握 ・現場における創意工 夫 ・技術力の向上におけ る取組み	適切な施工計画に関する提案	



番号	工種	新営・改修	キーワード	提案を求める内容											テーマ概要(タイトル)		
				品質確保・管理	安全対策	騒音・振動対策	飛散防止	周辺環境対策	施工計画	施工管理	省エネ対策	工程管理	養生方法	その他		その他の具体的内容	
26	建築	新営	杭							○							杭事業工事における地盤への影響の低減に関する技術的な提案
27	建築	新営	躯体、地業、地盤改良								○						躯体及び地業並びに地盤改良の施工管理に関する具体的な提案について
28	建築	新営	基幹技能者											○	基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用、及びその役割についての提案	基幹技能者の適用に関する提案	
29	建築	新営	高度技術提案											○	耐震技術、環境技術、低層部の総合技術、高層部の総合技術、技術提案を確実に実施するための技術等	安全性の高い耐震性能の確保についての提案等	
30	建築	新営	—											○	・生徒への建設業の魅力を伝える工夫 ・女性も働きやすい現場づくりの工夫	工事を活用した建設産業の魅力発信・女性も働きやすい現場づくりの提案	
31	建築	新営	—											○	空気汚染対策	収蔵庫や展示室における空気汚染対策に関する技術的な提案	
32	建築	改修	コンクリート	○													コンクリート打放し外壁における品質向上
33	建築	改修	外壁	○						○							外壁改修における施工管理・品質管理の取組み
34	建築	改修	耐震	○													外付け鉄骨プレースの製作・施工精度、接合等の向上
35	建築	改修	耐震	○													鉄筋コンクリート造のアウトフレームにおいて、現場打設の柱・梁・壁などの躯体における密実なコンクリートおよびクラック防止のための方策
36	建築	改修	液状化対策	○													液状化対策工事の品質確保に関する技術提案
37	建築	改修	建具	○						○							建具かぶせ工法の現場での品質管理
38	建築	改修	—		○												施工中における執務者、第三者に対する安全対策
39	建築	改修	—		○												図書館職員・図書館利用者等の第三者に対する安全対策への取組み
40	建築	改修	—			○	○										工事に関連する「①騒音・振動」、「②粉塵」が執務者や測定機器類および第三者に及ぼす影響の低減
41	建築	改修	—			○	○										近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」
42	電気	—	耐震	○													耐震性能施工についての提案
43	電気	—	配線	○													電力配線工法の施工品質に係る提案
44	電気	新営	—	○													施工品質向上のための施工方法について
45	電気	—	受変電		○												受変電設備改修における電気保安方法
46	電気	—	受変電						○								受変電設備改修における停電計画
47	電気	—	受変電											○	高圧受変電設備設置面積の提案	高圧受変電盤設置面積の低減	
48	電気	—	総合試運転						○								受変電設備改修・中央監視制御設備の改修及び自家発電設備の新設における総合試運転計画
49	電気	—	変圧器								○						高圧変圧器のエネルギー損失(無負荷損)の低減
50	電気	—	変圧器								○						高圧変圧器のエネルギー損失(負荷損)の低減

番号	工種	新営・改修	キーワード	提案を求める内容											テーマ概要(タイトル)		
				品質確保・管理	安全対策	騒音・振動対策	飛散防止	周辺環境対策	施工計画	施工管理	省エネ対策	工程管理	養生方法	その他		その他の具体的内容	
51	電気	—	基幹技能者												○	基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用、位置づけ及びその役割についての提案	基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案
52	電気	新営	基幹技能者												○	基幹技能者活用	電気工事基幹技能者の活用と役割について
53	機械	—	配管、ダクト	○													配管、ダクト工事の施工品質に係る提案
54	機械	—	配管	○													配管の加工・接合方法における施工品質の確保
55	機械	—	配管	○													高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質確保
56	機械	—	給水引込管、免震						○								給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に関する提案
57	機械	—	空調機						○								電算用空調機の移設における電算室の温湿度の確保
58	機械	新営	配管						○								将来の大規模改修を考慮した暖房配管工事に関する施工上配慮すべき事項
59	機械	新営	—							○				○	ランニングコストを削減する省エネ機器導入	省エネ機器の導入やランニングコストの縮減、設備機能の向上に関する提案	
60	機械	改修	—											○		改修工事で執務室及び既存機器等に支障を与えないための技術的提案	
61	機械	—	—											○	平常時における防災拠点ゾーンの点検・管理方法	災害時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法	
62	機械	—	基幹技能者											○	基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用、位置づけ及びその役割についての提案	配管基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案	
63	機械	—	—											○	建設副産物対策	現場内における建設副産物の3R	
64	—	—	—						○					○	企業・技術者の能力	施工能力評価型 I 型	
65	—	—	—											○	企業・技術者の能力	施工能力評価型 II 型	

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制

項目設定の趣旨	施工品質を確保するため、外断熱建物の内部コンクリート打ち放し面の亀裂抑制に係る提案を求める。
提案を求める内容	標準案を超える具体的な品質管理の方策
標準案	・「標仕」6章コンクリート工事による。
加算点の評価方式	判定方式：優1.0点・良0.5点・可0点
採点基準	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性(与条件との整合性・技術的裏付け等)について、次の通り判定する。 優: 施工の品質を確保するための方策が適切であり、優位な工夫が見られる。 良: 施工の品質を確保するための方策が適切である。 可: 不適切ではないが、施工の品質を確保するための方策が一般的である。
ペナルティー	VE提案の内容どおり実施できなかった場合は工事成績評定を1点減点する。

参加者提出例	<p>1.開口部における亀裂抑制補強筋(既製品)の採用により開口部廻りのひび割れ低減を図る。                  配筋時における施工状況の確認: 必要により、非影響部位における施工実験の実施。                  施工状況写真及びチェックリスト(当社品質MSによる)の作成を行い報告する。</p> <p>2.耐力壁(打放し+EP)の開口部周囲には、開口補強筋の他6mmφ100口のメッシュを配置する。                  メッシュ筋の取り付け位置については、監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、鉄筋検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  鉄筋検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p> <p>3.一般的に窓開口の四隅からは斜めの亀裂が発生しやすいので、各階外壁面(打放し+EP)の窓開口両側には亀裂誘発目地を設ける。                  亀裂誘発目地の取り付け位置、形状と設置範囲を監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、型枠検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  型枠検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p> <p>4.C種打放し壁(内壁)には、亀裂誘発目地等を設ける。                  亀裂誘発目地の取り付け位置、形状と設置範囲を監督員と事前協議しコンクリート施工図に反映し、承認を得る。また、型枠検査時にコンクリート施工図通りに施工されていることを確認する。                  型枠検査記録を提出するとともにコンクリート打設・型枠解体後に壁面の亀裂調査を行い、報告書を作成し、提出する。</p>
採点例	<p>4提案中                  優2提案×1点+可2提案×0点=加算点2点とする。</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

コンクリートの確実な充填方法、及び躯体コンクリートのひび割れ防止に配慮した対策等

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>〇〇センター新築工事において、外壁に陶板を埋め込むこととしていたため、適切な施工が行われなかった場合、完成後に割れや剥がれなどの欠陥が発生する恐れがあるため、コンクリートの確実な充填方法、及び躯体コンクリートのひび割れ防止に配慮した対策について、提案を求めることとした。                  また、屋根に瓦を用いること、そして近隣に小学校があり前面道路が通学路に該当することから、瓦屋根の下葺きルーフィングの雨漏防止に配慮した対策、及び工事区域への資機材搬出入に係る安全対策について、提案を求めることとした。</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>コンクリートの確実な充填方法、及び躯体コンクリートのひび割れ防止に配慮した対策、瓦屋根の下葺きルーフィングの雨漏防止に配慮した対策、及び工事区域への資機材搬出入に係る安全対策について、技術提案を求め、対策内容、施工方法、管理方法等を具体的に記載する。</p>
<p>標準案</p>	<p>提案を求める内容に資する、具体的な提案を評価する。公共建築工事標準仕様書に掲載されている内容は、評価しない。また、別途資材を追加したり、材料のグレードを上げるような提案についても、評価しない。</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>4件設定した評価項目に対して、入札参加者は2項目ずつ提案できることとしている。それぞれの項目を、評価できるか否かを審査し、満点を30点とし、評価できる提案項目数/8×30で点数を算定する。</p>
<p>採点基準</p>	<p>提案を求める内容について、それを達成するに資する、適切かつ具体的な提案について評価する。</p>
<p>ペナルティー</p>	<p>評価した項目数に対して、受注者の責により施工が行われなかった項目数の比率で減点数を算出して、工事成績評定点を減点する。</p>
<p>参加者提出例</p>	<p>—</p>
<p>採点例</p>	<p>満点を30点とし、評価できる提案項目数/8×30で点数を算定する。</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

コンクリートの品質向上

項目設定の趣旨	耐震安全性の分類がI類であり、構造躯体の品質確保に十分留意する必要がある。主要な躯体材料であるコンクリートの密実な打設、及びひび割れ防止対策についてより有効な提案を求めている。
提案を求める内容	コンクリートの品質向上として有効な提案を、密実なコンクリートを打設するための提案及びひび割れ防止対策に関する提案の観点から記述する。
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式: 優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>優:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が3つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が3つ以上ある。</p> <p>良:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。</p> <p>可:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。</p> <p>不採用: 0項目</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<p>密実なコンクリートの打設:                      施工中の対策(打設要員の増)、コンクリート充填センサーの使用、打継ぎ箇所の処理</p> <p>ひび割れ防止対策:                      被膜養生剤の使用、誘発目地の設置、十分な散水養生の実施</p>
採点例	<p>6提案中、3提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は3項目=良(3点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

コンクリートの品質向上

項目設定の趣旨	建築物の耐久性を向上させるため、コンクリートの品質確保が重要であることから、コンクリートの品質を向上させる技術的提案を求める。
提案を求める内容	コンクリート工事の品質確保に関する技術的な工夫
標準案	設計図書、特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版」による。
加算点の評価方式	「優」10点、「良」5点、「標準」0点、「提案なし」無効
採点基準	標準案と比較してより有効であると認められる提案ごとに、「優」、「良」、「標準」を判定する。 ・優:10ポイント 「良」と比較して、優れた提案のもの ・良:5ポイント 配慮すべき事項、課題、対策内容、施工方法、管理方法、実績などを示し、具体的に記載している ・標準:0ポイント 標準案と同等なもの
ペナルティー	「施工に係る技術提案」に記載された事項が受注者の責めに帰すべき事由により履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行を行わせるものとする。ただし、再施工又は修補による履行が合理的でないと認められる場合は、工事成績の減点 違約金の徴収の措置を講ずる。 ○工事成績の減点方法 工事成績の減点 = $8 \times \{(\alpha - \beta) / \alpha\}$ $\alpha$ : 当初の技術加算点 $\beta$ : 達成度合いに応じて再計算した技術加算点 * 虚偽の報告等悪質なものについては、13点を減点する。 * 8点については、工事成績採点の法令遵守等の項目の文書注意相当 ○違約金の算出方法 違約金 $(1 - b/a) \times C$ $C$ : 当初の契約金額(円) $a$ : 当初の技術評価点 $b$ : 達成度合いに応じて再計算した技術評価点
参加者提出例	1 コンクリート打設時、コンクリート締固め不足を防止するため、スパイラル型内部振動機(NETIS KT-110054-VE)を使用する。 2 冬期の養生温度を確保する。
採点例	2提案中、良5点、標準0点

## (評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

## コンクリートの品質確保

項目設定の趣旨	当該施設は、発災直後から災害対応の中核となる施設であり、構造躯体の信頼性がより要求される施設である。このため、構造躯体(コンクリート)の品質確保に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	コンクリートの品質確保について工夫する点
標準案	設計図書及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式により、1提案につき以下の4段階評価を行う。 A: 2点(履行義務あり) B: 1点(履行義務あり) C: 0点(履行義務あり) D: 0点(実施不可)
採点基準	A: 標準案に対し工夫が見られ、提案内容を実施した際の効果が期待でき、かつ実施方法等が具体的に記載されている。 B: 以下の(ア)(イ)のいずれかとする。 (ア) 標準案に対し工夫が見られ、提案内容を実施した際の効果が期待できるものの、実施方法等の記載に不明瞭な部分がある。 (イ) 標準案に対し工夫が見られ、実施方法等が具体的に記載されているものの、提案内容を実施した際の効果があまり期待できない。 C: 標準案と同等の提案である。 D: 実施が認められない提案である。
ペナルティー	受注者の責により提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定点を8点減点する。
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート打継ぎ部に、打継ぎ目処理剤を使用する。</li> <li>・コンクリートポンプ圧送管に水分計を設置し、コンクリート全数量の単位水量を管理する。</li> <li>・コンクリートのひび割れ防止対策として、星型スペーサーを使用する。</li> <li>・コンクリート打継ぎ面を外部側へ勾配をつけることで外部コンクリート表面からの水の浸入を防ぐ。</li> <li>・コンクリート打設翌日に、高圧水でコンクリート打継ぎ面のレイタンスを除去する。</li> </ul>
採点例	A評価: 3提案 B評価: 1提案 C評価: 1提案

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

コンクリートこて仕上げの平坦さ

項目設定の趣旨	施工品質を確保するため、別途発注となる鋼製二重床の施工性を考慮し床面の平坦さについての提案を求める。
提案を求める内容	標準案を超える床コンクリートこて仕上げの平坦さ
標準案	「標仕」表6.2.4による1mにつき10mm以下とする。
加算点の評価方式	判定方式: 優1.0点・良0.5点・可0点
採点基準	鋼製二重床(別途)下部の床コンクリートこて仕上げの平坦さ(提案値)を、次の通り判定する。 優: 3mにつき3mm未満の提案である 良: 3mにつき3mm以上かつ7mm未満の提案である 可: 1mにつき10mm未満の提案である
ペナルティー	VE提案の内容どおり実施できなかった場合は1点減点する。

参加者提出例	<p>1.施工管理目標値 7<sup>ミリメートル</sup>／3<sup>メートル</sup>                  作業手順の作成と周知会の実施                  打設前におけるレベルポイントの事前確認の実施                  打設時における施工担当職員立会によるレベル確認の実施                  打設後のこて押さえ時における施工担当職員によるレベル確認の実施                  施工担当職員立会による施工の実施                  施工記録作成及び報告保管                  施工後における施工結果の確認(3mピッチ)と記録及び不具合発生の場合の是正及び予防処置対策の立案実施</p> <p>2.施工管理目標値 7<sup>ミリメートル</sup>／3<sup>メートル</sup>                  コンクリート打設作業中、床均し作業時及び床押さえ作業時のそれぞれの時点でレベルチェックし定規ずりを実施・確認し施工する。                  OA70ア取付工事に先立ち3m毎にレベル高さを実測する。                  基準値から外れた部分が発生した場合は、監督員と協議の上修正する。</p> <p>3.施工管理目標値 7<sup>ミリメートル</sup>／3<sup>メートル</sup>                  打設中の荷重でスラブのデッキ枠及び鉄骨小梁が変形し、レベルが下がる恐れがあるため、コンクリート天端レベル確認を床押さえ時にも行う。                  コンクリート天端レベル基準点を3m内外で配置し、床ならし、床押さえ時の基準とする。また、床押さえ時にはレベルで各基準高さ、基準間のコンクリート高さを再確認し、長さ2m程度の定規にて基準点間の床精度を擦り合わせながら確認し、作業を進める。                  コンクリート打設前の基準レベル出し、及び床押さえ時の確認立会記録写真を提出する。また、支保工撤去完了後、床の平坦精度を実測し、報告書を提出する。</p>
採点例	評価:「可」(0点)



(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

打ち放しコンクリート面等の平たんさの許容差の数値について

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>本建物は、鉄筋コンクリート造3階建てで、外壁はコンクリート打ち放し仕上げで、一部に磁器質タイル接着剤張り及び防水形複層塗材Eを採用している。                  このため、構造躯体の施工精度を要求することにより、耐力及び耐久性が確保できるとともに、外壁面の美観向上に寄与することから、コンクリート工事の施工管理について、精度数値を求める。</p>																																																							
<p>提案を求める内容</p>	<p>打ち放しコンクリート面、磁器質タイル接着剤張下地及び防水形複層塗材E下地のコンクリート面の平たんさの許容差の数値について</p>																																																							
<p>標準案</p>	<p>【標準案】平たんさの標準値は、3m間毎の最大、最小の測定値の差を7mm以下とする。                  公共建築工事標準仕様書 6章コンクリート工事 6. 2. 5「構造体コンクリートの仕上り」                  建築工事監理指針 6章コンクリート工事 6. 2. 5「構造体コンクリートの仕上り」</p>																																																							
<p>加算点の評価方式</p>	<p>技術提案1について、発注者が設定している標準案以上の記載がある場合、現場条件を踏まえた適切性、内容の効果・効用等の優位性に対して段階評価する。(段階評価: 0, 3, 6, 9, 12, 15とする。)</p>																																																							
<p>採点基準</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>C</th> <th>B</th> <th>A</th> <th>AA</th> <th>加点</th> <th>ランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目の判定値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>優上 Max&gt;4.5以上</td> <td>15</td> <td>AA</td> </tr> <tr> <td>AA 提案事項の判定で最高値3が2つ以上ある場合</td> <td></td> <td></td> <td>優 Max&gt;3.4以上</td> <td>優 Max&gt;3.5以上 Max&gt;4.5未満</td> <td>12</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>A 提案事項の判定で最高値3が1つの場合</td> <td></td> <td>良上 Max&gt;2.5以上</td> <td>良上 Max&gt;1.2以上 Max&gt;3.4未満</td> <td>良上 Max&gt;2.5以上 Max&gt;3.5未満</td> <td>9</td> <td rowspan="2">B</td> </tr> <tr> <td>B 提案事項の判定で最高値2の場合</td> <td></td> <td>良 Max&gt;1.9以上 Max&gt;2.5未満</td> <td>良 Max&gt;1.4以上 Max&gt;1.2未満</td> <td>良 Max&gt;1.6以上 Max&gt;2.5未満</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>C 提案事項の判定で最高値1の場合</td> <td>可 Max&gt;1.9未満</td> <td>可 Max&gt;1.3未満</td> <td>可 Max&gt;1.4未満</td> <td>可 Max&gt;1.6未満</td> <td>3</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>D 提案事項の判定値が0の場合(標準を超えない)</td> <td>標準 不可</td> <td>標準 不可</td> <td>標準 不可</td> <td>標準 不可</td> <td>0</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>欠格</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		C	B	A	AA	加点	ランク	項目の判定値				優上 Max>4.5以上	15	AA	AA 提案事項の判定で最高値3が2つ以上ある場合			優 Max>3.4以上	優 Max>3.5以上 Max>4.5未満	12	A	A 提案事項の判定で最高値3が1つの場合		良上 Max>2.5以上	良上 Max>1.2以上 Max>3.4未満	良上 Max>2.5以上 Max>3.5未満	9	B	B 提案事項の判定で最高値2の場合		良 Max>1.9以上 Max>2.5未満	良 Max>1.4以上 Max>1.2未満	良 Max>1.6以上 Max>2.5未満	6	C 提案事項の判定で最高値1の場合	可 Max>1.9未満	可 Max>1.3未満	可 Max>1.4未満	可 Max>1.6未満	3	C	D 提案事項の判定値が0の場合(標準を超えない)	標準 不可	標準 不可	標準 不可	標準 不可	0	D						欠格	
	C	B	A	AA	加点	ランク																																																		
項目の判定値				優上 Max>4.5以上	15	AA																																																		
AA 提案事項の判定で最高値3が2つ以上ある場合			優 Max>3.4以上	優 Max>3.5以上 Max>4.5未満	12	A																																																		
A 提案事項の判定で最高値3が1つの場合		良上 Max>2.5以上	良上 Max>1.2以上 Max>3.4未満	良上 Max>2.5以上 Max>3.5未満	9	B																																																		
B 提案事項の判定で最高値2の場合		良 Max>1.9以上 Max>2.5未満	良 Max>1.4以上 Max>1.2未満	良 Max>1.6以上 Max>2.5未満	6																																																			
C 提案事項の判定で最高値1の場合	可 Max>1.9未満	可 Max>1.3未満	可 Max>1.4未満	可 Max>1.6未満	3	C																																																		
D 提案事項の判定値が0の場合(標準を超えない)	標準 不可	標準 不可	標準 不可	標準 不可	0	D																																																		
					欠格																																																			
<p>ペナルティー</p>	<p>受注者の責により入札時に提示された技術提案が履行されなかった場合は、履行状況により加算点の見直しを行い、それに相応する額を算出し、入札価格との差額の支払いを求めるとともに、工事成績評定から5点を減ずる。</p>																																																							
<p>参加者提出例</p>	<p>①使用する型枠材料(締め固め部材)は、型枠組立て前に変形、損傷等の有無を点検し、精度に悪影響を及ぼす不良品についてはスプレー等で、識別し誤使用を防止する。</p> <p>②型枠天端の通り精度を確保するため、梁の型枠を締める際には通常の締付け位置に加えてスラブ引きセパレータにて補強を行い、型枠天端の通り精度の向上を図る。</p> <p>③型枠出隅ジョイント部にノロ止めテープを貼り付け、打放し部の出隅部からのノロ流失による不具合(砂目地・バリ)の発生を防止する。</p> <p>④型枠精度を確保するため、元請の技術者及び型枠業者と協同し、事前にワーキンググループを設け検討する。検討対策事項については、事前に型枠納り図・組立図を作成し反映させる。</p>																																																							
<p>採点例</p>	<p>①から④の提案事項の判定値1</p>																																																							

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

鉄骨工事の品質確保や施工精度向上に関する技術的な提案

項目設定の趣旨	本工事の主要構造は鉄骨造であるが、上層部に比べて下層階が絞られている特徴的なデザインを有するとともに、梁の継手にノンブラケット工法を採用していることから、鉄骨工事における品質確保や施工精度向上の取組みが重要であるため、鉄骨工事の品質確保や施工精度向上に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	ア. 鉄骨製作時及びイ. 現場施工時のそれぞれについて、鉄骨工事の品質確保や施工精度向上のための具体的な提案を求める。(ア及びイについて各1項目を限度として提案することが出来る。)
標準案	設計図書、特記仕様書及び公共建築工事標準仕様書(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式: 採用1点、不採用0点
採点基準	提案項目ごとに評価し、標準案より優れていると評価された項目ごとに1点を付与。 次の技術提案については採用しない。 ア 設計図書、特記仕様書、各種標準仕様書に明記されているなど、標準案と同程度と判断されるもの イ 工事目的物の所要性能が低下するもの ウ 工事目的物の形状、寸法等の変更を伴うもの エ 工期の変更を伴うもの オ 新たに他機関との調整が必要となるもの カ 評価項目に対しの確な技術提案となっていないものや、提案内容の確認が著しく困難なもの
ペナルティー	受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の工事を行う義務を負う。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点、および違約金の請求等を行う。なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。
参加者提出例	—
採点例	—

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に関する提案

項目設定の趣旨	<p>庁舎外壁仕上げは、建物の美観や耐久性などを考えタイル張りとしているが、適切な施工が行われなかった場合、完成後に「浮き」「亀裂」「剥がれ」などの欠陥となり、その耐久性に著しく影響を及ぼす。また、タイルの剥落・落下は重大事故ともなりかねない。このように、耐久性の良否がその後の修繕費用の増加につながることから、長期保全計画に影響する重要な課題となる。</p> <p>以上のことから、総合評価の項目として、外壁タイル張りの耐久性向上に関する提案を求めることとした。</p>
提案を求める内容	<p>外壁タイル張り(マスク張り)における耐久性向上(剥落防止)に係る施工計画について、目標を達成するために適切な技術提案を求め、その課題、対策内容、施工方法、管理方法等を具体的に記載する。</p>
標準案	<p>設計図及び公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式: 優20点・良10点・可1点</p>
採点基準	<p>標準案に比べ、外壁タイル張り(マスク張り)の耐久性向上(剥落防止)に関する技術提案について、次の通り判定する。・・・評価できる提案事項1項目につき、内容に応じて1～3Pを付与し、その合計Pで評価。</p> <p><b>優:</b> 特に着目する目標を達成するために適切な技術提案を行うとともに、配慮すべき事項、課題、対策内容、施工方法、管理方法、実績などを示し、具体的に記載している。 【7P以上】</p> <p><b>良:</b> 上記に比較し、相対的な技術力が劣るものの、配慮すべき事項、課題、対策内容、施工方法、管理方法、実績などを示し、具体的に記載している。 【4～6P】</p> <p><b>可:</b> VE提案で上記以外のもの。 【3P以下】</p>
ペナルティー	<p>受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を減ずる等の措置を行う。</p>

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーンの穴埋めに接着剤付きコーン(ジョイントコーン)を使用し、下地モルタルと一体を図る。</li> <li>・下地モルタルの上にポリマーセメントモルタルを塗り、硬化前に立体繊維(インターネット)を張り付ける。</li> <li>・下地モルタルに混和剤として、セメント混和用ゴムラテックスを使用</li> <li>・張り付けモルタルは、1:0.5～1の配合とし、ゴムラテックス液状混和剤及び保水剤を混和する。</li> <li>・張り付けモルタルのオープンタイムを5分以内になるよう、塗り手と張り手が二人一組で作業計画する。</li> </ul>
採点例	<p>5提案中                  2提案 × 2P + 3提案 × 1P = 7P                  ⇒ 優: 加算点20点</p>
参加者提出例(欠格の例)	<p>【最低限の要求要件を満たしていないため欠格としたもの】                  密着張りに関する記載のみで、マスク張りに関する記載が、全くないため欠格とする。</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

建物外壁(地下含む)の防水・遮水性能の確保に関する提案

項目設定の趣旨	新庁舎建設地は地域特性から台風等の強い風雨を受けるところ、外装はPCパネル・PC柱型とアルミ製建具による異種外装材の現場建込みによるものであり、外壁の防水性能確保が求められるため。また、新庁舎は地下2階を有し、地下水位が高位であるところ、地下部分の遮水性確保も求められるため。
提案を求める内容	建物外壁(地下含む)の防水・遮水性能の確保について適切かつ具体的な提案を求める。
標準案	設計図書
加算点の評価方式	判定方式 V:30点, IV:23点, III:15点, II:8点, I:3点, 不採用:0点
採点基準	有効と認められる提案について、有効ポイント(○の数)が10個の場合はV, 9~7個の場合はIV, 6~5個の場合III, 4~3個の場合はII, 2~1個の場合はI, 0個の場合は不採用とする。
ペナルティー	工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<p>【外装の防水性について外装材間の接合部に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・笠木内において、防水シート下に捨て笠木を設置する。</li> <li>・PC目地部において、止水性を向上させる(シーリング追加・自閉樹脂塗膜防水材を使用)。</li> </ul> <p>【地下の遮水性について躯体の施工に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート材料において、石灰石骨材を使用する。</li> <li>・コンクリート打継面において、打継処理剤を使用する。</li> <li>・地下躯体外周部において、外防水を実施する。</li> <li>・コンクリート型枠において、セパレーターを削減する。</li> <li>・コンクリート養生において、保水養生シートを使用する。</li> <li>・コンクリート打設において、充填不良(じゃんか)検知センサーを使用する。</li> </ul> <p>【施工レベルの向上に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異種外装材の施工において、寸法許容差が部材ごとに異なる場合、厳しい側の数値により管理する。</li> </ul> <p>【確認・検査方法に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外装材の施工において、施工手順をチェックラベルにより管理する。</li> <li>・外装材の水圧試験において、外壁全体を試験対象とする。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実物供試体の製作前において、部分模型を製作し、納まりについての検討をする。</li> <li>・実物供試体の製作前において、3Dモデルを作成し、納まりについての検討をする。</li> </ul>
採点例	提案項目数として定めた5項目について、すべての項目を有効と認め、30点を加算した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

建物外壁面からの漏水防止対策に関する提案

項目設定の趣旨	建築物の漏水はそこに執務・生活する入居者等の環境を悪化させるだけでなく、建築物そのものの耐久性やメンテナンス費用にも大きな影響をもたらすものであるが、当機関発注工事においても漏水事故の事例が見られるため、これらを防止することを目的とし、建物外壁面からの漏水防止対策に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	漏水はガラスを多用した設計に起因する面もあるが、施工段階の事前検討が不十分なことも原因とされることから、適切かつ具体的な外壁面からの漏水防止対策の提案を求める。
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書
加算点の評価方式	判定方式 V:30点, IV:23点, III:15点, II:8点, I:3点, 不採用:0点
採点基準	有効と認められる提案について、有効ポイント(○の数)が10個の場合はV, 9~7個の場合はIV, 6~5個の場合はIII, 4~3個の場合はII, 2~1個の場合はI, 0個の場合は不採用とする。
ペナルティー	工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<p>① コンクリート打設時に通常の打設班とは別に、再振動締固め班を配置し、ブリーディングが発生する時間帯に再振動締固めを行い、余剰水や気泡を排出しひび割れのない密実なコンクリートとする。</p> <p>② 躯体打継部に凝結遅延剤を散布し、打設翌日に高圧洗浄で脆弱部を除去し、健全な打継面を形成することにより漏水を防止する。</p> <p>③ ひび割れが発生し易い開口部隅に所定の補強筋に加えて耐アルカリ性ガラス繊維ネットを設置する。</p> <p>④ コンクリート打設後に28日以上養生期間を設け、漏水の原因となるひび割れを抑制する。</p> <p>⑤ 外壁サッシ周囲にタイル張り前に塗布防水を施す。</p>
採点例	提案項目数として定めた5項目について、すべての項目を有効と認め、30点を加算した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

免震工事における施工品質確保対策及び維持管理を踏まえた建築材料の選択等の適切性

項目設定の趣旨	現地で実績の無い免震構造を考慮し、設計図書の免震構造特記仕様書に含まれる内容で、免震構造の準備期間(材料手配・施工図作成も含む)から維持管理期間までの範囲における品質確保。 日本国内の関係法令も準拠しつつ、現地の関係法令等も遵守すること。
提案を求める内容	技術提案の概要、具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性
標準案	設計図書、公共建築工事標準仕様書、共通仕様書、構造特記仕様書に示すものとする。
加算点の評価方式	判定方式
採点基準	高い効果が期待できる・・・3点 効果が期待できる・・・1点 一般的事項のみ記載・・・0点 技術提案が不適切・・・不可
ペナルティー	

参加者提出例	<p>①免震基礎コンクリートとの一体性向上 免震装置下部に先行打設するマットスラブコンクリート天端に打設直後に打継目処理剤を散布する。翌日、高圧洗浄によりレイタンスを除去し健全な骨材を現しにする。</p> <p>②BIM並びに治具使用による免震基礎躯体の高品質化 BIMを用いて、下部ベースプレートのアンカーボルト、アンカーボルト補強筋、免震下部基礎配筋、マットスラブ配筋の配筋図を作成する。下部プレート下のアンカーボルトの仮設テンプレートを配筋時にセットすることで、アンカーボルトの干渉チェックを行う。レベル調整金物を製作し、下部ベースプレートセット時、レベル調整を行う。水平位置固定金物をレベル調整金物と溶接固定する。</p> <p>③積層ゴム免震装置の高品質化を図った資材選択 免震ベースプレートは、免震装置同様、日本国内で製作し、製品検査後に出荷する。免震ベースプレート下部は、グラウト充填方法を採用すると共に、高い充填率の製品実績がある日本国内の材料を選定し、出荷する。</p> <p>④免震部施工管理技術者による施工管理計画と作業員への教育 免震工事責任者が作成した施工計画書ならびに検査報告書を免震部建築施工管理技術者がチェックし、品質管理にあたる。社内、協力業者による免震装置設置分科会を設置して、品質向上のための施工検討とチェック体制を強化する。作業員に対し、BIM映像並びにモックアップを用いて、施工段階毎の品質管理事項、作業手順の確認、注意事項などの教育をする。</p> <p>⑤維持管理に対する事前検討とサポート 免震部材の据付前に総合図を作成し、免震装置の点検・交換時に支障のないよう設備配管ルートを決定する。社内の免震建物点検技術者が竣工時検査を行い、竣工時検査報告書を作成する。竣工時検査報告書には、計測方法、基準点の設定(マーキングなど)などを記載した検査記録要領を添付し、定期点検時など、将来活用できるようにする。社内の免震建物点検技術者や技術センター免震部門の専門家が、竣工10年点検まで維持管理のアドバイスをを行う。</p>
採点例	<p>①1点 ②3点 ③1点 ④3点 ⑤1点</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

天井の施工における耐震性能の向上に関する提案

項目設定の趣旨	この施設は庁舎と車庫、講堂の合築施設である。このうち、講堂は災害時に対応要員の待機所となるため、被災時においても所要の機能を保持することが特に重要な空間である。さらに、講堂の天井は面積が大きく、屋根勾配によりふところ深さが変わることから、耐震性に十分留意する必要がある。したがって、総合評価の項目として、天井の耐震性能施工(地震時における天井落下防止対策)に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	当工事の施工に関する地震時の天井落下防止対策として有効な提案を、対策方法、創意工夫点、留意点及び対策方法の確実性、展開性の観点から記述する。
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式: 優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案に比べ、天井の落下防止対策としてより有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優: 5項目以上 良: 3~4項目 可: 1~2項目 不採用: 0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井の重量を低減し、固有周期を短くするため、照明器具を直接屋根材から吊るし、ダクト空調機器を直接天井から吊る。</li> <li>・天井の振れ止め補強のため、斜め振れ止め(2方向)、水平繋ぎ材φ9→C38×12(野縁受け、2方向@1800以内)を設置する。</li> <li>・天井と壁が衝突しないためのクリアランスを、クリアランス寸法→基本設計通り巾100、エキスパンションゴム→プレート曲げ加工とする。</li> <li>・天井の落下防止のため、大梁H鋼より金物(L-40×40×4+C38)で吊る。また、野縁と野縁受けのはずれ止めをダブルクリップ又はビス止めとする。</li> <li>・確実に施工する為の手法として、施工要領書及び補強標準図を作成する。また、天井下地完了状態での検査及び写真記録を行う。</li> </ul> * 各項目について別途図示(省略)
採点例	5提案中、3提案を認める。その他提案は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。  →有効な提案は3項目=良(5点)

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

柱と梁の交差部分の鉄筋相互のあきを確保して施工するための対策

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>鉄筋コンクリート造の柱梁交差部は鉄筋が錯綜するため、鉄筋相互のあき寸法を確保し施工することが難しい箇所であるが、あき寸法が確保できていないと、コンクリートの分離や鉄筋とコンクリートの付着による応力の伝達が十分に行うことができず、耐力低下を招く恐れがある。                  以上のことから、総合評価の項目として、柱梁交差部分の鉄筋相互のあきの確保に関する提案を求めることとした。</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>柱と梁の交差部等、鉄筋が錯綜する箇所において、現場組立時に鉄筋相互のあきを確保し、施工するための対策を具体的に提案するとともに、元請の技術者が行う施工管理方法を提案すること。</p>
<p>標準案</p>	<p>設計図及び公共建築工事標準仕様書を標準案とする。</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>有効な提案の場合には25点、有効な提案でない場合は0点としている。</p>
<p>採点基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容、現場条件、周辺状況等を考慮した提案であること。</li> <li>・元請として行う施工管理、対策が具体的に記載されていること。</li> <li>・一般的に実施されている内容でないこと。</li> <li>・曖昧な表現でないこと。</li> <li>・発注者側の監督員が履行確認可能であること。(写真、資料、基準値、実施方法等)などについて、適宜、総合的に判断している。</li> </ul>
<p>ペナルティー</p>	<p>落札者の決定に反映された技術提案の内容が履行できなかつたと認められた場合には、工事成績の減点及び違約金を徴収することとしている。</p>
<p>参加者提出例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細図の作成</li> <li>・詳細図を現場に掲示</li> <li>・チェックリストによる確認</li> <li>・型板によるあき寸法の確認 など</li> </ul>
<p>採点例</p>	<p>「構造体の品質確保対策」として2細目を設け、2つとも有効な提案がある場合には50点、有効な提案が1つの場合には25点、有効な提案がない場合は0点としている。</p>



(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

防災拠点としての施工精度確保

項目設定の趣旨	当該施設は、災害時における防災拠点として位置づけられており、一般の施設より高い信頼性を要求される施設である。したがって、躯体の施工精度管理に関する提案を求めることにした。				
提案を求める内容	当工事における躯体の施工精度管理対策として、より有効な提案を施工精度を高める計測単位及びその管理方法と技術者の配置計画について記述する。				
標準案	設計図書を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準案に対し創意工夫が考慮されていれば「採択」とし、標準的な提案は「不採択」とする。				
採点基準	採択された項目をaと評価し、aの合計値により評価する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="width: 15%;">加算点</th> <th style="width: 85%;">評価の方法</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3.0~0.1点</td> <td style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0</math> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$
加算点	評価の方法				
3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□床コンクリートこて仕上げの施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床コンクリート打設前にデッキプレート下にサポート支保工を架ける。鉄骨梁間のデッキプレート中央に大引きを1列配置し3mピッチにサポートを架け打設時のたわみをなくす。</li> <li>・床コンクリートの収縮量を小さくするため、高性能AE減水剤の使用によりスランプを12cm、単位水量175kg/m<sup>3</sup>以下で打設する。</li> <li>・打設時のレベル管理は、電子レベル又は気泡管付きチルチングレベルで密に計測する。機器は、不動の柱にブラケットで取り付け、打設中は専属の測定者を配置し、約2mピッチで計測する。</li> </ul> <p>□鉄骨建て方の施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物外周に捨てコンクリートを打設し、全周に墨出しを行い建て入れ調整する。鉄骨建て方前に捨てコンクリートに墨を出し、トランシットを簡単にセットできる。</li> <li>・建て方精度の測定位置を墨出しして、定点を定めトランシットで測定する。柱1節、1本毎にX方向、Y方向を測定しワイヤーロープで建て直しをする。</li> </ul> <p>□鉄骨現場溶接の施工精度管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレクションピースをガイド付きとし、建て方時点での柱ジョイントの目違いを減らす。製作図で、エレクションピースの形状を決定し、製品検査時にクリアー等の検査を行う。</li> <li>・現場溶接時の作業環境をよくする。鉄骨建て方後、コラムステージ足場を2段セットし、防風対策の仮囲い、防災シート養生、暴雨、防湿等の養生、換気設備を設置する。</li> <li>・溶接技能資格者の技術力を確認する。事前に工場で溶接有資格者6~7人程度を選任し、テストピースの作成等で技能試験を行う。公共の検査機関で引っ張り、曲げ等の試験結果に合格した者を採用。</li> </ul>																								
採点例	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">採択項目</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">a × 8</td> <td style="text-align: center;">8a</td> <td style="text-align: center;">8a(評価値合計)</td> <td style="text-align: center;">× 3.0</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">3.0</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">合計評価点</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">8a</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">※加算点は3.0とする。</p>	採択項目								a × 8	8a	8a(評価値合計)	× 3.0	=	3.0			合計評価点		8a					
採択項目																									
a × 8	8a	8a(評価値合計)	× 3.0	=	3.0																				
合計評価点		8a																							

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

品質管理、安全管理、施工管理に関する施工上配慮すべき事項等

項目設定の趣旨	公共建築工事の施工上の確実性に関する一般的な項目について施工計画の提案を求めるとともに、特に自然環境への影響を抑えるべきである国立公園内における配慮事項の提案を求めている。
提案を求める内容	・品質管理、安全管理、施工管理に関する施工上配慮すべき事項 ・国立公園であることに対する配慮事項及び環境に配慮した技術的提案
標準案	工事に関する総合評価落札方式の実施について(平成19年3月30日) 公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集(第1版)
加算点の評価方式	判定方式(優2点・良1点・可0点)
採点基準	各項目について、現場条件が考慮され、さらに創意工夫が見られるものは2点、現場条件が考慮されているものは1点を加算する。
ペナルティー	工事成績評点の減点
参加者提出例	<p>【品質管理、安全管理、施工管理に関する施工上配慮すべき事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造材の含水率について、特記仕様のD20より低い含水率18%以下で管理する。</li> <li>・安全管理について、工期中2回外部機関によるパトロールを実施する。</li> <li>・基礎工事の品質管理にあたっては基幹技能士(圧送工、とび・土工、型枠工、鉄筋工、左官工)を配置する。</li> </ul> <p>【国立公園であることに対する配慮事項及び環境に配慮した技術的提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における自然公園法の規制の対象となる行為について掲示するとともに周知徹底する。</li> <li>・CO2削減の観点から発電機の使用はせず商用電源を用い、仮設照明はLED照明を用いる。</li> </ul>
採点例	1提案中1提案を有効と認め、提案のうち4項目にそれぞれ1ポイントを付与した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

狭隘な敷地における工事の安全対策等について

項目設定の趣旨	<p>①本工事は、隣接する施設の利用者のための駐車場を建設するものである。敷地が狭隘なため、安全対策について関連する土木・設備工事等、他の受注者間の調整を効率よく確実に行うことが重要であることから、「狭隘な敷地における工事の安全対策について」提案を求めたもの。</p> <p>②本工事は鉄筋コンクリート造4階建ての立体駐車場で、外部に面する大部分に壁が無く、柱・梁等の躯体コンクリートが露出する形状となっており、建設場所は沿岸部に近接しているため、常に海側から塩分を含んだ強い風が吹き付ける環境である。このような施設の建設は、各種工事の施工段階において強風及び塩害に対して適切な品質管理と施工が行われない場合、躯体や仕上がりの耐久性に著しく影響があることから、「強風及び塩害に対する施工の品質確保について」提案を求めたもの。</p>
提案を求める内容	<p>①狭隘な敷地における工事の安全対策について                  ②強風及び塩害に対する施工の品質確保について</p>
標準案	<p>①安全教育の実施、工事安全協議会の設置                  ①架空線についての情報収集、旗等による重機接近の連絡                  ②標準仕様書に基づく施工・品質管理、塩化物イオン量の規制値で管理                  ②鉄筋を養生シートで保護。鉄筋の工場加工。現場内で屋外保管期間を短縮。水洗いして塩分を除去。                  ②特記仕様書、標準仕様書に基づく施工、建築基準法に基づく耐風圧性能を満たした施工</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式:優15点・有効3点・標準または不採用0点</p>
採点基準	<p>「優れた提案」を15点、「有効な提案」を3点、「標準的な提案」を0点とし、提案の不採用は0点とする。</p>
ペナルティー	<p>受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を最大10点減点する。</p>
参加者提出例	<p>①工事車両の通行において、GPS運行管理システムのクラウド・アイの利用による交通安全管理を行う。                  ①従事者に対し外部の専門講師による特別安全教育を実施し、レベルの高い専門知識の周知                  ①クレーンの作業は、路盤の地盤改良による転倒事故防止対策を行い、合わせて監視員を配置し接触事故を防止。</p> <p>②比較的長い間、型枠で保護されない圧接前の各階の床面から飛び出した柱主筋に脂肪族系鉄筋防錆剤「サビラーズ」を塗り、鉄筋を保護。                  ②内部階段室(STO3)内の壁仕上げ材「無石綿ケイ酸カルシウム板」の張付けビス材をステンレス製ビス材を使用し、錆の発生を防止。                  ②海側からの塩分を含んだ強風の影響を受ける北・東面の外部足場の養生シートを、防災シートを張り、潮風から受ける塩分の付着の防止。</p>
採点例	<p>有効な提案1つにつき3点を付与(上記はいずれも3点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

気候、立地条件を十分に把握した上での施工上の工夫に関する提案

項目設定の趣旨	県の中核病院である県立中央病院の建替えにあたって、地域の気候、運用中の現病院に隣接する等、特有の課題等に対応する、より優れた提案を求めるとしたものの。
提案を求める内容	①気候、立地条件を十分に把握した上での施工上の工夫に関する提案 ②気候風土に適した材料選定及び立地条件を活かした材料調達の上での工夫に関する提案 ③著しく軟弱な地盤での施工における品質確保に関する提案 ④工事期間中における来院者動線、救急動線等の確保をはじめ、仮設計画等の安全確保に関する提案 ⑤診療中の既存病院や周辺の住宅等に配慮した施工における騒音・振動の低減等に関する提案
標準案	①県内での施工実績を多く有する県内企業を構成員とし、実績に裏付けされた風害、雪害、凍害、塩害等に係る対策 ②気候風土に適する材料として県産木材の活用 等 ③軟弱地盤での施工における特有の課題の抽出 等 ④一般者の明確な動線分離 等 ⑤住宅地を通行しない工事車両ルートの設定 等
加算点の評価方式	技術提案について技術提案書の内容を評価する技術提案評価点(提案項目①～⑤各10点、上限50点)及び配置予定技術者の理解度(上限10点)を評価し、加算点を与える。配置予定技術者の理解度についてはヒアリングにより評価する。 ※ヒアリング:入札参加資格を有すると認められる者が提出した技術提案の内容についてヒアリングを実施。
採点基準	①②提案の信頼性の高さに応じて配点 ③～⑤提案により期待される効果に応じて配点
ペナルティー	総合評価に係る資料として提出された技術提案の適正な履行を確保するため、当該提案の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、当該工事の工事成績評定点を減点し、違約金を徴収する。
参加者提出例	ア 風害対策として溶接時に防風シート設置 イ 塩害対策として鉄筋組立時に高圧洗浄 ウ アスファルト防水の低臭低煙対策 エ 型枠用杉小巾板の県産材活用 オ 耐震杭協会発行技術資料に基づく管理 カ 3次元CADによる配筋検討 キ 病院正面入口交差点の交通誘導員配置 ク クレーン吊荷の仮囲い境界付近におけるレーザー監視 ケ 工事車両の住宅地内通行を避ける コ 低騒音型機械の選定
採点例	ア 一般的、イ やや特徴的、ウ 一般的、エ 特徴的、オ 一般的、カ 特徴的、キ 一般的、ク やや特徴的、ケ 特徴的、コ 一般的

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 :

多数の学生等が利用する施設での施工における災害防止対策

項目設定の趣旨	この施設は、学校内の既存施設を取り壊し、その場所へ体育館の建設を行う工事である。学校内で学生、職員、外来者等が利用する中での工事となる。そのため学生等の第三者に対する施工中の安全確保は非常に重要な要素となる。そこで、第三者への安全対策として「施設使用中の学校において多数の学生等が利用する施設での施工における災害防止対策」についての提案を求める。
提案を求める内容	学生、職員、外来者等第三者に対する災害防止対策について、実施する事項について記載する。
標準案	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成16年版1.1.14、1.3.7及び1.3.9による。
加算点の評価方式	判定方式：優2点・良1点・可0.5点・不可0点
採点基準	優:災害防止に有効な提案6項目以上 良:災害防止に有効な提案4項目以上 可:災害防止に有効な提案3項目以下
ペナルティー	遵守できなかった場合には「優」に相当する点の減点を行う。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型車両通行時は学校と事前調整を行い許可時間内の通行とする。</li> <li>・誘導看板を設置し校内を工事車両がスムーズに通行出来るようにする。</li> <li>・校内通路の事前調査を行い注意点を把握し安全教育に役立てる。</li> <li>・車両通路で第三者が横断する場所に仮設の横断歩道を設置する。</li> <li>・車両通行者に対して第三者優先の指導教育を実施する。</li> <li>・校内を走行する車両に通行カードを発行し、掲示させることにより安全意識向上対策を図る。</li> <li>・大型車両進入時に先導車を配置して誘導を行う。</li> <li>・週間工程を学生の見やすい場所へ掲示して周知を図る。</li> <li>・歩行者と車両が同時に利用する通行場所にバリケード等を設置し人車分離を図る。</li> <li>・校内通行時には、ヘッドライトを点灯し車両認識向上を図る。</li> </ul>
採点例	第三者に対する災害防止に有効な対策7項目＝優(2点)

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 : 新営工事

工事現場や周辺環境に対する安全性の向上等に関する技術的な提案

項目設定の趣旨	本工事場所は、美術館や科学館などの集客施設、マンションや戸建住宅などの居住施設が近接していることから、これら周辺施設の利用者や居住者に対する安全性の確保を図るとともに、騒音、振動及び粉塵の影響を最小限に抑えるための対策等が必要であるため、工事現場や周辺環境に対する安全性の向上等に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	本工事における工事現場や周辺環境に対する安全性の向上等ための施工時の具体的な提案を求める。(2項目を限度として提案することが出来る。)
標準案	設計図書、特記仕様書及び公共建築工事標準仕様書(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:採用1点、不採用0点
採点基準	提案項目ごとに評価し、標準案より優れていると評価された項目ごとに1点を付与。 次の技術提案については採用しない。 ア 設計図書、特記仕様書、各種標準仕様書に明記されているなど、標準案と同程度と判断されるもの イ 工事目的物の所要性能が低下するもの ウ 工事目的物の形状、寸法等の変更を伴うもの エ 工期の変更を伴うもの オ 新たに他機関との調整が必要となるもの カ 評価項目に対しの確な技術提案となっていないものや、提案内容の確認が著しく困難なもの
ペナルティー	受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の工事を行う義務を負う。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点、および違約金の請求等を行う。なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。
参加者提出例	—
採点例	—

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

敷地周辺の配慮に関する提案

項目設定の趣旨	新庁舎は地下2階を有し、相当量の地盤掘削が必要であるところ、新庁舎建設地の地盤は強固であり、振動の伝搬が懸念されたため。また、周囲は閑静な住宅地であり、戸建ての木造住宅も多いため。
提案を求める内容	敷地周辺への騒音、振動対策について適切かつ具体的な提案を求める。
標準案	設計図書
加算点の評価方式	判定方式 V:30点, IV:23点, III:15点, II:8点, I:0点, 欠格
採点基準	有効と認められる提案について、有効ポイント(○の数)が10個の場合はV, 9~7個の場合はIV, 6~5個の場合III, 4~3個の場合はII, 2~1個の場合はI, 未提出又はすべての提案が不適切である場合は欠格とする。
ペナルティー	工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<p>【超低騒音・低振動機器に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超低騒音型重機を使用する。</li> <li>・岩盤層掘削時にリッパ工法を採用する。</li> <li>・重機等に消音装置を設置する。</li> </ul> <p>【工事中の騒音・振動の計測に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動計を設置し、かつより厳しい自主管理値を設定する。</li> <li>・騒音・振動計の設置及びより厳しい自主管理値の設定、かつ騒音作業の事前シミュレーションを実施する。</li> </ul> <p>【騒音・振動を低減する施工方法に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山留支保工計画に全面アースアンカーを採用し、切梁3段目を不要とする。</li> <li>・山留支保工計画に全面アースアンカーを採用し切梁3段目を不要とし、かつ外周部を先行して掘削し振動の伝搬を抑制する。</li> <li>・岩盤層掘削時に無振動油圧割岩工法を採用する。</li> <li>・岩盤層に縁切り防振溝を設ける。</li> </ul> <p>【防音効果のある仮設資材の利用に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷鉄板下に整地・砕石敷を行い、かつ敷鉄板同士を固定し、鉄板下に緩衝材を設置する。</li> <li>・敷鉄板同士を固定し、かつ鉄板下に緩衝材を設置する。</li> <li>・防音型の仮囲いの採用、かつ上部に防音材を設置する。</li> <li>・山留手摺に防音材を設置する。</li> <li>・騒音が発生する重機・作業場所を防音材等で覆う。</li> </ul>
採点例	提案項目数として定めた5項目について、すべての項目を有効と認め、30点を加点した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

工事騒音を抑制するための具体的な対策

項目設定の趣旨	既設公営住宅入居者への影響が大きい公営住宅団地内の建築工事であることから住環境に配慮した施工が求められるため。												
提案を求める内容	工事騒音を抑制するための具体的な対策を求める。												
標準案	設計図書および公共建築工事標準仕様書(平成28年版)												
加算点の評価方式	判定方式。着目点に対する技術提案について、「優」(2点)、「良」(1点)、「可」(0点)で評価。												
採点基準	<p>■評価項目における加算点の内訳</p> <p>○5段階評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価</th> <th>加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換算値4以上の場合(「優」2つ以上、または「優」1つ「良」2つ)</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>換算値3の場合(「優」1つ「良」1つ、または「良」3つ)</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>換算値2の場合(「優」1つ、または「良」2つ)</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>換算値1の場合(「良」1つ)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>換算値0の場合(「優」「良」共にない)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点	換算値4以上の場合(「優」2つ以上、または「優」1つ「良」2つ)	4.0	換算値3の場合(「優」1つ「良」1つ、または「良」3つ)	3.0	換算値2の場合(「優」1つ、または「良」2つ)	2.0	換算値1の場合(「良」1つ)	1.0	換算値0の場合(「優」「良」共にない)	0
「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点												
換算値4以上の場合(「優」2つ以上、または「優」1つ「良」2つ)	4.0												
換算値3の場合(「優」1つ「良」1つ、または「良」3つ)	3.0												
換算値2の場合(「優」1つ、または「良」2つ)	2.0												
換算値1の場合(「良」1つ)	1.0												
換算値0の場合(「優」「良」共にない)	0												
ペナルティー	<p>総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定(法令遵守等)において減点する。</p> <p>●(各着目点の不履行による減点数) = <math>\alpha \times \beta \times 3</math></p> <p><math>\alpha</math> : 減点係数  <math>\beta</math> : 受注者の各着目点の加算点数(ただし、技術提案において加算点評価されなかった内容については <math>\beta = 0.2</math> とする。)</p> <p>●(工事成績評定における減点数) = (各着目点の不履行による減点数) の総和</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>履 行 率</th> <th>減点係数(<math>\alpha</math>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>50%以上 75%未満</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>75%以上 90%未満</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>90%以上 100%未満</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table>	履 行 率	減点係数( $\alpha$ )	50%未満	1.0	50%以上 75%未満	0.6	75%以上 90%未満	0.3	90%以上 100%未満	0.1		
履 行 率	減点係数( $\alpha$ )												
50%未満	1.0												
50%以上 75%未満	0.6												
75%以上 90%未満	0.3												
90%以上 100%未満	0.1												
参加者提出例	参加者からの技術提案は公表できません。												
採点例	3提案中3提案とも有効と認め、うち1提案を「優」とし2ポイント、2提案を「良」とし各1ポイントを付与し、換算値は4となることから換算値4以上の場合として加算点を4点とする。												



(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 :

隣接施工における周辺への環境対策

項目設定の趣旨	この施設の工事は、同一敷地内の既存建物、仮駐車場及び民間マンションと近接した位置での施工となるため、周辺環境への影響をより少なくする必要がある。したがって、工事が周辺環境に及ぼす影響の低減に関する提案を求めることとした。				
提案を求める内容	当工事の施工において、周辺環境への影響を低減する対策として騒音・振動対策、飛散防止対策の環境配慮の観点から記述する。				
標準案	設計図書によるほか、騒音・振動対策については低騒音・低振動型機械の採用、飛散防止対策はメッシュシート養生等一般的な工法を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫が考慮されていれば「良」とする。				
採点基準	<p>採択された項目ごとにa(可)、2a(良)、3a(優)に評価し、aの合計値により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">加算点</th> <th style="width: 70%;">評価の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0~0.1点</td> <td><math>\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$
加算点	評価の方法				
3.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 3.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□騒音・振動防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削土を立駐予定地に仮置き、場外搬出用のダンプトラックの台数を減らす。埋め戻し完了まで仮置き土は飛散・風散、雨水による流出防止のため種子吹きつけを行う。</li> <li>・近隣環境を調査し、騒音・振動等影響の少ない運搬ルートを特定し、車両運行表に基づく管理を行う。搬出入車両の協力会社、運転手に事前にルートを確認させる。</li> </ul> <p>□飛散防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入りロゲート内側に洗車場を設置し、外部に土を出さない。ゲート前にコンクリートを打設し、タイヤ・泥よけをハイウォッシャーで洗う。</li> <li>・散水車により、現場内、周辺道路を散水清掃する。毎日午前2回、午後2回散水し飛散防止に努める。</li> <li>・屋上アスファルト防水に低臭・低温タイプを使用し、加熱溶融時に発生する硫化水素、亜硫酸ガスなどの削減、煙の発生を抑える。</li> </ul>																										
採点例	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">採択項目</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>a(可) × 4</td> <td>4a</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td>6a(評価値合計)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">× 3.0 =</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">2.3</td> </tr> <tr> <td>2a(良) × 1</td> <td>2a</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td>8a(最大評価値)</td> </tr> <tr> <td>3a(優) × 0</td> <td>0</td> <td style="border-top: 1px solid black;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計評価点</td> <td>6a</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※加算点は2.3とする。</td> </tr> </table>	採択項目						a(可) × 4	4a		6a(評価値合計)	× 3.0 =	2.3	2a(良) × 1	2a		8a(最大評価値)	3a(優) × 0	0			合計評価点	6a				※加算点は2.3とする。
採択項目																											
a(可) × 4	4a		6a(評価値合計)	× 3.0 =	2.3																						
2a(良) × 1	2a		8a(最大評価値)																								
3a(優) × 0	0																										
合計評価点	6a				※加算点は2.3とする。																						

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 :

建設事業への理解促進対策

項目設定の趣旨	当該施設はシビックコア地区内に位置しており、建設事業は地区整備事業の一環として行われるものである。したがって、当工事への理解促進に関する提案を求めることとした。				
提案を求める内容	当工事への理解促進として有効な提案を、地域住民とのコミュニケーション方法、建設現場のイメージアップ対策の観点から記述する。				
標準案	設計図書によるほか、地域住民とのコミュニケーションについては、仮囲いへの広報パネルの設置、建設現場イメージアップは、仮囲いに塗装鋼板の使用を標準案とする。				
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫が考慮されていれば「良」とする。				
採点基準	<p>採択された項目ごとにa(可)、2a(良)、3a(優)に評価し、aの合計値により評価する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">加算点</th> <th style="width: 80%;">評価の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0~0.1点</td> <td><math>\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>※小数点以下第2位を四捨五入</p>	加算点	評価の方法	4.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0$
加算点	評価の方法				
4.0~0.1点	$\frac{\text{当該提案者の評価値合計}}{\text{評価値合計の最大値}} \times 4.0$				
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目ごとに最大5点を減点し、最大15点の減点とする。				

参加者提出例	<p>□地域住民とのコミュニケーション方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民に対する見学会を実施。躯体工事、外装PC工事、仕上げ工事の計3回実施する。</li> <li>・一般通行者のため、バス停付近の仮囲いを一部セットバックし休憩所を設ける。広報パネルの外、ベンチ・テーブル・自販機・清掃用具・屑入れ・傘等を配置する。</li> <li>・地域イベント、行事、集会への参加。ソフトボール大会、ボーリング大会、祭り等の行事に積極的に参加。</li> </ul> <p>□建設現場のイメージアップ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲い上部に外灯を設置し、夜間の防犯等に努める。蛍光灯式の外灯を15m間隔で設置し、タイマー管理する。</li> <li>・現場内に作業員用のシャワールーム2箇所と更衣室10坪を作る。</li> <li>・仮囲いに小学生、幼稚園児等の絵を1.0m×1.5mで年2回描く。</li> </ul>																										
採点例	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">採択項目</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>a(可) × 3</td> <td>3a</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">10a(評価値合計)</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">× 4.0 = 4.0</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>2a(良) × 2</td> <td>4a</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">10a(最大評価値)</td> </tr> <tr> <td>3a(優) × 1</td> <td>3a</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>合計評価点</td> <td>10a</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: right;">※加算点は4.0とする。</td> </tr> </table>	採択項目						a(可) × 3	3a		10a(評価値合計)	× 4.0 = 4.0		2a(良) × 2	4a		10a(最大評価値)	3a(優) × 1	3a			合計評価点	10a			※加算点は4.0とする。	
採択項目																											
a(可) × 3	3a		10a(評価値合計)	× 4.0 = 4.0																							
2a(良) × 2	4a		10a(最大評価値)																								
3a(優) × 1	3a																										
合計評価点	10a			※加算点は4.0とする。																							

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

適切な施工計画に関する提案

項目設定の趣旨	現場環境を適切に把握し、施工上の留意すべき事項が的確な技術者の配置を促すべく、以下の施工計画評価項目により評価し、加点を行う。
提案を求める内容	①現場環境の把握、②施工上の留意点、③現場における創意工夫、④技術力の向上における取組み
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優3点・良2点・可1点・不可0点
採点基準	①～④の各項目において、「内容が的確で優れる(3点)」「内容が的確でやや優れる(2点)」「内容が的確である(1点)」「的確でない(0点)」で、三者が評価を行い、その合計点が、23点以上～30点で「優」、16点以上～23点未満で「良」、10点以上～16点未満で「可」、1点以上～10点未満で「不可」とする。
ペナルティー	点数の合計が0点または評価項目に未記入がある場合欠格(0点)として扱う。
参加者提出例	<p>階高があるコンクリート打設における創意工夫</p> <p>①階高が4,500mm以上の場合においては、コンクリート打設時に材料が分離を起こし、ジャンカ等の不具合が発生する問題点があるため、75Aのフレキシブルホースを型枠内に挿入し、打ち込み高さを1.5m以内とする。挿入困難な場合は、筒先にサニーホースを取付け、引き上げながら打設を行うことにより改善を図る。</p> <p>②コンクリート打設時に階高が高い場合、通常の高周波バイブレーターでは下方に届かず締め固めができず、また、壁バイブレーター(キッツキ・アイロン等)では設置・移動が煩雑な問題点があるため、当社で好実績が多いエアバイブレーターで締め固めを行い改善を図る。</p>
採点例	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について、内容が的確で優れると評価した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

杭地業工事における地盤への影響の低減に関する技術的な提案

項目設定の趣旨	本工事の美術館棟の杭地業工事では、GL-約47mの砂礫層を支持層としている。周辺には大学や美術館等の施設が近接しているとともに、工事場所の地中には埋蔵文化財の存在が確認されていることから、杭地業工事の施工にあたっては周辺施設や遺構への影響を最小限に抑える必要があるため、杭地業工事における地盤への影響の低減に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	杭地業工事の地盤への影響を抑えるための施工時の具体的な提案を求める。(美術館棟以外の杭地業工事にかかる提案は行わないこと。)(1項目を限度として提案することが出来る。)
標準案	設計図書、特記仕様書及び公共建築工事標準仕様書(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:採用1点、不採用0点
採点基準	提案項目ごとに評価し、標準案より優れていると評価された項目ごとに1点を付与。 次の技術提案については採用しない。 ア 設計図書、特記仕様書、各種標準仕様書に明記されているなど、標準案と同程度と判断されるもの イ 工事目的物の所要性能が低下するもの ウ 工事目的物の形状、寸法等の変更を伴うもの エ 工期の変更を伴うもの オ 新たに他機関との調整が必要となるもの カ 評価項目に対し的確な技術提案となっていないものや、提案内容の確認が著しく困難なもの
ペナルティー	受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の工事を行う義務を負う。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点、および違約金の請求等を行う。なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。
参加者提出例	—
採点例	—

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

躯体及び地業並びに地盤改良の施工管理に関する具体的な提案について

項目設定の趣旨	躯体の施工管理は、構造体全体としての品質管理のために重要であるため、また、地盤改良の施工管理は液状化対策として重要であり、建築物の杭、基礎との調整が必須であることから、提案を求めることとした。
提案を求める内容	躯体及び地業並びに地盤改良の施工管理に関する具体的な提案について
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書
加算点の評価方式	総合的な観点からも優12点・優10点・良5点・可0点
採点基準	適切で優れる。(10点) 適切で良好。(5点) 適切で可。(0点) <b>【総合的評価】</b> 総合的に優れる。(2点) 総合的に可。(0点)
ペナルティー	受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、審査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずる。
参加者提出例	<p><b>【①コンクリートの品質向上】</b>                  ・粗骨材は石灰石100%を使用する。</p> <p><b>【②鉄筋加工・組立ての品質管理】</b>                  ・鉄骨・柱筋・梁筋のおさまりを三次元CADで作成する。</p> <p><b>【③鉄骨製作工場における品質管理】</b>                  ・鉄骨工場Hグレードの採用</p> <p><b>【④場所打ちコンクリート杭における品質管理】</b>                  ・孔壁測定を追加。</p> <p><b>【⑤静的締固め砂杭工法における品質管理】</b>                  ・レーザーレベルにより高さの管理を行う。</p>
採点例	5提案中、0から1提案を有効と認めた場合は、可となり0点。 5提案中、2から3提案を有効と認めた場合は、良となり5点。 5提案中、4から5提案を有効と認めた場合は、優となり10点。 5提案全てに有効な提案があり、重要な複数の視点で有効な提案が複数あり、なおかつ優れている場合に2点加点する。(12点)

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

基幹技能者の適用に関する提案

項目設定の趣旨	より良い品質・性能・安全を確保するためにも、基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用、及びその役割について提案を求める。
提案を求める内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施工方法、施工手順、工程等の提案、調整</li> <li>2. 技能者の適正配置、役割分担、作業手順の策定</li> <li>3. 技能者への指示並びに指導、教育育成</li> <li>4. 他の職長との連絡調整</li> <li>5. 施工完了後の確認、報告</li> </ol>
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	提案を求める内容のうち、有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:5項目以上 良:3~4項目 可:1~2項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	採用:9工種 土工事(機械土工事)、鉄筋工事、鉄筋圧接工事、型枠工事、コンクリート工事(ポンプ圧送)、鉄骨工事、金属建具工事、金属屋根・外壁(建築板金)工事、内装工事(社内規準)  役割: 施工方法の提案、施工計画書の作成、技術的管理、作業手順の構成・実施、技能者への指示・指導、他工種との連絡・調整
採点例	「役割」については全ての提案を認めるが、「採用」については提案の範囲外のため全て不採用。  →有効な提案なし=不採用(0点)

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

安全性の高い耐震性能の確保についての提案等

<p>項目設定の趣旨</p>	<p>1 耐震技術                  危機管理の中心的役割を果たす市庁舎として、大地震や風による大きな揺れを抑制し、災害発生直後から業務継続が可能な高い耐震性、揺れ低減対策などの確保</p> <p>2 環境技術(新市庁舎の環境性能について)                  環境に最大限配慮した市庁舎として、広範な環境技術の中から先進的かつ有効性のある環境設備・機能等を導入した低炭素型市庁舎として、自然エネルギーや再生可能資源の有効活用、省エネ技術の導入</p> <p>3 低層部の総合技術(賑わいを創出する低層部)                  建築・構造・設備(環境技術)の技術を高いレベルで機能的に取り入れ、低層部に市民や来訪者を迎え入れ、賑わいを創出するとともに低層部景観を形成する技術の導入</p> <p>4 高層部の総合技術(新市庁舎の超高層ビルとしての外装)                  建築・構造・設備(環境技術)の技術を超高層建築物の外装メカニズムに高いレベルで取り入れ、執務空間の使い易さ、安全性、居心地の良さなど機能性を重視しつつ都市景観に調和する高層部の外観デザインへの配慮</p> <p>5 上記技術提案を確実に実施するための技術等(施工計画、設計・施工体制について)                  設計から工事まで長期に亘り業務を委ねる事業者が、高度技術を確実に実現させるための体制、業務のプロセス、取組みに対する思いや姿勢、担当する技術者の実績などの確認</p>
<p>提案を求める内容</p>	<p>安全性の高い耐震性能の確保についての提案</p> <p>1 地震時の安全性確保、地震後の業務継続に関する提案                  (1) 在館者の安全確保、業務継続のための総合的な建築計画の考え方                  (2) 具体的な構造計画概要と構造耐力上の設計目標値</p> <p>2 ライフサイクルを通して、建築物の性能を最適に管理するための構造計画等に関する提案</p> <p>3 建設予定地の地盤特性を考慮した構造計画に関する技術的所見                  (1) 液状化が懸念される地層に対する基礎等の安全性確保                  (2) 工学的基礎の傾斜に対する基礎等の安全性確保                  (3) 長周期成分を考慮したサイト波の作成方針</p> <p>効果的で先進的な環境技術についての提案</p> <p>1 エネルギーサービスプロバイダー導入検討に関する技術的所見                  (1) EPS事業者選定に関する業務支援                  (2) 横浜アイランドタワーとの連携を考慮した課題と対応                  (3) 基本設計におけるライフサイクルコストや環境性能を考慮した熱源構成などの検討</p> <p>2 低炭素型の市庁舎と、快適な室環境の両立に関する提案                  (1) 室環境への自然エネルギーの有効利用と快適制御</p> <p>3 創エネルギー、省エネルギー技術に関する提案                  (1) 低炭素型市庁舎を考慮した創エネルギー技術と最大限性能を発揮するための技術及び省エネルギー技術                  (2) 創エネルギー・省エネルギー技術の導入による具体的な省エネルギー効果</p> <p>低層部分(1階から3階)における建築・構造・設備の高度技術と建築デザインに関する総合的な提案</p> <p>1 低層部及び屋根付き広場(アトリウム)のフレキシブルで多様な使い方に対応する構造架構及び環境・設備に関する提案                  (1) 大空間を形成する屋根付き広場(アトリウム)の構造架構及び外装計画                  (2) 緑化を含む自然環境の取込みとビル風にも配慮した快適制御技術や音響・照明計画                  (3) 外壁の防汚・日常清掃対策や維持管理計画とコスト低減</p> <p>2 ○○市の市庁舎にふさわしいデザインに関する提案                  (1) 本市の基本構想などやデザインコンセプトブックを踏まえた低層部のデザイン計画                  (2) 屋根付き広場(アトリウム)のフレキシブルで多様な使い方に見合った空間構成及びデザイン計画</p> <p>高層部における建築・構造・設備の要素と外観デザインの総合的な技術に関する提案</p> <p>1 超高層建物の外壁構成要素に関する提案                  (1) 日射負荷抑制や自然採光、自然換気の活用など環境技術を取り入れた外壁構成要素                  (2) 防水性、気密性、水密性、耐久性、断熱性を考慮した外壁構成要素                  (3) 外壁の防汚・清掃対策や維持管理計画とコスト削減</p> <p>2 外壁構成要素が融合した高層部デザインに関する提案                  (1) ○○市庁舎としての品位と美しさを兼ね備えた質の高い高層部デザイン                  (2) 中景として近接建物との関係及び遠景として北仲通北地区で予定する超高層建築群を考慮した群景観計画に関する記述</p>

<p>提案を求める内容</p>	<p>設計・施工プロセス、体制と地域経済・文化への貢献等についての提案                  1 全体実施計画に関する技術的所見                  (1) 基本理念及び整備基本方針を踏まえたプロジェクト遂行の為に目標設定と監理                  (2) 設計・施工各段階の工程計画検討における課題及び遅延防止に向けた取組み                  (3) 別途発注となる工事の設計工程管理における配慮事項と工事発注及び施工管理支援                  2 設計・施工体制及び取組みに関する技術的所見                  (1) 設計・施工各段階における課題と専門業者を含めた設計・施工体制の考え                  (2) 市民に永く親しまれる市庁舎とするための設計体制及び取組み                  (3) 施工段階における低炭素化に関する取組み                  3 地域貢献及び環境配慮に関する技術的所見                  (1) 地域の文化的活動及び地域経済貢献に関する取組み                  (2) 現場周辺の環境保全や景観配慮に関する取組み                  (3) 設計・施工各段階における市庁舎プロジェクトの関心向上と建築文化の向上</p>
<p>標準案</p>	<p>発注仕様書(発注仕様書に要求水準が含まれるため、入札に参加する場合には、発注仕様書を満たす、つまり要求水準も満たすことが当然の条件となっている)</p>
<p>加算点の評価方式</p>	<p>判定方式(優5点・良2点・可0点)(優4点・良2点・可0点)(優3点・良1点・可0点)                  ※配点は具体的評価項目により異なります。                  ※具体的評価項目ごとに5名の委員の評価点の平均点を算出し、5つの評価項目の平均点を合計して評価委員会としての加算点を決定</p>
<p>採点基準</p>	<p>定性的評価項目については、評価委員がヒアリング等を踏まえたうえで評価を行っています。                  「耐震技術」の「具体的な構造計画概要と構造耐力上の設計目標値」と「環境技術」の「創エネルギー、省エネルギー技術に関する提案」は、算出数値に基づき定量評価としています。                  ※定性的評価項目の評価については、具体的評価項目に対して〇〇市が考える「有意な検討項目」を予め設定し、有意な提案がどれだけあったかを〇〇市で事前分析したものを参考資料として作成しています。ただし、あくまで参考資料の扱いであり、最終的な採点はヒアリングなどを踏まえたうえで評価委員が自身の考えを元に行っています。</p>
<p>ペナルティー</p>	<p>(1) 入札参加者の技術資料の虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、〇〇市指名停止等措置要綱の規定に基づき指名停止等を行う。                  (2) 技術提案が達成されなかった時は、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、落札者は市の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。                  (3) 前項の場合、違約金の額は、次の式により算定した額に取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。  <math display="block">A - (B + C2) \div (B + C1) \times A</math>                 A: 当初の入札価格                  B: 標準点(100点)                  C1: 入札時の技術提案に基づく加算点                  C2: 技術提案が達成できなかった場合の加算点                  計算の過程では、小数点以下第4位未満を切り捨てる。</p>
<p>参加者提出例</p>	<p>(採用した提案の一部を記載)                  ※本案件では技術提案された内容は原則履行することを前提としています。                  (ただし、運用面などを考慮し内容を変更したり取りやめた事例もあります。)                  ・3階床下に免震層を設置                  ・免震層上部に制振装置を設置(風揺れを低減)                  ・免震層下部に制振装置を配置(地震時の揺れ抑制)                  ・基準階を輻射空調とする。                  ・建築杭を利用した地中熱空調の導入                  ・外装のダブルスキン化</p>
<p>採点例</p>	<p>評価委員の考えにもとづき採点。                  ※〇〇市が行った事前分析は〇〇市が考える「有意な検討項目」を評価基準として予め設定し、〇〇市が事前分析する時点では、提案中に含まれる有意な項目数により～100%:Ⅲ＝優、～70%:Ⅱ＝良、0～40%:Ⅰ＝可の基準で分析を実施。                  ただし、これらは参考資料であり、最終的には評価委員会で判断。</p>



(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 新営工事

工事を活用した建設産業の魅力発信・女性も働きやすい現場づくりの提案

項目設定の趣旨	建設産業においては労働者の減少により、将来の担い手となる若年者の人材確保・育成が課題となっている。今回工事は高校における新営工事であることから、当該工事を活用した建設業の魅力を生徒に伝える工夫などの提案を求めることとした。
提案を求める内容	①生徒への建設業の魅力を伝える工夫 ②女性も働きやすい現場づくりの工夫
標準案	設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄、及び既に一般化されている手法とする。
加算点の評価方式	数値方式:配点3.0点
採点基準	・1つの求める工夫に対する提案数は3つまで(2つの工夫で提案数は最大6つ)とし、得点=配点(3.0点)×(採用された提案数/総提案数(6))とする。 ・提案の内容が具体的であること、具体的な効果が確認できること、受発注者の判断で実現可能(他者との新たな協議等が発生しない)こと等の条件を満たす提案を加算対象として採用する。
ペナルティー	・違約金支払いの発生(不履行となった評価項目の配点に応じた金額) ・工事成績評定の減点(評価項目1つの不履行で5点、2つ以上で10点減点)
参加者提出例	①生徒への建設業の魅力を伝える工夫 ・現場見学会の開催 普段は仮囲いで見えない建設現場の内部を、鉄骨が組み上がり、かつ多くの業者が集まる時期に見学会を開催することで、建物を造ることの素晴らしさや多くの人が一つの建築に関わっていることを知り、興味を持ってもらう。 ・疑似体験(材料に触れる機会)の実施 実際に現場で使用する材料を展示し、裏になる面に新しい建物への思いを自由に書ける寄書きコーナーを設置する。本物の材料に触れる事で作業に参加しているという疑似体験ができ、より一層完成した建物に魅力を感じ愛着を持ってもらえる。 ・作業内容掲示パネルの設置 工事の進捗状況などをわかりやすいように写真やイラストを使ったパネルを作成し校内の生徒が多く通る位置に設置することで、まず興味を引き、そこから建設業の仕事を理解してもらえる。 ②女性も働きやすい現場づくりの工夫 ・女性専用トイレの設置 女性が気兼ねなく使用でき、また男性への配慮も考え、男女とも周りに仕切りを付け、洋式型トイレを設置する。 ・女性専用休憩所の設置 男性作業員の目を気にする事無く、着替えや一息つける場所になる。 ・女性警備員の配置 女性警備員の働く場所を提供することができ、また、女性作業員にも安心感を与えることができる。
採点例	6提案中、4提案を採用する。 その他提案は具体的な効果の確認が難しいものと判断し不採用とした。 →3.0点×(4/6)=加算点2.0点とする。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 : 新営工事

収蔵庫や展示室における空気汚染対策に関する技術的な提案

項目設定の趣旨	本工事では、重要文化財を含む貴重な美術品を保存・展示するための収蔵庫や展示室を設置する計画となっている。コンクリートや仕上げ材などから発生する揮発性ガスについては、美術品等に影響を及ぼすものも含まれていることから、施工時から空気汚染を低減するための対策を施す必要があるため、収蔵庫や展示室における空気汚染対策に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	収蔵庫や展示室における空気汚染対策のための、施工時の具体的な提案を求める。(3項目を限度として提案することが出来る。)
標準案	設計図書、特記仕様書及び公共建築工事標準仕様書(平成28年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:採用1点、不採用0点
採点基準	<p>提案項目ごとに評価し、標準案より優れていると評価された項目ごとに1点を付与。次の技術提案については採用しない。</p> <p>ア 設計図書、特記仕様書、各種標準仕様書に明記されているなど、標準案と同程度と判断されるもの</p> <p>イ 工事目的物の所要性能が低下するもの</p> <p>ウ 工事目的物の形状、寸法等の変更を伴うもの</p> <p>エ 工期の変更を伴うもの</p> <p>オ 新たに他機関との調整が必要となるもの</p> <p>カ 評価項目に対する的確な技術提案となっていないものや、提案内容の確認が著しく困難なもの</p>
ペナルティー	受注者の責めにより提案内容について履行できなかった場合は、受注者は再度の工事を行う義務を負う。再度の工事が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定の減点、および違約金の請求等を行う。なお、違約金が発生する場合において、発注者に発生した損害が違約金額を超える場合には、受注者は発注者に対し、その差額に相当する損害についても賠償の責めを負うものとする。
参加者提出例	—
採点例	—

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

コンクリート打放し外壁の品質向上

項目設定の趣旨	コンクリート打ち放しを仕上げとする外観のため
提案を求める内容	コンクリートの品質向上として有効な提案を、密実なコンクリートを打設するための提案及びひび割れ防止対策に関する提案の観点から記述する。
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成16年版)による。
加算点の評価方式	判定方式:優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	<p>優:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が3つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が3つ以上ある。</p> <p>良:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が2つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。                      (2)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が2つ以上ある。</p> <p>可:                      (1)密実なコンクリートを打設するための提案が1つ以上あり、かつひび割れ防止対策に関する提案が1つ以上ある。</p> <p>不採用:0項目</p>
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<p>密実なコンクリートの打設:                      ・プレート型バイブレータを使用する、                      ・ワーカビリティの改善(流動化コンクリートを採用)。ベースコンクリートのスランプを12cm、流動化コンクリートのスランプを18cmで打設、                      ・コンクリート打設の打設方法の改善。1回の打設高さを2m程度とし、1度コンクリートを落ち着かせ重ね打ちする(沈降によるひび割れ発生抑制)</p> <p>ひび割れ防止対策:                      ・スパイラル筋によるひび割れ発生の抑止、                      ・単位水量170kg/m<sup>3</sup>以下のコンクリートの打設、                      ・打継ぎ面への打継ぎ面処理剤(ジョイントエース)の塗布</p>
採点例	<p>6提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は4項目=良(5点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

外壁改修における施工管理・品質管理の取組みに関する提案

項目設定の趣旨	本館は45年前に竣工したが、現在、外壁コンクリート打放し仕上げが経年劣化により外壁全面にひび割れ、欠損等が広がっている。このため、本工事では、樹脂注入、充填工法による外観保全改修工事を行い、コンクリート外壁に要求される遮水・水密性と耐久性を確保する。したがって、総合評価項目として、外壁改修工事(欠損部充填、ひび割れ部樹脂注入)における施工管理、品質管理に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	工事内容について、標準案を超える、施工管理、品質管理等の取組みに対する提案を評価する。
標準案	設計図に記載されている品質、仕様書等による管理
加算点の評価方式	判定方式: 優5点・良2.5点・可0点
採点基準	優: 4項目以上の提案 良: 2項目以上の提案 可: 標準案又は1項目の提案 なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。
ペナルティー	受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。 また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内に建築部長を長とする管理委員会、現場に分科会を設け、施工及び品質管理の体制を組織する。</li> <li>・ひび割れ部の補修工法をひび割れ巾により区分する。</li> <li>・鉄筋の腐食度調査(自然電位法及び分極抵抗法による調査)</li> <li>・シーリング管理士(日本シーリング材工業会)を活用する</li> <li>・欠損部の剥落部中性化と中性化深さの調査</li> <li>・コア抜きによる樹脂注入の充填調査</li> <li>・工程毎にまた作業日毎に写真撮影を行い、検査は全数工程検査とする。</li> <li>・ひび割れ部樹脂注入は注入途中で不足しないように計画する。</li> </ul>
採点例	<p>8提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は4項目＝優(5点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 改修工事

外付け鉄骨ブレースの製作・施工精度、接合等の向上

項目設定の趣旨	本耐震改修工事の一部が外付け鉄骨ブレースによる補強であるため製作・施工精度、接合等の向上に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	外付け鉄骨ブレースの製作・施工精度、接合等の向上に関する工夫が見られるか。
標準案	公共建築改修工事標準仕様書(H28年版) 8章 耐震改修工事
加算点の評価方式	1.5点/提案 最大3.0点
採点基準	最大2提案とし、3提案以上の記入があった場合は、評価内容に関する提案は全て0点とする。 評価については、工事の特性および現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について、確実性と重要度により、1提案につき1.5点を加点する。
ペナルティー	1 再度の施工または修補 2 契約金額の減額または損害賠償請求 ①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合 $\text{減額または損害賠償額} = \{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または $\text{減額または損害賠償額} = 0.05 \times C$ のいずれか大きい値 C: 当初の契約金額(円) α: 当初の加算点 β: 検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点 3 工事成績評定点の減点 契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合、10点減点 4 指名停止等の措置
参加者提出例	—
採点例	2提案中2提案を有効と認め、 $1.5 \times 2 = 3.0$ 点

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 : 改修工事

鉄筋コンクリート造のアウトフレームにおいて、現場打設の柱・梁・壁などの躯体における密実なコンクリートおよびクラック防止のための方策

項目設定の趣旨	南面に耐震補強として鉄筋コンクリート造のアウトフレームを設置するため、主要構造部にあたる柱・梁・壁などの躯体コンクリートに関し、密実なコンクリートおよびクラック防止のための品質向上について技術提案を求めることとした。
提案を求める内容	鉄筋コンクリート造のアウトフレームにおいて、現場打設の柱・梁・壁などの躯体における密実なコンクリートおよびクラック防止のための方策について工夫が見られるか。
標準案	公共建築工事標準仕様書(H28年版) 6章 コンクリート工事
加算点の評価方式	1.5点/提案 最大3.0点
採点基準	最大2提案とし、3提案以上の記入があった場合は、評価内容に関する提案は全て0点とする。 評価については、工事の特性および現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について、確実性と重要度により、1提案につき1.5点を加点する。
ペナルティー	<p>1 再度の施工または修補 2 契約金額の減額または損害賠償請求 ①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合</p> <p>減額または損害賠償額 = <math>\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C</math> または 減額または損害賠償額 = <math>0.05 \times C</math> のいずれか大きい値 C: 当初の契約金額(円) <math>\alpha</math>: 当初の加算点 <math>\beta</math>: 検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点</p> <p>3 工事成績評定点の減点 契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合、10点減点 4 指名停止等の措置</p>
参加者提出例	—
採点例	2提案中2提案を有効と認め、 $1.5 \times 2 = 3.0$ 点

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 改修工事

液状化対策工事の品質確保に関する技術提案

項目設定の趣旨	対象建物の液状化対策工事は施工部位が地盤面下で目視による出来高確認が出来ず品質確保が難しい上、地下室内で施工するための制約が多く、施工難易度が極めて高い。このため、施工に関する課題として施工品質の確保に対する対策について技術提案を求める。
提案を求める内容	液状化対策工事の品質確保に関する技術提案 視点①改良体充填率の管理・確認に関する工夫 視点②改良体の品質確認に関する工夫
標準案	視点①硬化材投入量のデータ管理 視点②チェックボーリングで得たコア試験の一軸圧縮試験による強度確認
加算点の評価方式	技術提案の項目の配点を、項目に設定された全視点数のうち、評価結果が○(有効)の割合で加算する。この事例では提案の1視点が○(有効)であれば1.5点、それ以外は0点
採点基準	技術提案の視点毎に評価する。 ○:(有効)設定視点に対して標準案を超える提案で工夫が見られ、評価できる内容である。 ・:発注者が規定する標準案どおり若しくは標準の範囲内である。 ×:間違った提案であり、施工を許可しないもの。 -:記載内容だけでは判断できないもの。
ペナルティー	提案を履行できなかった場合は、工事成績点の減点を行うものとし、未実施の評価項目毎に5点を減じる。
参加者提出例	<p><b>【A業者】</b>                  視点① 警報盤を活用した改良体造成時の風量管理                  高圧噴射攪拌工法において改良体の充填率を左右する圧縮空気の風量(吐出圧力、吐出量)を適切に管理するため、風量計に警報盤を追加する。(類似地盤耐震補強工事での施工実績あり)</p> <p>視点② RI密度計を活用した硬化材の配合管理                  高圧噴射攪拌工法において改良体の品質を左右する硬化材の配合(密度)を適切に管理するため、配管用密度計を取付け、常時自動計測を行う。(他工事での施工実績あり)                  ・配管用密度計:RI密度計「PIRICA」NETIS登録No.KK-170002-A</p> <p><b>【B業者】</b>                  視点① 改良体の充填率の重要な管理項目の一つである風量管理において「風量警報盤」を使用する                  風量が試験施工で確認した一定数値以下になった場合に異常を知らせる風量警報盤を設置する。基準値から外れた際に警報音にて警告することで瞬時に確認できることから、作業員の人的過誤のリスクをなくし、確実な改良体の充填を行う。</p> <p>視点② 改良体の比重管理に配管用RI密度計を使用する                  配管用RI密度計により、固化材液の密度をリアルタイムに自動計測し、密度の連続的な管理・記録を実施する。                  ・配管用密度計:RI密度計「PIRICA」NETIS登録No.KK-170002-A</p>
採点例	提案は全て○(有効)として1.5×2=3点を加算した。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

建具かぶせ工法の現場での品質管理に関する提案

項目設定の趣旨	<p>本工事は、経年により劣化した外部アルミ製建具の更新等を行うものである。この建具改修工事は、「アルミニウム製建具かぶせ工法」により更新するものでサッシ性能の回復と省エネ対策を目的に行うものである。アルミ製建具は製品としての寸法精度については、一般の建築部材と比べて非常に高いが、現場に取付けてはじめて建物の一部となることから、製品としての精度がよくても取付けた結果の精度が適切でないと、建具性能は満足しないものとなる。</p> <p>このため、アルミニウム製建具かぶせ工法における外部建具の現場取付けに関わる施工管理について評価を行うこととした。</p>
提案を求める内容	<p>外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。</p>
標準案	<p>標準仕様書及び設計図による。</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式：優4点・良2点・可0点</p>
採点基準	<p>優(4.0): 4項目以上の提案                  良(2.0): 2～3項目の提案                  可(0.0): 標準案程度又は1項目の提案                  なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。</p>
ペナルティー	<p>受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。</p> <p>また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。</p>

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事の内容の周知徹底(関係作業員へ)</li> <li>・建具の倒れ1/800以内の精度を確保するため、レーザー光等で管理する</li> <li>・取付順序毎に施工精度を確保するよう指導する</li> <li>・躯体の状況、クラック等の事前調査を行う。</li> <li>・技能士(サッシ施工)を2(名/作業日)以上配備する</li> <li>・在来枠と新規枠の間に水分を貯めないために二重シールとする(下部は水抜き孔を設ける)</li> <li>・自主検査は、受け入れ検査、工程内検査、完成検査とし、これらを実施した上で、監督官の検査を受けることとします。</li> </ul>
採点例	<p>7提案中、4提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は4項目＝優(5点)</p>



(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : 改修工事

施工中における執務者、第三者に対する安全対策

項目設定の趣旨	執務者や来庁者のほか、近接して盲学校や中学校もあるため、登下校時における送迎車両との交錯が多くなることが考えられることから、事故等のない現場を進めるための安全対策の提案を求めることとした。
提案を求める内容	施工中における執務者、第三者(盲学校・中学校生徒、周辺住民など)に対する安全対策に工夫が見られるか。
標準案	公共建築改修工事標準仕様書(H28年版) 1章 一般共通事項 3節 工事現場管理
加算点の評価方式	1.5点/提案 最大3.0点
採点基準	最大2提案とし、3提案以上の記入があった場合は、評価内容に関する提案は全て0点とする。 評価については、工事の特性および現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について、確実性と重要度により、1提案につき1.5点を加算する。
ペナルティー	1 再度の施工または修補 2 契約金額の減額または損害賠償請求 ①技術提案に関する加算項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、または、②技術提案以外の加算項目について不達成が認められ、加算項目が達成されていない場合  減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または 減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値 C: 当初の契約金額(円) $\alpha$ : 当初の加算点 $\beta$ : 検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点  3 工事成績評定点の減点 契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合、10点減点 4 指名停止等の措置
参加者提出例	—
採点例	2提案中2提案を有効と認め、 $1.5 \times 2 = 3.0$ 点

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 :

図書館職員・図書館利用者等の第三者に対する安全対策への取組み

項目設定の趣旨	本工事は図書館のコンクリート打放し仕上げを外壁全面に足場を設置し改修するものである。図書館は来館者が多く図書館という性質上、静粛な閲覧環境が求められる。したがって、第三者に対する災害防止に向けた安全管理の配慮に関する取組みの提案を求めることとした。
提案を求める内容	安全対策について、標準案を超える、創意工夫がされている取組みに対する提案を評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。 (関係法令及び建設工事公衆災害防止対策要綱による)
加算点の評価方式	判定方式： 優5点・良2.5点・可0点
採点基準	優: 4項目以上の提案 良: 2項目以上の提案 可: 標準案又は1項目の提案 なお、特に優れた提案については別途、協議するものとする。
ペナルティー	受注者が入札時に提案した施工計画書の内容に対して、受注者の責による不履行があった場合は、請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差引くものとする。 また、これにより目的物の性能が達成されなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を請求する。
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮囲と足場の出入り口にはドアを設け施錠する。</li> <li>・安全通路を確保し、足場の設置期間には誘導員を配置する</li> <li>・工事の広報・周知に関して電光掲示板を使用しタイムリーな情報表示をする。</li> <li>・仮設入口は標準案より広い出入り口寸法を確保する</li> <li>・塗装の材料は水性系の材料とし、溶剤型の材料は極力避ける。</li> <li>・資材搬入のうち第三者の通行等に支障が予想されるものは開館時間以外や、休館日に搬入する。</li> </ul>
採点例	6提案中、3提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。  →有効な提案は3項目＝良(2.5点)

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 : 改修工事

工事に関連する「①騒音・振動」、「②粉塵」が執務者や測定機器類および第三者に及ぼす影響の低減

項目設定の趣旨	今回の工事は執務並行で行い、建物内には測定機器類が多数配置されている。また、近接して盲学校もあるため、十分な騒音・振動・粉塵の対策を講じた施工が必要となることから、それらの影響を極力低減するための技術提案を求めることとした。
提案を求める内容	工事に関連する「①騒音・振動」、「②粉塵」が執務者や測定機器類および第三者(盲学校生徒など)に及ぼす影響を極力低減するための工夫が見られるか。
標準案	公共建築改修工事標準仕様書(H28年版) 1章 一般共通事項 3節 工事現場管理
加算点の評価方式	1.5点/提案 最大6.0点
採点基準	最大4提案とし、5提案以上の記入があった場合は、評価内容に関する提案は全て0点とする。また、「①騒音・振動」、「②粉塵」についてそれぞれ1以上提案がなかった場合も、評価内容に関する提案は全て0点とする。 評価については、工事の特性および現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について、確実性と重要度により、1提案につき1.5点を加点する。
ペナルティー	1 再度の施工または修補 2 契約金額の減額または損害賠償請求 ①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと発注者が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合  減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または 減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値 C: 当初の契約金額(円) $\alpha$ : 当初の加算点 $\beta$ : 検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点  3 工事成績評定点の減点 契約金額の減額又は損害賠償請求を行った場合、10点減点 4 指名停止等の措置
参加者提出例	—
採点例	4提案中3提案を有効と認め、 $1.5 \times 3 = 4.5$ 点

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事  
 工事内容 : その他

近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」

項目設定の趣旨	本工事は、住宅地に近接しており、周辺環境に配慮が必要である。また、周辺道路を工事車両が頻繁に通行することとなるため、必要な提案を求める。
提案を求める内容	近隣住民への対応について「施工上配慮すべき事項」を求める。また、歩行者等への「安全管理に留意すべき事項」を求める。
標準案	なし
加算点の評価方式	判定方式(優24点、良上18点、良12点、良下6点、可0点)
採点基準	有効であると認められる提案ごとに1ポイントを付与し、合計ポイントにより「優」、「良上」、「良」、「良下」、「可」を判定する。
ペナルティー	受注者の責により技術提案を実施できなかった場合、未実施の技術提案ごとに工事成績評定を5点減ずる。
参加者提出例	現場の周囲は戸建住宅や幼稚園があり、現地計測では外周4箇所(北西・北東・南東・南西)の昼間11時の暗騒音は40～50dB、暗振動は30～40dBであり閑静な住宅地に位置付けられる。近隣環境へ大きく影響する騒音・振動・粉じんを監視し、防止する為、施工区域にデジタル表示式の騒音振動計と粉じん計及び風向風速計を3箇所を設置する。 管理には各計測値を一元管理できるモニタリング管理システムWEB日報((KT-140007-A))を使用し、現場事務所のパソコンで常時連続的に監視する。当現場規制値である(騒音75dB・振動70dB・粉じん1.5mg/m <sup>3</sup> )を超えた場合は回転灯とブザーで現場関係者に警告する。粉じんは厚労省「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」の粉じん濃度目標レベル3mg/m <sup>3</sup> 以下の50%を当現場規制値とした。
採点例	19提案中、8提案を有効と認め、良上と判定し18点を加算。

(評価項目設定事例)

工種 : 建築工事

工事内容 :

耐震性能施工についての提案

項目設定の趣旨	本施設は大規模地震発生時に、合同現地対策本部として関係省庁や被災都道府県市の職員、指定行政機関の職員が参集し災害対策活動を行う施設であるため免震構造を採用している。 よって、免震構造の際の電気設備の耐震性能施工に関して提案を求めた。
提案を求める内容	当工事の施工に関する地震時のライフライン確保として有効な提案を、対策方法、創意工夫点、留意点及び対策方法の确实性の観点から記述する。
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式: 優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案に比べ、耐震性能施工の向上に寄与する提案の項目数により、次の通り判定する。 優:5項目以上 良:3~4項目 可:1~2項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	・活動ブース照明器具に落下防止ワイヤーの採用 別途図示(省略)
採点例	→有効な提案は1項目=可(1点)

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

電力配線工法の施工品質に係る提案

項目設定の趣旨	本施設は1階から3階が学校部門、4階以上が寮であり、寮の部門では同一の部屋が多数あり、集合住宅等の施工方法が多く適用できることから、「電力配線工法の施工品質にかかる提案」をもとめたものである。
提案を求める内容	電力配線工法の施工品質に係る提案
標準案	標準仕様書、標準図、現場説明書補足事項、図面に記載されている事項。
加算点の評価方式	加算点：10点 判定方式(5段階) [重み：Ⅰ5点、Ⅱ5点]
採点基準	提案の成立性、適用性に関する技術的所見 標準案に比べ、電力配線工法の施工品質に係る提案としてより有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 ①特に効果が期待できる提案に2点、②期待できる提案に1点、③一般的な提案に0点を与え、 優:7点以上、良:4~6点 可:1~3点 を各項目毎に与え、合計点を5段階評価し、加算点(0点、2.5点、5点、7.5点、10点)を決定する。
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を最大10点減点する。

参加者提出例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低圧のケーブルは、色等によりケーブルを区別する。(線心)</li> <li>2. 低圧のケーブルは、色等によりケーブルを区別する。(外装)</li> <li>3. 縦幹線ケーブル分岐は、工場製作のブランチケーブルにて施工する。</li> </ol>
採点例	「効果が期待できる提案」2項目 × 1点 = 2点 ⇒ 可

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事  
 工事内容 : 新営工事

施工品質向上のための施工方法について

項目設定の趣旨	本施設は、数百室の居室(宿舎)を整備する工事であり、建築・機械工事などの各種工事との取り合いを考慮し、施工の効率化を図ることが必要であるとともに、居住者の生活に直結する配管、配線及び器具などの電気設備には高い品質や適正な維持管理が求められることから「施工品質向上のための施工方法について」提案を求めたもの
提案を求める内容	施工品質向上のための施工方法について
標準案	設計図書に基づく施工計画を作成し施工品質の向上を図るほか、監理技術者及び現場代理人が確認する。
加算点の評価方式	判定方式:優15点・有効3点・標準または不採用0点
採点基準	「優れた提案」を15点、「有効な提案」を3点、「標準的な提案」を0点とし、提案の不採用は0点とする。
ペナルティー	受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を最大10点減点する。
参加者提出例	<p>【A社】                      ・資機材の早期確保を行い、事前に加工してユニット化を行うことで施工の効率化を図り、現場作業者に試験施工させてから本施工を行うことで施工品質の均一化を図る。</p> <p>【B社】                      ・作業員に作業手順書にて説明し、施工工程ごとに教育を行う。また、電気工事基幹技能者による毎日の品質パトロールを行い、タブレット端末を利用した施工品質情報を相互確認することで施工品質を向上させる。</p> <p>【C社】                      ・配管等の錯綜する部分は3DCADによる干渉の回避を行い、1室をモデルルームとして先行施工して施工品質の均一化を図る。</p>
採点例	<p>【A社】                      有効な提案 → 3点</p> <p>【B社】                      有効な提案 → 3点</p> <p>【C社】                      有効な提案 → 3点</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

受変電設備改修における電気保安方法

項目設定の趣旨	受変電設備の更新においては、何度か停電を繰り返しながらの作業となる。充電盤と非充電盤が混在する期間が何度か発生することから、安全確保の為の電気保安方法に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	受変電設備の更新においては、充電盤と非充電盤が混在する期間があり、安全確保が重要となることから、電気保安方法について記述する。
標準案	設計図書、標準仕様書及び入札説明書
加算点の評価方式	判定方式:優4点・良2点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案を超える、保安方法の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:4項目以上 良:2項目以上 可:標準案又は1項目
ペナルティー	請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災など緊急対応のため、防災負荷への電源供給方法などのマニュアルを作成する。</li> <li>・切替後も母線などが充電している可能性があるため、充電部、停電部の表示、及び各分岐ブレーカーの切替状態がはっきり確認できるように表示を行う。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」1項目:可1点



(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事  
 工事内容 :

受変電設備改修における停電計画

項目設定の趣旨	限られた受変電室内の空きスペースを利用して新設盤を設置後、停電を行い幹線を盛り替えてから既設盤を撤去する工程を何回か繰り返す工事である。 停電作業については、詳細な計画をたてると共に事故がないよう十分な配慮が必要となることから、停電計画についての提案をもとめることとした。
提案を求める内容	受変電設備改修における停電作業について有効な提案を、詳細な計画・事故に対する注意点及び配慮の観点から記述する。
標準案	設計図書、標準仕様書及び入札説明書
加算点の評価方式	判定方式:優4点・良2点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案を超える、停電計画の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:4項目以上 良:2項目以上 可:標準案又は1項目
ペナルティー	請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配電盤切替工事について切替作業手順書及びチェックリストを作成し、確実に実施する。</li> <li>・切替後は送電前に締付状態の確認を作業員と係員との二重チェックで行い、焼損事故等を防止する。</li> <li>・感電災害防止のため充電部・非充電部を明確に表示し、必要箇所では必ず作業用短絡接地を行い、当該遮断器、開閉器には『投入禁止』等の表示を行ってから作業する。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」2項目:良2点

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

高圧受変電設備盤の設置面積の低減に関する提案

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、既存のスペースを高圧受変電設備室にするために面積に制限あり、メンテナンスを考慮した配置の提案を求める。
提案を求める内容	高圧受変電設備盤設置面積の提言
標準案	設計図で示された範囲に配置すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	加算点10点中2点
加算点の評価方式	設置面積の最大値を0点、最小値を2点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から2点減点とする。

参加者提出例	最小提案値 29.6(m <sup>2</sup> ) 最大提案値 39.9(m <sup>2</sup> ) 提案値 33.2 33.8 34.2 34.3 35.3 37.5 38.4(m <sup>2</sup> )
採点例	29.6 m <sup>2</sup> → 2 点 33.2 m <sup>2</sup> → 1.3 点 33.8 m <sup>2</sup> → 1.2 点 34.2 m <sup>2</sup> → 1.1 点 34.3 m <sup>2</sup> → 1.1 点 35.3 m <sup>2</sup> → 0.9 点 37.5 m <sup>2</sup> → 0.5 点 38.4 m <sup>2</sup> → 0.3 点 39.9 m <sup>2</sup> → 0 点

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

受変電設備改修・中央監視制御設備の改修及び自家発電設備の新設における総合試運転計画

項目設定の趣旨	本工事は、既存高圧受変電設備及び中央監視制御設備を更新し、自家発電設備を新設する工事である。密接に関連するこれら設備が完成後良好に運転できるよう、相互関係の総合試運転調整に関する提案を求めることとした。
提案を求める内容	受変電設備及び中央監視設備改修工事並びに自家発電設備新設工事において、密接に関連する機器が完成後、良好に運転できるよう効率的な連動試験・保護協調試験等の総合試運転計画について記述する。
標準案	設計図書、標準仕様書及び入札説明書
加算点の評価方式	判定方式:優4点・良2点・可1点・不採用0点
採点基準	標準案を超える、保安方法の取組みとして有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:4項目以上 良:2項目以上 可:標準案又は1項目
ペナルティー	請負工事成績評定点から当該評価毎の「優」相当点を差し引く。

参加者提出例	標準案による。
採点例	評価:可1点

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

高圧変圧器のエネルギー損失(無負荷損)の低減

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、主要機器である高圧変圧器の損失(ロス)を少なくする提案を求めることにより、電力損失を少なくし、地球環境負荷の低減を図ることを目的として、提案を求める。
提案を求める内容	高圧変圧器のエネルギー損失の負荷がかかっていない状況による損失値
標準案	設計図で示された性能を有すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	全加算点10点のうちの6点
加算点の評価方式	無負荷損の最大値を0点、最小値を6点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 対象とする総ての変圧器が、エネルギー消費効率(w)の基準値以下であること。 2. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から6点減点とする。

参加者提出例	最小提案値 1520(w) 最大提案値 5035(w) その他の提案値 3505(w) 4325(w) 4518.8(w) 4910(w)
採点例	1520 w → 6 点 3505 w → 2.6 点 4325 w → 1.2 点 4518.8 w → 0.9 点 4910 w → 0.2 点 5035 w → 0 点

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事

工事内容 :

高圧変圧器のエネルギー損失(負荷損)の低減

項目設定の趣旨	本工事は、高圧受変電設備の別室への更新工事で、主要機器である高圧変圧器の損失(ロス)を少なくする提案を求めることにより、電力損失を少なくし、地球環境負荷の低減を図ることを目的として、提案を求める。
提案を求める内容	高圧変圧器の40%負荷時における損失値
標準案	設計図で示された性能を有すること(標準案値の設定なし)。
加算点全体と当該点数	加算点10点中2点
加算点の評価方式	無負荷損の最大値を0点、最小値を2点とし中間の値を按分する。
採点基準	1. 対象とする総ての変圧器が、エネルギー消費効率(w)の基準値以下であること。 2. 小数点2位以下を切り捨て、小数第1位までとする。
ペナルティー	提案者の責があつて不履行の場合、工事成績評定から2点減点とする。
参加者提出例	最小提案値 2288(w) 最大提案値 4187.5(w) その他の提案値 3173(w) 3419(w) 3612.8(w)
採点例	2288 w → 2 点 3173 w → 1.1 点 3419 w → 0.8 点 3612.8 w → 0.6 点 4187.5 w → 0 点

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事  
 工事内容 :

基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案

項目設定の趣旨	本施設は大規模地震発生時に、合同現地対策本部として関係省庁や被災都道府県市の職員、指定行政機関の職員が参集し災害対策活動を行う施設であるため、施工のより一層の正確性を求めるため、高度な技術を持った電気工事統括技士(基幹技能者)による施工監理に関する提案を求めた。
提案を求める内容	施設の供用性 ①基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置付けの提案 ②基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその役割の提案
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成16年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式: 優10点・良5点・可1点・不採用0点
採点基準	優:以下の(ア)(イ)いずれか (ア)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確。有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。 (イ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が4項目以上ある。  良:次の(ウ)(エ)のいずれかとする。 (ウ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。 (エ)基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。  可:基幹技能者(電気工事統括技士)又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。  不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例 (採用例のみ)	電気工事統括技士採用の提案 ・電気工事統括技士を配置 ・監理技術者の指揮下・他の基幹技能者と折衝  有効な提案 ・施工・工程の提案・調整 ・他工事との連絡・調整 ・作業効率のための作業員の適切配置・基幹技能者間の連絡・調整・提案 ・監理技術者と技能者間の連絡・調整・提案 ・施工方法の提案 ・作業員への技術指導
採点例	(ア)有効提案:1項目 (イ)有効提案:4項目  →良(5点)

(評価項目設定事例)

工種 : 電気工事  
 工事内容 : 新営工事

電気工事基幹技能者の活用と役割について

項目設定の趣旨	本施設は、数百室の居室(宿舎)を整備する工事であり、建築・機械工事などの各種工事との取り合いを考慮し、施工の効率化を図ることが必要であるとともに、居住者の生活に直結する配管、配線及び器具などの電気設備には高い品質や適正な維持管理が求められることから「電気工事基幹技能者の活用と役割について」提案を求めたもの
提案を求める内容	電気工事基幹技能者の活用と役割について
標準案	有資格技術者等を採用し現場に配置する。
加算点の評価方式	判定方式: 優15点・有効3点・標準または不採用0点
採点基準	「優れた提案」を15点、「有効な提案」を3点、「標準的な提案」を0点とし、提案の不採用は0点とする。
ペナルティー	受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を最大10点減点する。
参加者提出例	<p>【A社】                      ・電気工事基幹技能者の指導の下に詳細の施工図を作成、1居室及び身障者モジュールユニットをモデル施工場所として、本施工前に試験施工の指導を行う。</p> <p>【B社】                      ・電気工事基幹技能者を配置し、日々の現場状況に応じた施工方法の提案、作業員の適切な配置と作業方法・作業手順の指示等を行い、品質及び生産性を向上させる。</p> <p>【C社】                      ・電気工事基幹技能者を配置し、作業員の適切な配置及び作業方法、作業手順の構成・指示ならびに適切な指導を行う。</p>
採点例	<p>【A社】                      有効な提案 → 3点</p> <p>【B社】                      有効な提案 → 3点</p> <p>【C社】                      有効な提案 → 3点</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事

工事内容 :

配管、ダクト工事の施工品質に係る提案

項目設定の趣旨	本施設は1階から3階が学校部門、4階以上が寮であり、寮の部門では同一の部屋が多数あり、集合住宅等の施工方法が多く適用できることから、「配管、ダクト工事の施工品質にかかる提案」をもとめたものである。
提案を求める内容	配管、ダクト工事の施工品質に係る提案
標準案	標準仕様書、標準図、現場説明書補足事項、図面に記載されている事項。
加算点の評価方式	加算点：10点 判定方式(5段階)
採点基準	○提案の成立性、適用性に関する技術的所見 標準案に比べ、配管、ダクト工事の施工品質に係る提案としてより有効と認められる各提案について、①特に効果が期待できる提案に2ポイント、②期待できる提案に1ポイント、③一般的な提案に0ポイントを与え、合計点を5段階評価し、次の通り加算点を決定する。 7ポイント以上 → 10点 5～6ポイント → 7.5点 3～4ポイント → 5点 1～2ポイント → 2.5点 0ポイント → 0点
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を最大10点減点する。

参加者提出例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ダクト制気口ボックス類は、工場製作品を使用し、消音性能が把握でき施工精度の向上、保温材等の廃材削減を図る。</li> <li>2. ステンレス鋼管(75以上)は工場加工(溶接)する。</li> <li>3. 汚水管、雑排水管に満水試験継手を各フロア毎に追加する。</li> </ol>
採点例	「効果が期待できる提案」2提案:2ポイント=加算点2.5点



(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事

工事内容 :

配管の加工・接合方法における施工品質の確保

項目設定の趣旨	今回の工事は、規模、階数ともに大きく、また、建設現場についても地域の特殊な気候条件下にあり、これらの状況の中で品質の確保を期待するには、施工の合理化、確実性が必要となる。 そこで、施工品質の確保のための配管の加工・接合方法についての項目を設定した。
提案を求める内容	配管の加工・接合方法における施工環境の向上、施工性、更新性及び施工品質の確保等についての提案を求める。
標準案	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、機械設備工事監理指針、設計図書及び関連法規等によるものを標準案とする。
加算点の評価方式	標準的な提案を「可」とし、標準案に対し特別な創意工夫が考慮されていれば「優」とし、標準案に対して一般的な創意工夫がされていれば「良」とする。
採点基準	「優」を5.0点、「良」を3.0点、「可」を1.0点とし、提案の不採用は、0点とする。 (各評価項目の評価値の合計(最大15点)を10点換算し合計値を算出する。【得点×2/3】)
ペナルティー	受注者の責による不履行の場合は、請負工事成績評点から各評価項目毎に5点を差し引くものとし、最高15点の減点とする。

参加者提出例	<p>【配管施工に関する提案】 配管材料の加工を当JVが発注する協会社工場にて可能な限り行った後、現場に搬入して現場内での配管作業量を削減する。</p> <p>【加工配管を使用することによる効果】 加工配管を使用した配管作業を行うことにより、施工品質の精度向上が図れると共に、工場にて加工を行うため資源の無駄を無くすことが可能となる。</p> <p>【具体的な作業管理方法】 アイソメ図を作成し、工場加工を行うと共に加工管搬入時に確認を行います。配管取付時は施工図により管理を行い検証する。</p>
採点例	評価は「良」=評価点「5点」⇒加算点「3.3点」(5点×2/3)

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 :

高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質確保

項目設定の趣旨	機械設備の基幹となる、重要な機器・配管が高度な品質管理の基、完成後良好に機能できるようにする必要がある。
提案を求める内容	品質管理(高圧蒸気(0.8MPa)管の接続部の施工品質を確保するための取組み)について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。(現場溶接、溶接工N-3P)
加算点の評価方式	判定方式: 優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優: 施工方法や施工時間帯等の取組が、3項目以上の提案 良: 施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目以上の提案 可: 標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	<p>1)横主管、機器周り配管のプレハブ化(全体の80%を目指す)</p> <p>2)配管種別毎の試験基準に則り、水圧試験・気密試験を実施し試験結果は写真を添付した記録表で管理する。実施状況を確実に把握する為、検査実施後、試験内容・確認者等を明記した「試験記録シール」を実施系統毎に配管に貼り品質確保を図る。</p> <p>3)溶接配管の検査方法は原則として目視による確認とし、係員との協議により指示がある場合に指示箇所の非破壊検査を行う。</p>
採点例	<p>3提案中、2提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は2項目＝良(1.5点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事

工事内容 :

給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に関する提案

項目設定の趣旨	各種設備配管に免震処置を施すにあたり、断水等により設備機能を一時的に停止せざるを得ない工事であり、庁舎使用者に極力影響を与えないような緻密な施工計画が必要である。
提案を求める内容	断水計画(給水引込管の盛替において、使用者に極力支障を与えないための断水に係わる施工計画への取組み)について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。土日に庁舎の給水を遮断して切り替え工事を行う。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。
加算点の評価方式	判定方式： 優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優：施工方法や施工時間帯等の取組が、2項目以上の提案 良：施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目の提案 可：標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	○切替作業は休日夜間作業で行います。
採点例	提案数1項目 → 良(1.5点)

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 :

電算用空調機の移設における電算室の温湿度の確保

項目設定の趣旨	電算用空調機の移設において、電算室の温湿度を確保するための提案の技術的所見を求めるものである。
提案を求める内容	電算用空調機の移設において、電算室の温湿度を確保するための提案の技術的所見について評価する。
標準案	設計図、仕様書等による。1台ずつ順次移設を行う。現状の確認、完成図書の確認、改修箇所の確認等から、的確な施工計画をおこない、施工品質を確保する。
加算点の評価方式	判定方式： 優3点・良1.5点・可0点
採点基準	優: 施工方法や施工時間帯等の取組が、2項目以上の提案 良: 施工方法や施工時間帯等の取組が、1項目の提案 可: 標準案の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を3点減点する。

参加者提出例	<p>1) 既存冷媒管接続部と機器接続部以外の事前工事を先行完了させておくことにより、PACの停止時間の短縮を図る。</p> <p>2) 施工時期は外部負荷が少なく、かつPAC自体の外気条件による能力UPも期待できる中間期に切り替えを実施します。又、中間期においては共用部空調(OA供給系統)の有効活用が可能となる。</p> <p>3) 施工時間帯は電算機稼働率が小さく外部負荷も少ない休日の夜間工事で切り替えを実施する。</p> <p>4) バックアップ熱源の補助対策として電算室に供給されている共用部空調(OA供給系統)を有効活用し、電算室に対する給気量のUPと吹出温度の変更を計画する。</p>
採点例	<p>4提案中、2提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は2項目＝良(1.5点)</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 : 新営工事

将来の大規模改修を考慮した暖房配管工事に関する施工上配慮すべき事項

項目設定の趣旨	研究施設であることから、暖房配管が耐用年数に達した場合においても長期間研究を停止することなく配管改修を行う必要がある。このような条件の中で将来見込まれる大規模改修に配慮した暖房配管工事に関する施工計画について提案を求めることとした。
提案を求める内容	将来の大規模改修を考慮した暖房配管工事に関する施工上配慮すべき事項
標準案	設計図及び公共建築工事標準仕様書を標準とする。
加算点の評価方式	判定方式: 優6点、良4点、可2点、不採用0点
採点基準	標準案と比較して、有効と認められる提案ごとにポイントを付与し、最高のポイントに対して優6点を付与し、以下獲得ポイントにおいて、「良」、「可」、「不採用」を判定する。
ペナルティー	受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、工事成績評定を5点減点する。
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器類や配管の取り外しを容易にするために、必要箇所にはフランジ接続とする。</li> <li>・鳥居配管を無くし、配管勾配を適切にとり、エア溜まりを無くし、管内の水抜きをスムーズにできるように水抜き弁を設ける。</li> <li>・配管改修工事で配管切断等間違い事故が起きないように、配管の識別、系統がわかりやすいように表示を行う。 天井・床・PS点検口は必要に応じて取付し、保守点検や配管改修作業に支障を与えないような配管を行う。</li> <li>・スリーブは、配管に対して適切な有効径のものを正確に設置し、改修時に再利用できるようにする。 配管系統は小範囲で止水できるように系統ごとにバルブ及び点検口を設置し、改修工区外の研究室への影響を少なくする。</li> <li>・施工図を含む完成図書は分かりやすい記載とし、引渡後の配管改修に利用できるようにする。</li> </ul>
採点例	5提案中3提案を認める。その他は標準案と同等又はそれ以下であるため、有効な提案とは認めない。

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 : 新営工事

省エネ提案型総合評価入札(技術提案型)

項目設定の趣旨	環境配慮の取組みをさらに推進するため、設備発注において、省エネ技術提案型の総合評価入札を実施し、省エネ機器の積極導入とランニングコストの縮減を図る。
提案を求める内容	省エネ機器の導入やランニングコストの縮減、設備機能の向上に関する提案。 ○光熱費の削減 ・機器別のランニングコストの削減効果により評価 (他にも電気設備工事においても実施している。)
標準案	設計図および公共建築工事標準仕様書(平成30年版)を標準案とする
加算点の評価方式	評価基準や配点は、項目ごとにランニングコストの縮減効果を試算して決定。
採点基準	技術点 = 20年間ランニングコストの削減量 / 補正係数 / 技術点への換算額 補正係数: 金利補正の精度を高める目的で、20年債の最新金利の値を採用 技術点への換算額は、工事額から設定する。
ペナルティー	・採用された技術提案等については、受注者の責により、履行できなかった場合、それに伴い生じた実損失額に応じた契約金額の減額又は損害賠償請求を行うことがある。 ・工事成績評定点を減点する。 <b>【採用された技術提案等ができなかった場合の措置】</b> ・工事成績評定点の減点 達成率70%未満 10点減点 達成率70~90%未満 5点減点 達成率90~100%未満 3点減点 ※達成率とは、履行確認項目の達成状況に対する評価点(申告点)を履行確認項目の審査において付与された評価点(申告点)で除した率(百分率)をいう。
参加者提出例	参加者から提案を受けたトップランナーの空調機を採用
採点例	—

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 : 改修工事

改修工事で執務室及び既存機器等に支障を与えないための技術的提案

項目設定の趣旨	<p>当該工事対象の空調機は、各執務室(役員室等)への空調用となっているほか、工事場所のサーバ室には障害の発生が許されない重要機器が設置されている。</p> <p>既存施設を使用しながらその一部で空調設備等の改修工事を行うに当たっては、執務室及び既存機器等に支障を与えないために特段の配慮が必要である。</p> <p>以上のことから、総合評価の項目として、居ながら工事を行うに当たって、損傷防止対策、粉じん対策等、施工上配慮すべき事項の技術的提案を求めることとした。</p>
提案を求める内容	<p>事前調査、既存機器の養生及び損傷防止対策、粉じん対策等についての技術提案を求め、その対策内容、施工方法等を具体的に記載する。</p>
標準案	<p>「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版」、「設計図」及び「現場説明書」を標準案とする。</p>
加算点の評価方式	<p>判定方式(A 20点、B 16点、C 12点、D 8点、E 4点、F 0点)</p>
採点基準	<p>評価できる提案                      5項目以上でA、4項目でB、3項目でC、2項目でD、1項目でE、0項目でF</p>
ペナルティー	<p>技術提案内容を履行することができない場合においては、工事成績評定点を減ずる。</p>
参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査を行い、当該工事に即した作業手順書を作成し作業員全員に事前教育を実施する。</li> <li>・作業エリアを養生用ビニールシート等で周囲を覆い区画する。</li> <li>・既設配管及びダクト撤去は、保温材を分別することなく一体で搬出し、粉じん対策を施した作業場等にて分別作業を行う。</li> <li>・搬出入作業は専任の監視員を配置し既存施設への破損、汚損防止及び安全管理を行う。</li> </ul>
採点例	<p>5提案中4提案を評価し、1提案ごとに4点を付与する。その他の1提案は標準案と同等であるため評価しない。</p> <p>4提案×4点=16点                      ⇒「B」と判定し、16点を加算</p>

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事

工事内容 :

災害時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法

項目設定の趣旨	本施設は平常時の展示学習ゾーンと災害時の防災拠点ゾーンの二つの機能を有し、稼動時間が大幅に異なる機器が混在する施設である。何時発生するか予想できない事態に対応すべく防災拠点ゾーンの機械設備システムの平常時において施工業者の立場で機器毎の点検・管理項目、点検周期、点検データの管理のあり方、ランニングコストに配慮した点検・管理手法等の提案を求める。
提案を求める内容	平常時における防災拠点ゾーンの点検・管理方法
標準案	設計図及び建築保全業務共通仕様書(平成15年版)を標準案とする。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	発災時に機能すべき機械設備システムの平常時における点検・管理手法について有効と認められる提案の項目数により、次の通り判定する。 優:3項目以上 良:2項目 可:1項目 不採用:0項目
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱源機の効率について、外気温度、負荷率、及び電力消費量の「メーカーデータ」と「毎時の実績データ」を比較するソフトウェアを提供することにより、機器の性能管理が可能になり、故障を未然に防止することができる。</li> <li>・搬送ポンプは、負荷流量による台数制御が計画されているが、その最適設定値は、空調機コイル、熱交換器の熱交換特性、制御弁の動作特性、配管抵抗の経年変化などにより変化する。そこで搬送ポンプの熱搬送効率を指標化し、評価するソフトウェアを提供することにより、適切な運転管理が可能になる。</li> </ul>
採点例	「有効な提案」1項目＝可(1点)



(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 :

配管基幹技能者の採用とその位置付け、役割についての提案

項目設定の趣旨	より良い品質・性能・安全を確保するために、配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置づけ、及びその役割について提案を求める。
提案を求める内容	1)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものの採用とその位置づけの提案 2)役割の明確化についての提案
標準案	標準仕様書1.5.2 技能士を標準とする。
加算点の評価方式	判定方式:優5点・良3点・可1点・不採用0点
採点基準	優:次の(ア)(イ)のいずれかとする。 (ア)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けが明確であり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。 (イ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が4項目以上ある。 良:次の(ウ)(エ)のいずれかとする。 (ウ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。 (エ)配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が2項目以上ある。 可:配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けの提案があり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある。 不採用:一般的な対策、標準案と同程度の提案であるか、提案が不採用である。
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を5点減点する。

参加者提出例	1)配管基幹技能者の採用とその位置づけの提案 ・配管基幹技能講習受講者を最優先とする。 ・監理技術者、現場代理人、配管工事作業員、施主・設計事務所、統括安全衛生責任者との位置づけがそれぞれ提案されている。 2)配管基幹技能者の役割についての提案 ・作業員の適性配置、段階確認、作業員に対する適切な指導を行うことにより、配管工事の品質管理を行う。 ・配管工事工程を遵守するため、常に進捗状況を把握し、必要な作業員を配置する。 ・他業種との連絡、調整を行う。 ・周囲の作業環境・安全設備を確認し、不備があれば現場担当者に申し入れるなど配管作業中の安全を確保する。
採点例	配管基幹技能者又はこれと同等と認められるものを適用し、その位置付けがある程度明確であり、有効と認められる役割の提案が1項目以上ある(ウ) = 良(3点)

(評価項目設定事例)

工種 : 機械工事  
 工事内容 :

現場内における建設副産物の3R

項目設定の趣旨	地球環境保護、環境負荷低減の観点から、建設副産物対策の提案の技術的所見を求めるものである。
提案を求める内容	建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取り組みを促すため、具体的で現実的な提案の技術的所見について評価する。 (ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。)
標準案	推進要項や管理マニュアル等による建設副産物の3Rへの取り組み。 (現場発生材の配管類、廃コンクリート)
加算点の評価方式	判定方式: 優2点・良1点・可0点
採点基準	優: 8項目以上の提案 良: 6項目以上の提案 可: 5項目以下の提案
ペナルティー	提案内容を実施しなかった場合、工事成績評定を2点減点する。

参加者提出例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配管等の工場製作加工の多用により、端材等の有効活用を図る。</li> <li>※長寿命化をはかるため、以下の事項について考慮すること</li> <li>・管材の選定は、使用目的、使用場所等に応じた選定理由を明確にする。</li> <li>・エコ材料の採用検討を行う。</li> </ul>
採点例	<p>3提案中、1提案を認める。その他の箇所は標準案と同等またはそれ以下であるため有効な提案とは認めない。</p> <p>→有効な提案は1項目＝可(0点)</p>

(施工能力評価型 I 型の評価項目設定事例)

	評価項目	評価基準	評価	
施工計画	本工事は、災害対応を行う庁舎において、非常用発電機を更新するものである。このような現場状況を踏まえ、業務に支障を与えないために、施工上配慮すべき具体的な取り組みを記載する。	施工計画が適切に記載されている	可	
		施工計画が不適切である	不可	
企業の施工能力	平成○年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績がある	5.0	
		同種性が認められる工事の実績がある	0.0	
	平成○年度から平成○年度に完成した○○局発注工事における工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	
		76点以上80点未満	4.5	
		72点以上76点未満	3.0	
		68点以上72点未満	1.5	
		68点未満	0.0	
	平成○年度及び平成○年度の○○局優良工事表彰【重複評価なし】	局長表彰がある(同一工事区分に限る)	2.0	
		営繕部長表彰又は開発建設部長表彰がある(同一工事区分に限る)	1.0	
	登録基幹技能者等の活用	実績がない	0.0	
		登録基幹技能者又は優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)を活用する	1.0	
	40歳以下の若手技術者又は女性技術者の配置	活用しない	0.0	
配置する		1.0		
	配置しない	0.0		
配置予定技術者の能力	平成○年度以降の同種工事の工事経験	より同種性の高い工事において監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	5	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、又は、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事	2.5	
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0.0	
	平成○年度から平成○年度に完成した局発注工事の監理(主任)技術者又は現場代理人の成績	80点以上	6.0	
		76点以上80点未満	4.0	
		72点以上76点未満	2.0	
		68点以上72点未満	1.0	
		68点未満	0.0	
	平成○年度から平成○年度の局優良工事表彰【重複評価なし】	局長表彰がある(同一工事区分に限る)	2.0	
		営繕部長表彰又は事務所長表彰がある(同一工事区分に限る)	1.0	
	CPDへの取り組み	なし	0.0	
		指定団体が認定するCPD取得単位 1年間あたり12単位(認定時間)以上	1.0	
		指定団体が認定するCPD取得単位 1年間あたり12単位(認定時間)未満	0.0	
	監理能力	優: 十分な監理能力が確認できる	×1.0	
良: 一定の監理能力が確認できる		×0.5		
可: 上記以外		×0.0		
減点	指名停止(1ヶ月を超える)の措置を受けた場合(対象期間:平成○年○月○日から平成○年○月○日)	指名停止	-1.5	最大 -1.5
	指名停止(1ヶ月以下)文書注意、口頭注意の措置を受けた場合(対象期間:平成○年○月○日から平成○年○月○日)	指名停止	-1.5	
		文書注意	-1.0	
		口頭注意	-0.5	
	修補請求等による措置を受けた場合(対象期間:平成○年○月○日から平成○年○月○日)	低入札工事	-1.0	最大 -1.0
低入札工事以外		-0.5		

(施工能力評価型Ⅱ型の評価項目設定事例)

	評価項目	評価基準	評価
企業の技術力	同種工事の施工実績(過去15年間)	より高い同種性が認められる	6
		高い同種性が認められる	3
		同種性が認められる	0
	工事成績(過去3年間)	80点以上	6
		75点以上80点未満	3
		70点以上75点未満	1
		70点未満	0
	工事成績(減点要素)	65点未満あり	-5
		65点未満なし	0
	優良工事表彰受賞の有無	優良工事表彰(局長表彰)あり	2
		優良工事表彰(部長、事務所長表彰)あり	1
		表彰なし	0
	事故及び不誠実な行為(最大-12点)	口頭注意	-2
		文書注意	-4
		かし修補の請求日から修補完了(引渡日)までの期間である	-4
契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である		-4	
ISO9001の認証取得状況	あり	1	
	なし	0	
配置予定技術者の能力	同種工事の工事経験(過去15年間)	より高い同種性が認められる	6
		高い同種性が認められる	3
		同種性が認められる	0
	同種工事の工事成績	80点以上	6
		75点以上80点未満	3
		70点以上75点未満	1
		70点未満	0
	優秀工事技術者表彰	局長表彰あり	2
		部長、事務所長表彰あり	1
		表彰なし	0
	継続教育(CPD)の取得状況	継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1
継続教育の証明なし		0	

## IV 様式例

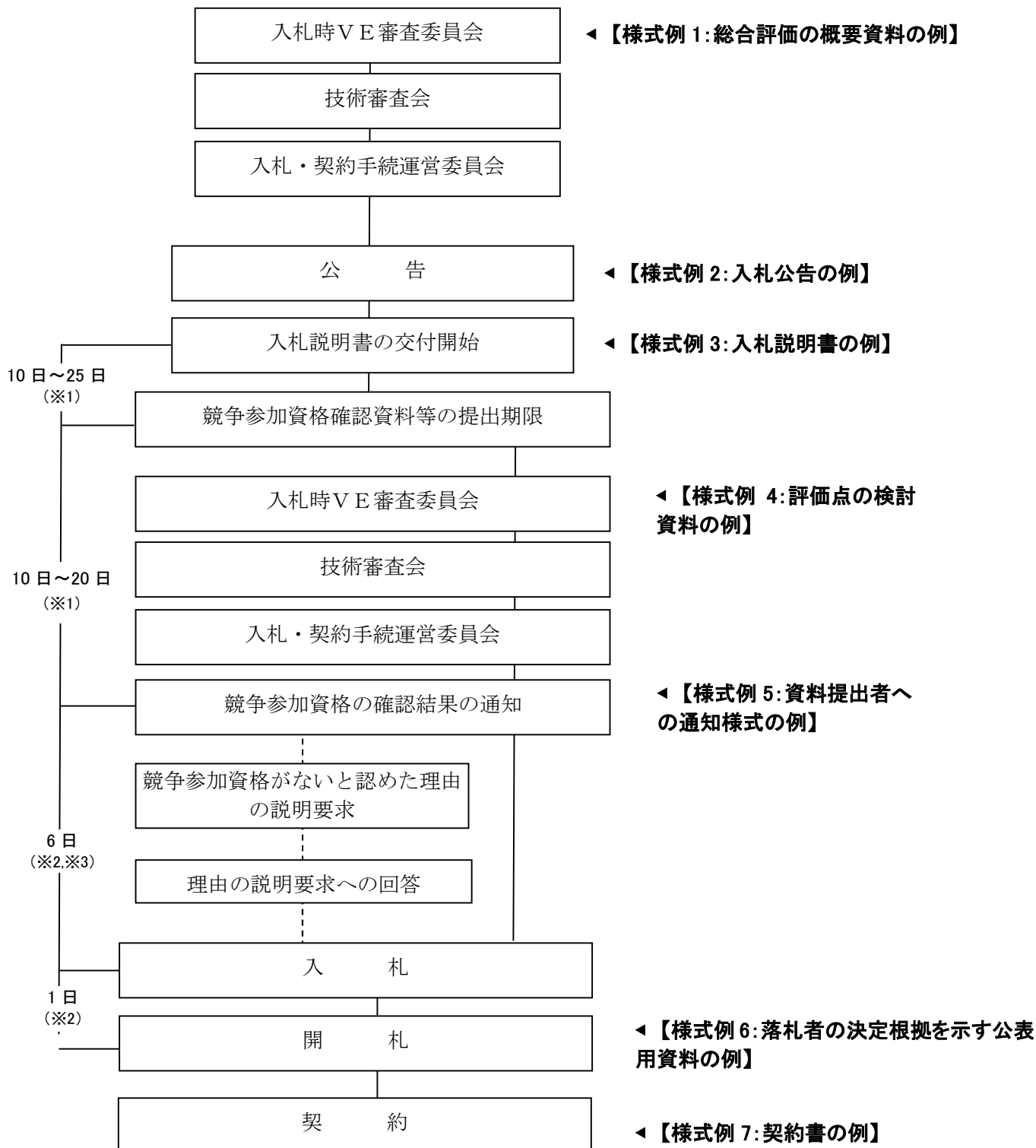
### 様式例について

ここでは、総合評価落札方式の実施に使用する書式例、記入例を示す。  
それぞれの様式例は次のフローに示す段階に使用する様式である。

# 1. 施工能力評価型の例

実施フロー例(政府調達協定対象外の場合)

〇〇庁舎改修建築その他工事



(注) ※1 は、施工能力評価型Ⅱ型の場合、標準的には7日以上とする。  
 ※2 は、競争参加資格がないと認めた理由の説明資料がなかった場合であり、当該説明資料があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。  
 ※3 は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

- **様式例 1：総合評価の概要資料の例（P116）**  
内部委員会等において総合評価の概要（評価項目、配点等）を説明する資料の例。
- **様式例 2：入札公告の例（P117～P123）**
- **様式例 3：入札説明書の例（P124～P195）**
- **様式例 4：評価点の検討資料の例（P196～P198）**  
内部委員会等において評価点を検討する資料の例。  
技術提案を提出した者の施工計画について、設計内容や工事現場に適合するかの観点で採用・不採用を案として示す。
- **様式例 5：資料提出者への通知様式の例（P199）**  
資料提出者に対し審査の結果（競争参加資格の有無）を通知する書式の例。
- **様式例 6：入札者の順位決定根拠を示す公表用資料の例（P200）**  
技術加算点と入札価格により落札者を決定したことを示す公表用資料の例。
- **様式例 7：契約書の例（P201～P202）**  
落札者との契約に当たって、技術提案に関する内容を契約書に記載した例。

( 様式例 1 : 総合評価の概要資料の例 )

## 総合評価落札方式説明資料

### 【総合評価(施工能力評価型 I 型)(施工体制確認型)】

工事名 : ○○庁舎建築工事

#### ・評価値の算定方法

評価値 = {標準点(100点) + 加算点(40点) + 施工体制評価点(30点)} ÷ 入札価格

#### 1. 施工能力等

##### ①企業の施工能力等

評価項目		最大得点
ア) 施工実績		5.0 点
イ) 工事成績評定点		5.0 点
ウ) 表彰(優良工事表彰等)		2.0 点
エ) 表彰(3D・SAFETY・安全表彰)		1.0 点
オ) 新技術活用の取り組みの有無		1.0 点
カ) 登録基幹技能者の配置の有無		1.0 点
地域精通度 ・貢献度等	キ) 本支店、営業所の所在地 【○○県】内で設定	2.0 点
	ク) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績 【○○県】内で設定	3.0 点
	ケ) 地域防災への協力体制【○○県】内で設定	1.0 点
小計		21.0 点
企業の施工能力等加算点 = (20.0/21.0) × 得点		加算点① 20.0 点

##### ②技術者の能力等

評価項目		最大得点
ア) 配置予定技術者の施工経験		7.0 点
イ) 工事成績評定点		7.0 点
ウ) 優良工事表彰		4.0 点
エ) 継続教育(CPD)の取り組み状況		2.0 点
オ) 週休2日実施証明書の有無		2.0 点
小計		22.0 点
技術者の能力等加算点 = (20.0/22.0) × 得点		加算点② 20.0 点

<b>1. 施工能力等 合計(①+②)</b>	<b>40.0 点</b>
-------------------------	---------------

#### 2. 同種工事等の設定

##### ①企業の同種工事等

1) 同種性が認められる工事	競争参加資格の施工実績の要件を満たす工事 下記の建物の新営(新築又は増築)工事 (基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事) 建物用途: 庁舎、事務所又は類似施設 構造・階数: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 いずれの場合も当該構造が地上2階建て以上 建物規模: 延べ面積 1,000㎡以上
2) より同種性が高い工事	同種性が認められる工事のうち、 階数が地上3階建て以上

##### ②配置予定技術者の同種工事等

1) 同種性が認められる工事	競争参加資格の施工経験の要件を満たす工事 下記の建物の新営(新築又は増築)工事 (基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事) 建物用途: 下記以外の建物 独立住宅、集合住宅(寮、宿舎を含む。)、倉庫、車庫、 工場及び体育館の類 構造・階数: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 いずれの場合も当該構造が地上2階建て以上 建物規模: 延べ面積 500㎡以上
2) より同種性が高い工事	同種性が認められる工事のうち、 階数が地上3階建て以上

#### 3. 施工計画の適切性(競争参加資格)

①施工計画 「工程管理に係る技術的所見」について



## ( 様式例 2 : 入札公告の例 )

### 入札公告 ( 建設工事 )

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官  
〇〇〇〇〇〇局長  
〇〇 〇〇

#### 記

#### 1. 工事の概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇〇〇建築改修工事 ( 電子入札対象案件 )
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇番地
- (3) 工事内容 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇番地において〇〇〇〇〇〇建築改修工事の施工を行うものである。  
敷地面積 〇, 〇〇〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>  
【 庁 舎 】  
構 造 : 鉄筋コンクリート造地上 2 階建  
建築面積 : 約 〇〇〇m<sup>2</sup>  
延べ面積 : 約 〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>  
用 途 : 研究所施設  
工事内容 : 耐震改修、防水改修、塗装改修、外構改修、  
設備改修、とりこわし
- (4) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。  
工期 : 工事の始期から 184 日間  
( 但し、平成〇〇年〇月〇日 ( 工事着手期限 ) までに工事を開始すること。 )
- (5) 資料 ①別冊図面 ②その他
- (6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書 ( 以下「申請書」という。 ) 及び競争参加資格確認資料 ( 以下「資料」という。 ) を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 ( 施工能力評価型Ⅱ型 ) の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送又は託送 ( 書留郵便等、記録の残るものに限る。以

- 下「郵送等」という。)により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、2. 競争参加資格(4)に規定する要件を、支店又は営業所を有することをもちって満たしたうえで、落札決定者となった場合において、落札決定後契約締結前に当該支店又は営業所における専任技術者の配置状況及び当該支店又は営業所の運営状況が確認できる資料の提出を求める対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (9) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」(以下「工事成績相互利用対象工事」という。)の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○○○○局(港湾空港関係を除く。)平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち建築工事D等級、C等級又はB等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○○○○局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) ○○○○○局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が○○○○○局管内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 別表-1の期間に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修工事

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築)工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

なお、当該実績が地方○○局所掌の工事(旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) ○○○○○局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

（ア）（5）（ア）と同じ

（イ）（5）（イ）と同じ

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記（ア）又は（イ）のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した地方○○局所掌の工事（旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。

(8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

(10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人

事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

#### (2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を40点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
  - ①企業の技術力
  - ②配置予定技術者の技術力
  - ③施工体制(施工体制評価点)
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- (3) (2) 2) ①②③の評価項目の詳細は入札説明書による。

### 4. 入札手続等

#### (1) 担当部局



本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(7) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(8) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

4.入札手続等（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 2.競争参加資格で求める施工実績が「○○○○○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(12) 詳細は入札説明書による。

## 別表－ 1

### 本工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。  
 就業時間 9時15分から18時00分まで

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成○年○月○日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。)
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限(審査基準日)	平成○年○月○日(○)まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、郵送等の場合は就業時間内に限る。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (4)	入札の締切	平成○年○月○日(○)12時00分
	開札	平成○年○月○日(○)10時00分

( 様式例 3 : 入札説明書の例 )

入 札 説 明 書

〇〇〇〇〇〇局の〇〇〇建築改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇〇〇〇〇局長 〇〇 〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇  
〇〇〇庁舎〇号館

3. 工事の概要

(1) 工事名 〇〇〇建築改修工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇番地

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-1により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任（監理）技術者を配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から184日間

（但し、平成〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から184日間で工事を完了させること。

(5) 資料 ①別冊図面 ②その他

(6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は工事希望型競争入札方式を一般競争入札方式に拡大した試行工事である。



(8) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

①当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

提出方法：紙入札方式参加承諾願及び返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（392円）の切手を貼った長3号封筒）を郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。以下「郵送等」という。）するものとし、持参は認めない。

提出先：〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇〇係  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇  
〇〇〇庁舎〇号館 〇階  
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇（代）内〇〇〇〇

受付期間：別表-1のとおり。

②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

③以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

(9) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、本発注工事の成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

(10) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、入札日から過去2年以内に65点以上70点未満の工事成績評定を通知された〇〇〇〇〇〇局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めないこととする試行工事である。

(11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査においては、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合において、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては、工事成績評定を減ずる試行工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後〇〇〇〇〇〇局のホームページにより公表する。

(12) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行工事において、完成時の工事成績評定が70点以上であった場合、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事施工実績評価対象工事」の試行工事である。

(13) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行工事について「難工事功労表彰」を受けた場合に、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事功労表彰評価」の試行工事である。

(14) 本工事は、4. 競争参加資格（4）に規定する要件を、支店又は営業所を有することをもって満たしたうえで、落札決定者となった場合において、落札決定後契約締結前に当該支店又は営業所における専任技術者の配置状況及び当該支店又は営業所の運営状況が確認できる資料の提出を求める対象工事である。

なお、提出資料の内容によっては、建設業許可部局へ通報することがある。

資料は契約書案の提出日までに書面により提出することとし、いずれの資料も提出されない場合にあつては、契約締結を辞退したものと取り扱うことがある。

資料の全部について、提出できない理由がある場合には、その旨申し出ること。提出を求める資料は次のとおりとする。

1. 資料提出時点における支店又は営業所の従業者名簿の写し。
2. 資料提出時点における支店又は営業所の写真（明瞭なもので下記の全て。）
  - ①外部・・・建物の全景及び支店又は営業所の案内板を写したものの。
  - ②内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの。
  - ③建設業の許可票・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの。
  - ④その他・・・支店又は営業所の名称を明記した入口部分を写したものの。  
また、ビル内に所在する場合は建物の入口又はエレベーターホール等にある案内板を写したものの。

(15) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

(16) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「**表1 工事成績相互利用適用対象工事**」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

(17) 入札時積算数量書活用方式の適用

- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(18) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。詳細については現場説明書による。

表1 工事成績相互利用適用対象工事

発注機関	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
衆議院	衆議院庶務部営繕課 同 電気施設課	平成23年4月1日以降に完成した工事
参議院関係	参議院事務局管理部営繕課	平成21年4月1日以降に完成した工

	同 電気施設課	事
最高裁判所関係	最高裁判所 各高等裁判所	平成19年7月1日以降に発注を行った工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課 国立国会図書館関西館総務課	平成24年4月1日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣総務官室(会計担当) 内閣府大臣官房会計課	平成22年4月1日以降に公告した工事
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事
国家公安委員会関係	警察庁長官官房会計課	平成21年8月1日以降に工事請負契約を締結した工事
	警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部 各管区警察局 各管区警察学校 北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの	平成22年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事
法務省関係	法務省大臣官房施設課 各法務局 検察庁 行刑施設 少年施設 鑑別所 観察所 入国管理局 公安調査局	平成22年4月1日以降に完成した工事
外務省関係	外務省大臣官房会計課	平成21年4月1日以降に完成した工事
文部科学省関係	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部 国立教育政策研究所 科学技術・学術政策研究所 日本学士院 文化庁 スポーツ庁	平成20年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事
	国立大学法人等(表2による)	(表2による)
厚生労働省関係	厚生労働省	平成20年4月1日以降に発注を行った工事
農林水産省関係	農林水産省大臣官房経理課(～H27.9.30)	平成19年4月1日以降に完成した工事
	〃 〃 予算課(H27.10.1～)	
国土交通省関係	大臣官房官庁営繕部	全ての工事

係	各地方整備局（営繕部及び営繕事務所） 北海道開発局営繕部	
	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）	平成19年4月1日以降に完成した工事（平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く。）
環境省関係	自然環境局 各国民公園等管理事務所 各地方環境事務所 各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）	平成20年4月1日以降に発注手続を行った工事
防衛省関係	① 各地方防衛局（旧地方防衛施設局を含む。）、各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ② 本省内部部局 防衛大学校 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部 情報本部 防衛監察本部 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 防衛装備庁	① 平成19年8月1日以降に完成した工事 ② 平成28年4月1日以降に完成した工事
石川県	石川県土木部営繕課	平成19年7月1日から平成23年3月31日までに完成した工事

表2 工事成績相互利用適用対象工事のうち国立大学法人等

対象国立大学法人等	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
国立大学法人関係	全ての国立大学法人	
大学共同利用機関法人関係	人間文化研究機構 本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所	

	国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	平成20年4月1日以降に 契約した工事	
自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター		
高エネルギー加速器研究機構			
情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所		
独立行政法人関係	国立科学博物館	平成22年9月1日以降に完 成した工事 平成23年4月1日以降に工 事請負契約を締結した工事 平成22年10月1日以降に完 成した工事 平成24年10月1日以降に完 成した工事	
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校機構		全ての国立高等専門学校
	大学改革支援・学位授与機構		
	科学技術振興機構		
	日本芸術文化振興会		
国立青少年教育振興機構			
日本原子力研究開発機構			

#### 4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち建築工事D等級、C等級又はB等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○○○○○局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) ○○○○○局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が○○○○○○局管内であること。ただし、事務所の所在地が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)

(5) 別表-1の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修工事

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築)工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

なお、当該実績が地方○○局所掌の工事(旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) ○○○○○局(港湾空港関係を除く。)発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(種別は建築に限る)、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①一級建築士の免許を有する者

②二級建築士の免許を有する者

③建設業法第7条第2号イ、ロで定める者(イについては、建築学又は都市工学に関する学科を修めた者)

④これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。

(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) (5) (ア) と同じ

(イ) (5) (イ) と同じ

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、工事経験として認めない。また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方〇〇局所掌の工事(旧〇〇〇〇局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み(競争参加資格確認申請時)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

4) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)、「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

(8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

(10) 申請書及び資料の提出期限の日(以下、審査基準日という。)から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 本発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2）において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生法（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (15) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工事の元請企業として入札参加することはできない。なお、元請企業が活用する優良下請企業が本発注工事に元請けとして参加した事実が確認された場合、元請企業及び元請企業として参加した優良下請企業の双方を欠格とする。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. 競争参加資格（11）に示した「本発注工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社〇〇設計

- (2) 4. 競争参加資格（11）に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③いずれかに該当する者である。

①資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2）において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合



## ②人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

## ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 6. 入札手続における担当部局

(技術的事項を除く。)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

電子メール送付先：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇〇〇〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇〇)

(技術的事項。)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇〇・〇〇〇〇)

## 7. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. 競争参加資格に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. 競争参加資格（2）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（15）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 4. 競争参加資格の企業の同種工事の施工実績及び配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び工事経験をもって行う。

(3) 申請書は、別記様式-1により作成し、該当箇所をチェックした「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」（別記様式-1-1）を必ず添付すること。

なお、競争参加資格の確認及び評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(4) 資料は次に従い作成すること。

下記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－２－１、経常建設共同企業体にあつては、別記様式－２－１及び、別記様式－２－２）、「配置予定の主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－３）の「工事の経験の概要」が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した〇〇〇〇局の発注した工事又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

また、記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することとし、登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下CORINS等という。）の写しを提出するものとする。

なお、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験が不明な場合については、施工実績等の要件を満たしているか確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定の主任（監理）技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

#### ①同種工事の施工実績

4. 競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる企業の同種工事の施工実績を別記様式－２－１に記載すること。

記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は１件のみとする。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、各構成員の施工実績を別記様式－２－１及び２－２にそれぞれ記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写しを添付すること。

#### ②配置予定技術者の資格等

1) 4. 競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格、同種工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－３に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。裏面の監理技術者講習修了履歴が確認できない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書の写しも併せて提出すること。）。

また、主任技術者として申請する場合の資格者証の写しについて、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類を提出する場合は、合格証明書の写しを提出すること。ただし、合格証明書の交付を受けていない場合は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しの提出でもよい。

登録基幹技能者講習修了証を有することを証明する書類を提出する場合は、講習修了証の写しを提出すること、なお、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証の別については、別記様式－３〔別添〕による。

記載及び申請できる同種工事の工事経験の件数は１件のみとする。

なお、申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補

技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、同種工事の工事経験については1社の配置予定の主任（監理）技術者について記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての経験の場合は、協定書の写しを添付すること。

2) 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の主任（監理）技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、入札後又は開札から落札者決定の間に他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

## 8. 総合評価の項目

### (1) 評価の項目

#### ①企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (過去15年間) 「4. 競争参加資格で求めた過去の施工実績を満たすことを証明するため提出された施工実績と本発注工事の同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事とする」	より高い同種性が認められる。 「提出された施工実績が、鉄骨ブレース補強を含む耐震改修であるもの」	6
	高い同種性が認められる。 「提出された施工実績が、耐震改修であるもの」	3
	同種性が認められる。 「提出された施工実績が、上記以外のもの」	0
工事成績（過去3年間） 「○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点。ただ	80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満（含実績なし）	0

し、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」		
工事成績（減点要素） 「審査基準日の属する月から過去1年間で、本発注工事の工事種別による総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事において、工事成績評定点が65点未満と通知された工事の有無」	65点未満あり	-5
	65点未満なし	0
優良工事表彰受賞の有無 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象年度に受賞した優良工事表彰の有無の有無」	優良工事表彰（局長表彰）あり	3
	優良工事表彰（部長、事務所長表彰）あり	1
	表彰なし	0
事故及び不誠実な行為 「審査基準日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」 (最大-12点)	口頭注意	-2
	文書注意	-4
	かし修補の請求日から修補完了（引渡日）までの期間である	-4
	契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である	-4
優良下請企業の活用 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象年度に優良下請表彰を受賞した下請企業の本工事への活用の有無」	優良下請企業を本発注工事で活用する	1
	活用しない	0
ISO9001の認証取得状況	あり	1
	なし	0
難工事施工実績 「難工事指定」対象工事の施工実績 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事成績評定点が70	実績あり	1
	実績なし	0

点以上の工事の施工実績の有無」		
難工事功労表彰 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において、評価対象年度に受賞した「難工事功労表彰の有無」	表彰あり	1
	表彰なし	0
登録基幹技能者等の活用 「本発注工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技術者(元請けの配置予定の主任(監理)技術者を除く。)において、登録基幹技能者等の活用の有無」	活用する	1
	活用しない	0

## ②配置予定技術者の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。  
なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の工事経験 (過去15年間) 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験と本発注工事との同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。」	より高い同種性が認められる。 「提出された工事経験が、鉄骨ブレース補強を含む耐震改修であるもの」	6
	高い同種性が認められる。 「提出された工事経験が、耐震改修であるもの」	3
	同種性が認められる。 「提出された工事経験が上記以外のもの」	0
同種工事の工事成績 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が、地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事又は工事成績相互利用対象工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡し完了した	80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満(含実績なし)	0

工事である場合の工事成績評定点。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」		
優秀工事技術者表彰 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において評価対象期間に受賞した優秀工事技術者表彰の有無」	局長表彰あり	4
	部長、事務所長表彰あり	2
	表彰無し	0
難工事施工経験 「難工事指定」対象工事の施工経験 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事成績評定点が70点以上の工事の施工経験の有無」	実績あり	1
	実績なし	0
難工事功労表彰 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象年度に受賞した「難工事功労表彰の有無」	表彰あり	1
	表彰なし	0
過去の同種工事の工事経験 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験の従事立場」	主任（監理）技術者、または現場代理人として経験あり	1
	担当技術者として経験あり	0
継続教育（CPD）の取得状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）	1
	継続教育の証明なし	0

### ③施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を30点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

(2) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(3) 総合評価に関する各種ペナルティ

- ① 優良下請企業を活用する、登録基幹技能者等を活用すると申請したにもかかわらず活用しなかった場合、受注者の責により適用されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を未実施の評価項目毎に3点減ずる。

## 9. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等

総合評価に関する資料は次に従い作成すること。

なお、評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(1) 企業の技術力について

①同種工事の施工実績

競争参加資格の確認のために提出された施工実績のうち、評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式-2-1, 2-2）評価対象期間は別表-1のとおり。

なお、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合のみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績

のみ評価する。

- ・異工種建設工事共同企業体の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。

#### ②工事成績（過去3年間）

工事成績について、〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点を評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、当該評価項目における様式の記載及び資料の添付は不要とする。

#### ③優良工事表彰受賞の有無

優良工事表彰について、評価対象年度に受けた表彰の有無を別記様式－5に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

優良工事表彰は本発注工事の工事種別に限定するものではない。また、申請できる件数は1件とする。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に表彰がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

#### ④優良下請企業の活用

本発注工事を施工する際に、評価対象年度に優良下請表彰を受賞した下請企業の活用の有無を、別記様式－6に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

複数の企業を活用する場合でも、最大1点とする。また、その場合には申請した全ての下請企業を活用することとし、そのうち1社でも活用しなかった場合には、工事成績評定を3点減ずる。

元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請け企業は、本発注工事の元請企業として、入札に参加することはできない。

#### ⑤ISO9001の認証取得状況

ISO認証の取得の有無を別記様式－7に記載すること。なお、取得していることを証明する登録証の写しを提出すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員がISOの認証取得を有している場合に評価するため、それぞれの取得状況を記載すること。

登録証の写しにおいて、本発注工事の施工組織が認証取得対象組織に含まれていること及び認証登録範囲が本発注工事の工事内容と一致していることが確認できない場合は、附属書の写し等の認証登録内容を示す資料を必ず添付すること。添付が無い場合は評価しない。

#### ⑥難工事施工実績

難工事指定された工事の施工実績の有無を、別記様式－8に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事で、評定点合計が70点以上の実績について評価する。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

公告文の写し（難工事指定の試行対象工事が証明できる部分）及び工事成績評定



通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に難工事指定された工事の施工実績がある場合に評価するため、それぞれの施工実績を記載すること。

#### ⑦難工事功労表彰

評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」の有無を別記様式－9に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に難工事功労表彰の受賞がある場合に評価するため、それぞれの表彰を記載すること。

#### ⑧登録基幹技能者等の活用

本発注工事を施工する際に、現場従事技術者として登録基幹技能者等の活用の有無を、別記様式－10に記載すること。ただし、元請又は一次下請企業が配置する現場従事技術者（元請の配置予定の主任（監理）技術者を除く。）に限る。

登録基幹技能者等とは登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター）、現代の名工とする。

工事項目の記載が無い又は特記仕様書にない工事項目を記載した場合は評価しない。また、複数の工事項目を記載した場合でも、最大1点とする。

複数の登録基幹技能者等を活用する場合でも、最大1点とする。また、その場合には申請した全ての登録基幹技能者等を従事させることとする。

### (2) 配置予定技術者の技術力について

①申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、配置予定技術者の能力に係るものについては、評価点の合計値が最も低い候補技術者をもって評価をするものとする。

②配置予定の主任（監理）技術者が、配置予定技術者の能力の各評価項目（継続教育（CPD）の取得状況を除く）における評価の対象期間に、産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

また、評価の対象期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式－4に記載すること。

#### ③同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験のうち、評価対象期間に完成・引渡し完了した工事を評価する。（別記様式－3）評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験実績のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。

#### ④同種工事の工事成績

競争参加資格の確認のために提出された同種工事の工事経験が、地方〇〇局（旧〇〇〇〇〇〇局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡し完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。（別記様式-3）なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

#### ⑤優秀工事技術者表彰

優秀工事技術者表彰について、評価対象期間に受賞した表彰の有無を別記様式-3に記載すること。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

申請できる件数は1件とする。各年度で複数回受賞していても、重複しての評価はしない。

#### ⑥難工事施工経験

難工事指定された工事の施工経験の有無を、別記様式-11に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事、評定点合計が70点以上かつ当該工事に主任（監理）技術者として従事した経験について評価する。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

公告文の写し（難工事指定の試行対象工事が証明できる部分）及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

#### ⑦難工事功労表彰

評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」の有無を別記様式-12に記載すること。なお、評価対象年度は別表-1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

なお、難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ評価する。

#### ⑧過去の同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験で、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していた場合に評価する。（別記様式-3）

#### ⑨継続教育（CPD）の取得状況

継続教育（CPD）の取得状況について別記様式-13に記載すること。

なお、審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単

位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。

なお、証明期間とは、証明書に記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

### （3）電子媒体の提出

本発注工事の参加希望者は、別記様式－2－1，2－2，3の電子媒体を、7．資料（競争参加資格に関する資料）の確認等の申請書に添付した資料とは別に電子メールにより、別途提出することとする。提出期限は別表－1のとおり。

メールの送付先は6．入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）の受付場所と同じとする。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ファイル形式：
- ・ Microsoft Word（Word2010形式以下のもの）
  - ・ Microsoft Excel（Excel2010形式以下のもの）
  - ・ Just System一太郎（Pro形式以下のもの）

なお、PDFファイルは認めない。

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は3MBまでとし、3MBを超えるファイルは分割し送付すること。

## 10. 申請書及び資料の提出方法

（1）7．資料（競争参加資格に関する資料）の確認等により作成した申請書に、9．評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等により作成した資料を添付し提出すること。

（2）申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

- ①受付期限：電子入札システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－1のとおり。
- ②受付場所：6．入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。
- ③提出方法：申請書及び資料は、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、上記②に申請書及び資料並びに返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（392円）の切手を貼った長3号封筒）を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。

電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

④電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

1）配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ・ Microsoft Word（Word2010形式以下のもの）
- ・ Microsoft Excel（Excel2010形式以下のもの）
- ・ Just System一太郎（Pro形式以下のもの）

・PDFファイル

2) 複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は3MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限の17時00分必着で郵送等により提出すること。

郵送等の送付先は、6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式-14）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要とする。

- ・ 郵送等により提出する旨の明示
- ・ 郵送等により提出する書類の目録
- ・ 郵送等により提出する書類の頁数
- ・ 発送年月日

表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。ただし、指定の容量を超過して郵送等により提出する場合は押印すること。

(3) 競争参加資格の結果は別表-1の日までに電子入札システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。）

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

## 11. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる。

- ① 受付期間：別表-1のとおり。
- ② 受付場所：6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表-1の日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。

(3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札

日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

## 12. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

## 13. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙（以下「入札時積算数量書等」という。）を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

②受領期間及び回答日：以下の区切りにより質問を受け、また回答する。

- ・申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。

また、紙入札参加予定者に対してはFAXにて上記により回答する。

③受付場所：6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

(2) 質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

## 14. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参すること。郵送又は託送による提出は認めない。

開札は、別表－1のとおり。〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）を予定する。

(2) 場所：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課

(3) その他：紙による入札を行う場合は、支出負担行為担当官〇〇〇〇〇〇局長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

## 15. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めな

- い。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、本工事において、予決令第99条の2に基づく随意契約は行わないこととする。

## 16. 落札決定の方法

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

### (2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を40点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①、②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
  - ①企業の技術力
  - ②配置予定技術者の技術力
  - ③施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- 5) 入札参加者の申込みに係る価格（VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある



## 18. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は別記様式-15とする。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。なお、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。
- ・Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
- なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。
- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官(補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- ①未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
    - 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
    - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
    - 3) 他の工事の内訳書である場合
    - 4) 白紙である場合
    - 5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより提出された場合を除く。)
    - 6) 内訳書が特定できない場合
    - 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
  - ②記載すべき事項が欠けている場合
    - 1) 内訳の記載が全くない場合
    - 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
  - ③添付すべきではない書類が添付されていた場合
    - 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
  - ④記載すべき事項に誤りがある場合
    - 1) 発注者名に誤りがある場合
    - 2) 発注案件名に誤りがある場合
    - 3) 提出業者名に誤りがある場合
    - 4) 内訳書の合計金額(工事価格)が入札価格と大幅に異なる場合
  - ⑤その他未提出又は不備がある場合
- (4) 施工体制確認型総合評価方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第一次の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得第6条第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行



- うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする。
- (5) 工事費内訳書は、3. (17). ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 19. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1 回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 20. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4. 競争参加資格に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

#### 21. 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

#### 22. 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、死亡、疾病、出産、育児、介護、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の主任（監理）技術者を変更する場合は、4. 競争参加資格で配置予定の主任（監理）技術者に求める基準を満たし、かつ、当初の配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

#### 23. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

また、第46条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」とする。

#### 24. 支払条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

- (1) 前金払 有

(2) 部分払 1回

25. 火災保険等の付保の要否  
要

26. 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。  
無

27. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。提出先は、6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）とする。

(2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

28. 再苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇〇〇〇〇局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

- ・受付窓口：〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇〇係  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇  
〇〇〇庁舎〇号館 〇階  
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） （内）〇〇〇〇

- ・受付時間：休日を除く毎日9時15分から18時00分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

- ・書類等の入手先：(2) の受付窓口

29. 関連情報を入手するための照会窓口

6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

30. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出された施工実績が「〇〇〇〇〇〇局又は工事成績相互利用対象工事」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を

当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を本発注工事に配置すること。
- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。
- (8) システム操作上の手引書としては、国土交通省電子入札システムホームページで公開している「ご利用ガイド」を参考とすること。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札システムヘルプデスク TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
電子入札システムホームページ <http://www.〇〇〇〇.〇〇.jp/>
  - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
取得しているICカードの認証機関
- ただし、申請書及び資料、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代）へ連絡すること。
- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 辞退届受付票
  - 日時変更通知書
  - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
  - 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
  - 決定通知書
  - 保留通知書
  - 取止め通知書
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (12) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

## 別表－1

### 本工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。  
 就業時間 9時15分から18時00分まで。

3. 工事の概要 (8)	紙入札方式の申請の受付期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで(就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。)
4. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成○年○月○日以降
9. 評価方法及び資料(総合評価に関する資料)の確認等(1)	同種工事の施工実績の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	工事成績の評価対象期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで
	優良工事表彰受賞の有無の評価対象年度	平成○年度
	優良下請企業の活用の評価対象年度	平成○年度
	難工事施工実績の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	難工事功労表彰の評価対象年度	平成○年度
9. 評価方法及び資料(総合評価に関する資料)の確認等(2)	同種工事の工事経験の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	同種工事の工事成績の評価対象期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで
	優秀工事技術者表彰の評価対象期間	平成○年度から平成○年度まで
	難工事施工経験の評価対象期間	平成○年○月○日以降

	難工事功労表彰の評価対象年度	平成○年度
9. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等（3）	電子媒体の提出	平成○年○月○日（○）17時00分まで
10. 申請書及び資料の提出方法（2）①	申請書及び資料の受付期限（審査基準日）	平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
10. 申請書及び資料の提出方法（3）	競争参加資格の結果通知期限	平成○年○月○日（○）
11. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	受付期間	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	説明を求めた者に対する回答期限	平成○年○月○日（○）
13. 入札説明書に対する質問	申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限	平成○年○月○日（○）まで。
	函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限	平成○年○月○日（○）まで。
14. 入札及び開札の日時及び場所等	入札の締切	平成○年○月○日（○）12時00分

	開札	平成○年○月○日（○）10時00分
16. 落札決定の方法（3）	追加資料を提出する旨の連絡期限	平成○年○月○日（○）18時00分
	追加資料の提出期限	平成○年○月○日（○）18時00分



## 「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」

※提出書類を綴る際は、番号順に綴ること。

必ず提出が必要となる書類		必要に応じ提出する書類		頁数
番号	様式	(添付書類)	左記(添付書類)で 内容が確認出来ない場合	
①	□同種工事の施工実績 (別記様式-2-1, 2-2)	□CORINSの写し 同種工事の施工実績について登録されたもの	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) □特記仕様書、平面図、構造図等 CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面を必ず添付	〇/〇~〇/〇
		□工事成績評定通知書の写し 同種工事の施工実績が地方〇〇局(旧〇〇〇〇〇〇局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合に添付	-	
②	□配置予定の主任(監理)技術者の資格・工事経験 (別記様式-3)  ※注 複数の主任(監理)技術者を申請する場合には、人数に応じてチェック項目を追加すること	□CORINSの写し 記載する工事の主任(監理)技術者の同種工事の工事経験、従事期間等について登録されたもの	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合。(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) □技術者の資格・工事経験等の確認できる資料 CORINSに登録されていない場合。記載した工事の工事関係書類「従事したことを確認できる部分の写し」等 □従事期間の確認できる資料 CORINSで確認出来ない場合又は、CORINSに登録されていない場合は申請者が証明した従事証明書などを添付 □特記仕様書、平面図、構造図等 CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面を必ず添付	〇/〇~〇/〇
		□主任(監理)技術者の資格を証明する資料 監理技術者の場合 監理技術者資格者証(裏面の写しも添付) 上記で監理技術者講習の修了履歴が確認出来ない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書 主任技術者の場合 合格証明書等	□健康保険被保険者証等の写し 監理技術者資格者証から3ヶ月以上の雇用関係が読み取れない場合等	
		□工事成績評定通知書の写し 配置予定の主任(監理)技術者の経験等について、平成8年4月1日以降に完成した地方〇〇局(旧〇〇〇〇〇〇局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合に添付	-	
		□工事成績評定通知書の写し (別記様式-2-1, 2-2)の添付書類と同一のため省略する	-	
		□優秀工事技術者表彰状の写し 表彰を受けた者であることを証明するもの	-	〇/〇



③	<input type="checkbox"/> 審査対象期間の追加事由 (配置予定の主任 (監理) 技術者) (別記様式-4)	<input type="checkbox"/> 育児休業等の休業期間を証明する資料 <input type="checkbox"/> 事業促進PPPに係る業務計画書等	-	〇/〇~〇/〇
④	<input type="checkbox"/> 「優良工事等表彰」の有無 (別記様式-5)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇~〇/〇
⑤	<input type="checkbox"/> 優良下請企業の活用 (別記様式-6)	-	-	〇/〇
⑥	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得状況 (別記様式-7)	<input type="checkbox"/> 登録証の写し	<input type="checkbox"/> 本発注工事の施工組織が、認証取得対象組織に含まれていることを示す資料 登録証の写しで確認できない場合 <input type="checkbox"/> 本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料 登録証の写しで確認できない場合	〇/〇~〇/〇
⑦	<input type="checkbox"/> 「難工事指定工事」の施工実績 (企業) (別記様式-8)	<input type="checkbox"/> 公告文の写し 「難工事指定」の試行対象工事であることが記載されている部分	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し	-	
⑧	<input type="checkbox"/> 難工事功労表彰の有無 (企業) (別記様式-9)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇
⑨	<input type="checkbox"/> 登録基幹技能者等の活用 (別記様式-10)	-	-	〇/〇
⑩	<input type="checkbox"/> 「難工事指定工事」の施工経験 (技術者) (別記様式-11)	<input type="checkbox"/> 公告文の写し 「難工事指定」の試行対象工事であることが記載されている部分	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し	-	
		<input type="checkbox"/> CORINS の写し等 当該工事に主任 (監理) 技術者として従事したことを証明するもの	-	
⑪	<input type="checkbox"/> 難工事功労表彰の有無 (技術者) (別記様式-12)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> CORINS の写し等 当該工事に主任 (監理) 技術者として従事したことを証明するもの	-	
⑫	<input type="checkbox"/> 継続教育 (CPD) の取得状況 (別記様式-13)	<input type="checkbox"/> 学習履歴を証明する証明書の写し 審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育 (CPD) の推奨単位以上を取得したことを示すもの	-	〇/〇~〇/〇

注) 添付書類の写しについても頁数を記載すること。

注) (別記様式-1-1) の提出書類にチェックする際は「■」で記入すること。

注) チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があるので留意すること。

注) 提出された書類に不備がある場合、または、内容が確認出来ない場合には欠格となる場合があるので留意すること。

[P〇/〇]

## 同種工事の施工実績【〇/〇】

(工事名：〇〇〇〇〇〇〇〇建築改修工事)

会社名：〇〇〇〇建設(株)

工事名称等	工事名称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇局〇〇事務所
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
工事概要	構造	〇〇造
	工事内容	(工事内容を記載する)

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式－２－２で作成すること。

注) 同種工事及びより高い同種性等の施工実績については、記載する工事のCORINS (登録されていない場合は契約書 (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) (以下「CORINS等」という。)) の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面 (例：特記仕様書、平面図、構造図等)を必ず添付すること。なお、建物用途が類似又は複合用途建築物の場合は、当該用途部分の面積が確認できる資料 (平面図、面積表等) を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が〇〇〇〇局 (旧建設省地方建設局を含む。) の発注した工事 (港湾空港関係を除く。) 又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

[P〇/〇]

## 同種工事の施工実績【〇/〇】 経常建設共同企業体の場合

(工事名：〇〇〇〇〇〇建築改修工事)

会社名：〇〇〇〇建設(株)

工事名称等	工事名称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇局〇〇事務所
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
工事概要	構造	〇〇造
	工事内容	(工事内容を記載する)

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式－２－２で作成すること。

注) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS (登録されていない場合は契約書 (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) (以下「CORINS等」という。))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面 (例：特記仕様書、平面図、構造図等)を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が〇〇〇〇局 (旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事 (港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

[PO/〇]

## 配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験【○/○】

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

配置予定技術者の氏名		○○ ○○
配置予定技術者の従事役職		監理技術者、主任技術者（どちらか一方を記載すること。）
最終学歴		○○大学建築学科○○年卒業
法令による資格・免許		1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、交付番号及び所属建設業者） 監理技術者講習（修了年月日、修了証番号） 登録基幹技能者講習修了証（取得年、有効期限）
技術者表彰〔表彰名・工事名〕（表彰者・年月日）		〔優秀○○○○○○表彰・○○○○○○○○工事〕 （○○工事事務所長・平成○○年○○月○○日）
工事 経験 の 概 要	工事名称	○○○工事（CORINS登録番号）
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○～○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV
	工事成績	○○.○点（地方○○局（旧○○○○局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事の場合）
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	従事期間	平成○年○○月○○日～平成○年○○月○○日
	工事内容	構造 ○○造 工事内容 （工事内容を記載する）
申請時における 他 工事の 従 事 状 況 等	工事名称	△△△△△工事
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無

注) 記載にあたっての注意事項は、本様式の〔別添〕に示すので必ず確認すること。

## 配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験に関する注意事項

1. 「申請時における他工事の従事状況等」の欄には、従事しているすべての工事について、審査基準日における CORINS の登録内容で記載すること。（従事している工事の従事役職はすべて記入すること。）
2. 本工事と重複する場合の対応措置の証明については、以下の書面を必ず添付すること。  
※例
  - 従事している工事において、主任（監理）技術者の変更をもって配置する場合
    - ・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）
  - 従事している工事を工期内に完成させ配置する場合
    - ・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）
    - ・設計変更審査会資料（出席者、工期内完成検査が証明できる資料）で工期内検査の実施が認められたものなお、申請時に記載した内容に変更が生じ、主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに入札説明書 6. の入札手続きにおける担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。この行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
3. 複数の工事経験を提出する場合は 1 工事毎に作成すること。また、本工事に複数の主任（監理）技術者を申請する場合は、複数枚となっても良い。
4. 配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験については、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）（以下「CORINS 等」という。））の写しを提出すること。  
ただし、CORINS 等での記載内容で配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験が不明な場合については 工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等） を必ず添付すること。  
主任（監理）技術者の経験等について、平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した地方〇〇局（旧〇〇〇〇〇〇〇局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。  
ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。
5. 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを確認の出来る資料（監理技術者資格者証（両面）、健康保険被保険者証等の写し）を必ず添付すること。
6. 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向元企業の建設業の廃業届の写し等建設業の許可を廃止した事が確認できる資料及び営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年以内であることが確認できる資料の写しを必ず添付すること。
7. 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、在籍出向可能範囲通知書の写しを必ず添付すること。
8. 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的

な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向契約書等及び企業集団確認書の写しを必ず添付すること。

9. 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 10 日付け国総建第 319 号）別紙 2 の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しを必ず添付すること。

10. 記載欄の明示は記入例である。

11. 本発注工事の工事種別に対応する登録基幹技能者講習修了証の別

本発注工事の工事種別	対応する登録基幹技能者講習
<p style="text-align: center;">建築工事</p>	<p>登録橋梁基幹技能者講習、登録コンクリート圧送基幹技能者講習、登録防水基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録左官基幹技能者講習、登録機械土工基幹技能者講習、登録 PC 基幹技能者講習、登録型枠基幹技能者講習、登録鳶・土工基幹技能者講習、登録切断穿孔基幹技能者講習、登録内装仕上工事基幹技能者講習、登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習、登録エクステリア基幹技能者講習、登録外壁仕上基幹技能者講習、登録グラウト基幹技能者講習、登録運動施設基幹技能者講習、登録基礎工基幹技能者講習、登録タイル張り基幹技能者講習、登録標識・路面標示基幹技能者講習、登録建築大工基幹技能者講習</p>

## 審査対象期間の追加事由（配置予定の主任（監理）技術者）

（工事名：○○○○○○建築改修工事）

会社名：○○○○建設（株）

審査対象期間の追加	あり なし (どちらか一方を記載すること)
審査対象期間の追加理由 及び主任（監理）技術者の 休業期間等	①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業 (上記より、該当する理由を記載すること。) 平成○○年○月○日～平成○○年○月○日 (○年○ヶ月)
	②事業促進 PPP (該当する場合、記載することこと。) 平成○○年○月○日～平成○○年○月○日 (○年○ヶ月)
合計期間	○年

- 注) ①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業のいずれか若しくは複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。(取得期間の合計が1年6ヶ月の場合、2年とする。)
- 注) ②事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。(従事期間の合計が1年6ヶ月の場合、1年とする。)
- 注) 上記①の期間及び②の期間は合算することができる。
- 注) 継続教育(CPD)の取得状況に係る評価については、審査対象期間の追加は認めない。
- 注) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの(事業主が労働者に休業期間を通知した書面等(休業期間の確認が出来るものに限る))を添付すること。
- 注) 事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事状況を証明するもの(業務計画書の写し等)を添付すること。
- 注) 記載欄の明示は記入例である。

## 「優良工事等表彰」の有無

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

### ○優良工事等表彰

優良工事表彰の有無		優良工事表彰あり 優良工事表彰なし (どちらか一方を記入すること)
工事 名称 等	工事名称	○○○工事
	優良工事表彰	○○○事務所長(平成○○年○○月○○日)
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。



## 優良下請企業の活用

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

優良下請企業の活用の有無	<p style="text-align: center;">活用する</p> <p style="text-align: center;">活用しない</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>
活用する下請企業	<p style="text-align: center;">企業名：○○建設(株)</p> <p style="text-align: center;">代表取締役○○</p> <p style="text-align: center;">住 所：○○県○○市○○</p>
当該下請企業に施工させる工事内容・施工部分(簡潔に記載)	

注) 下請企業を複数社申請した場合でも、最大1点の評価とする。また、その場合には申請した全ての下請企業を活用することとし、そのうちの1社でも活用しなかった場合には、工事成績評定において減点する。

注) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工事の元請企業として入札参加することは出来ない。なお、元請企業が活用する優良下請企業が本発注工事に元請けとして参加した事実が確認された場合、元請企業及び元請企業として参加した優良下請企業の双方を欠格とする。

## ISO9001 認証取得状況

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

ISO9001 認証の取得の有無	取得あり 取得なし (どちらか一方を記入する。)
本発注工事を実際に施工する組織名	○○○○

注) 取得ありの場合は、認証取得を証明するものとして下記①②③の写しを添付すること。

ただし、①の登録証によって、②③の内容が確認できる場合は、②③の資料を提出する必要はない。

①登録証

②本発注工事を実際に施工する組織が、認証取得対象となっていることを示す資料。

③本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料。

## 「難工事指定工事」の施工実績（企業）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事指定工事の施工実績の有無	<p style="text-align: center;">実績あり</p> <p style="text-align: center;">実績なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">工 事 名 称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工 事 成 績 評 定</td> <td style="padding: 5px;">○○点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発 注 機 関 名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工 期</td> <td style="padding: 5px;">平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日</td> </tr> </table>	工 事 名 称	○○○工事	工 事 成 績 評 定	○○点	発 注 機 関 名	○○○○○○局○○事務所	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
工 事 名 称	○○○工事								
工 事 成 績 評 定	○○点								
発 注 機 関 名	○○○○○○局○○事務所								
工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日								

注) 公告文（「難工事指定」の試行対象工事である部分）の写し及び当該工事に係る工事成績評価通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評価通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評価通知書の写しの添付は不要である。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に「難工事指定工事」の実績がある場合には、それぞれの実績を記載する。

## 難工事功労表彰の有無（企業）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事功労表彰の有無	<p style="text-align: center;">表彰あり</p> <p style="text-align: center;">表彰なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">工事名称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表彰者</td> <td style="padding: 5px;">○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注機関名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事期間</td> <td style="padding: 5px;">平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日</td> </tr> </table>	工事名称	○○○工事	表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	工事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
工事名称	○○○工事								
表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）								
発注機関名	○○○○○○局○○事務所								
工事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日								

注) 表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が難工事功労表彰を受賞している場合に、それぞれの実績を記載する。

[P○/○]

## 登録基幹技能者等の活用

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

登録基幹技能者等の活用	活用する 活用しない (どちらか一方を記入する。)
本工事に従事する登録基幹技能者等について	従事する工事項目 ( )

注) 登録基幹技能者等とは「登録基幹技能者」、「建設マスター」、「現代の名工」を言う。

注) 従事する登録基幹技能者等は、元請が配置する現場従事技術者(主任(監理)技術者を除く)又は一次下請企業が配置する現場従事技術者であること。

注) 申請した複数の工事項目に、登録基幹技能者等を従事させなかった場合には、工事成績評価において減点する。

注) 従事する工事項目欄には、本発注工事の特記仕様書に示す工事項目を記載することとし、登録基幹技能者が従事する工事項目を記載すること。複数の工事項目を記載した場合でも、最大1点の評価とする。特記仕様書に記載のない工事項目を記載した場合は、加点评価しない。

**建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)【国土交通省】**

建設マスターとは、優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者の通称です。優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰制度は、優秀な技能・技術を有する建設現場の労働者で、直接施工に従事している方を「優秀施工者」として国土交通(建設)大臣が顕彰することで、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を促進するとともに、その社会的評価・地位の確立を図り、建設業の健全な発展に資することを目的として平成4年度に創設されました。

**現代の名工(卓越した技能者)【厚生労働省】**

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として定められています。

[PO/O]

## 「難工事指定工事」の施工経験（技術者）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

「難工事指定工事」の 施工経験の有無	経験あり  経験なし  (どちらか一方を記入する。)	
工 事 名 称 等	工事名称	○○○工事
	工事成績評定	○○点
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	従事役職	○○技術者

注) 当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ加点評価する。

注) 当該工事に主任（監理）技術者として従事したことを証明するもの（CORINSの写し等）を提出すること。

注) 公告文（「難工事指定」の試行対象工事である部分）の写しを提出すること。

注) 当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

## 難工事功労表彰の有無（技術者）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事功労表彰の有無	<p style="text-align: center;">表彰あり</p> <p style="text-align: center;">表彰なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">工事名称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表彰者</td> <td style="padding: 5px;">○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注機関名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">従事役職</td> <td style="padding: 5px;">○○技術者</td> </tr> </table>	工事名称	○○○工事	表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	従事役職	○○技術者
工事名称	○○○工事								
表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）								
発注機関名	○○○○○○局○○事務所								
従事役職	○○技術者								

注) 難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ加点評価する。

注) 難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事したことを証明するもの（CORINS の写し等）を提出すること。

注) 難工事功労表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

[P○/○]

## 継続教育（CPD）の取得状況

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

配置予定の主任（監理）技術者の継続教育（CPD）の取得状況 (各団体推奨単位以上取得)	継続教育の証明あり 継続教育の証明なし (どちらか一方を記入する。)
学習履歴を証明する証明書発行団体名	○○○会 (証明書発行団体名を記入する。) 例) (一社)全国土木施工管理技士会連合会 (公社)日本技術士会 建築CPD運営会議等

注) 審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを添付すること。

注) 証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

[P○/○]





1. 工事費内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
2. 工事費内訳書は、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者及び工事名を記載するとともに、押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は除く)したものとする。
3. 工事費内訳書は、申請様式(別記様式-15:73-youshiki(koujhiutiwakesyo).xls)により作成すること。
4. 工事費内訳書は、入札時積算数量書(以下、「数量書」という。)の「工事内訳」、「直接工事費 種目別内訳書」、「直接工事費 科目別内訳書」、「直接工事費 中科目別内訳書」及び「直接工事費 細目別内訳」に相当する内容のものに、単価及び金額を記載して提出すること。
5. 工事費内訳書の名称、摘要、数量、単位は、「数量書」と必ずしも一致する必要はなく、入札参加者が独自に算定した数量等を用いることができる。
6. 「工事内訳」の直接工事費、共通費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格は必ず記載すること。
7. 「数量書」の「直接工事費 別紙明細」、「共通仮設費 細目別内訳」、「現場管理費 細目別内訳」及び「一般管理費等 細目別内訳」に相当するものは提出しなくてもよい。
8. 以下は、工事費内訳書の記載例である。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官  
 〇〇〇〇〇〇〇〇 局長  
 〇〇 〇〇 殿

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
 〇〇県〇〇市〇〇番  
 商号又は名称 〇〇建設株式会社  
 代表者 代表取締役社長  
 〇〇 〇〇

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇〇〇建築改修工事

工事内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費				
共通仮設費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	
工事価格	1	式	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
II. 囲障	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
III. 構内舗装	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 科目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎				
1. 直接仮設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
2. 土工	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
3. 地業	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
4. 鉄筋	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
土工		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
地業	地業	1	式	〇〇,〇〇〇	
地業	場所打ちコンクリート杭	1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	

直接工事費 細目別内訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
4. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A, D10	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD295A, D13	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D22	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D25	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
鉄筋加工組立		〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
計					〇〇,〇〇〇	

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官  
 〇〇〇〇〇〇〇局長 殿

〇〇建設(株)、〇〇JV  
 代表者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

印

構成員 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇〇〇建築改修工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

注) 契約の締結までに提出すること。

注) 契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

## 施工体制のヒアリング日時通知書

〇〇〇〇建設（株） 〇〇課 〇〇様

貴社の施工体制のヒアリング日時について以下のとおり通知します。

工事名	〇〇〇〇〇〇建築改修工事
ヒアリング日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
ヒアリング時間	〇〇時から
ヒアリングの方法	

注1：当日は本紙を持参してください。

注2：ヒアリング当日は開始時間5分前までに下記窓口までお越し下さい。

注3：ヒアリング会場へは配置予定の主任（監理）技術者を含めた3名のみの入室とします。

注4：ヒアリング時間は30分～1時間程度とします。

注5：ヒアリング当日は、公的機関の発行する顔写真入りの本人であることを証明する監理技術者資格者証又は免許証等を持参してください。（主任・監理技術者のみ）

注6：ヒアリング内容等で得られた情報を第三者へ提供してはならないものとします。

注7：やむを得ない事由により、上記日時によるヒアリングに出席出来ない場合はあらかじめ下記担当部局へその旨申し出ることとする。

窓口：〇〇〇〇〇〇局営繕部 〇〇課

TEL 〇〇（〇〇）〇〇（内）〇〇

FAX 〇〇（〇〇）〇〇

## 到着確認及びヒアリング出席予定者返信用紙

下記に必要な事項を記入のうえ、本書をFAXにより、通知の翌日までに返信してください。

会社名	〇〇〇〇建設（株）
①配置予定の主任（監理）技術者名	氏名：〇〇 〇〇
②役職	氏名：〇〇 〇〇
③役職	氏名：〇〇 〇〇

連絡先：TEL〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

（上記ヒアリングに出席予定の方の連絡先を記入してください。）

## 別紙（入札説明書16.（1）、（3）②、③に示す別紙。）

### I 施工体制確認型総合評価落札方式について

#### 1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

#### 2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。
  - ・下請予定業者等一覧表（様式4）
  - ・配置予定技術者名簿（様式5）
  - ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
  - ・機械リース元一覧（様式9-2）
  - ・労務者の確保計画（様式10-1）
  - ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
  - ・建設副産物の搬出地（様式11）
  - ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
  - ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
  - ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
  - ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
  - ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
  - ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
  - ・施工体制台帳（様式16）
- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。
  - ・コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
  - ・コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
  - ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）

#### 3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文16.（3）の施工体制確認のためのヒアリング、2（1）の追加資料及び工事費内

訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費の額については75%、共通仮設費の額については70%、現場管理費の額については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）(3)において同じ。なお、本工事においては「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3）

(3) 施工体制確保の現実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の現実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるこ

とから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

**【審査項目】**

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式4、様式16)
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか(様式8-2、様式9-2、様式10-1、様式10-2)
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか(様式5)

**II 予算決算及び会計令第86条の調査について**

- 1 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査(低入札価格調査)を実施する。

ここで、調査基準価格は、I 1に記載するとおりである。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
- (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (15) その他必要な事項



使用する様式一覧		【凡例】	
		◎様式及び添付資料を提出 ○様式のみ提出	
様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査 (特別重点)
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式 2-1(営繕)	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式 2-2(営繕)	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	◎
様式4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)		◎
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式15	誓約書		◎
様式16	施工体制台帳	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

施工体制確認型総合評価欄に 印が付いている様式のみ提出して下さい。

### 作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、支出負担行為担当官があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、支出負

担行為担当官が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

3. 入札者は、施工体制確認型総合評価落札方式により落札者を決定しようとする工事について、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第85条に基づく調査基準価格に満たないために、支出負担行為担当官の求めに応じ、施工体制確認型総合評価の審査のため追加資料を提出したときは、各様式に当該追加資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
4. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
5. 支出負担行為担当官は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

## 様式1 当該価格で入札した理由

### 記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

## 様式2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

### 記載要領

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。  
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

### 様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

#### 記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

### 様式2-3 一般管理費等の内訳書

#### 記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

#### 様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

##### 記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。  
(例) 購入土 ○ × △△ = ▲▲▲ (単価〇〇円/m<sup>3</sup>)  
発生土 ◇ × ■■ = □□□ (単価〇〇円/m<sup>3</sup>)  
◆◆m<sup>3</sup>を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

#### 様式4 下請予定業者等一覧表

##### 記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

##### 添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

#### 様式5 配置予定技術者名簿

#### 記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

#### 添付資料

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

### 様式 6－1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

### 様式 6－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

### 様式 7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

#### 記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

### 様式 8-1 手持ち資材の状況

#### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む）。  
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

### 資料 8-2 資材購入予定先一覧

#### 記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

## 添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

## 様式9-1 手持ち機械の状況

### 記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む）。  
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

### 添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

## 様式9-2 機械リース元一覧

### 記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等  
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。))を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

#### 添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

### 様式10-1 労務者の確保計画

#### 記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも( )内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等  
取引年数を括弧書きで記載する。

#### 添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額



であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

## 様式10-2 職種別労務者配置計画

### 記載要領

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

### 添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

## 様式11 建設副産物の搬出地

### 記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

### 添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

### 記載要領

1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工

事内容の予定を記載する。

6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

#### 添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

### 様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

#### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

#### 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。  
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定

に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

## 様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

### 記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

### 記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示さ

れていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

### 添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

## 添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

## 様式14-3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）

### 記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

### 添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

## 様式14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

### 記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。  
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

### 添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

## 様式15 誓約書

### 記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額（税込み）を記載する。
4. 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。

### 添付書類

1. 当該年度において、契約対象工事以外の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇局発注工事（港湾空港関係を除く。）に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。

2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

## 様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

### 記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。  
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

一般競争参加資格確認評価表  
(審査基準日：平成〇〇年〇月〇日)

番号	審査時業者名	等級区分	資格要件					競争参加資格確認資料		競争参加資格の有無	競争参加資格が無いと認めた理由	経審有効期限	試行 工事成績 (減点対象)
			予決令第70条及び第71条の規定に該当しない	予決令第73条の規定に該当しない	会社更生法・民事再生法に基づく更生・更生手続の申立がない	指名停止を受けている期間でない	警察当局からの排除要請があり、当該状態が継続していない。	同種工事の施工実績	主任(監理)技術者 1級建築 施工管理 技士等				
1	A社	C	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.30	0	
2	B社	C	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.10.31	0	
3	C社	D	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.3.31	0	
4	D社	D	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.10.31	0	

○×方式で評価し、1つでも×のある業者は参加資格無しとする。

応募者数	4	適格者数	4	欠格者数	0
------	---	------	---	------	---

技術審査会委員長 〇〇〇〇 印



# 一般競争評価点結果表

工事名：○○庁舎建築改修工事  
 総合評価方式：施工能力評価型Ⅱ型／通常／営繕工事

番号	審査時業者名	企業の技術力											配置予定技術者の技術力			合計				
		企業の施工能力					自由設定項目					配置予定技術者の能力			自由設定項目					
		同種工事 施工実績	工事成績 (65点未満)	優良工事 安全管理	事故 不誠実	優良下請 表彰企業の 活用	ISO認証 取得状況	難工事 施工実績	難工事 功労表彰	登録基幹 技能者等 の活用	小計	同種工事 工事経験	同種工事 工事成績	技術者 表彰	難工事 施工実績	難工事 功労表彰 の有無	同種工事 工事経験	継続教育 (CP D) 取得状況	小計	
1	A社	6	0	1	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	0	0	1	1	8	15
2	B社	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	1	0	7	13
3	C社	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	2
4	D社	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	1	0	4	7

技術審査委員会委員長

○○○○

印

# 加算点整理表

工事名：〇〇庁舎建築改修工事

記号	最大加算点 40			
	A社	B社	C社	D社
「企業の技術力」	7	6	1	3
「配置予定技術者の技術力」	8	7	1	4
加算点合計	15	13	2	7

**(様式例 5 : 資料提出者への通知様式の例)**

競争参加資格確認通知書

〇〇第〇〇号

平成〇年〇月〇日

(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇殿

支出負担行為担当官

〇〇〇〇〇

先に申請のあった工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公告日	平成〇年〇月〇日
工事名	〇〇庁舎空調改修機械設備工事
入札開始	平成〇年〇月〇日 9時00分
入札書提出締切	平成〇年〇月〇日 12時00分
内訳書開封予定	平成〇年〇月〇日 12時01分
開札予定	平成〇年〇月〇日 10時00分
競争参加資格の有無	有
競争参加の条件	技術提案書に示された施工計画の内容は、現地の状況等により実施できない場合がある。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに〇〇〇へその旨を記載した書面を電子入札システム又は持参により提出してください。

(様式例6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例)

予定価格(税抜)	14,780,600,000
最低基準価格(税抜)	13,302,540,000
基準評価値 × 10 <sup>8</sup>	0.67656

入札調書(総合評価落札方式(標準型、施工体制確認型))

1 工事名称 ○○庁舎新営その他工事  
 2 開札日時 平成○○年○月○日 ○時○分

業者名	標準点	加算点	施工体制 評価点	※ 入札後の 加算点	標準点+入 札後の加算 点+施工体 制評価点	第1回入札価格	評価値 × 10 <sup>8</sup>	評価値 ≥ 基準評価値	最低基準 価格以上	備考
1 A社	100	22.5	30	22.5	152.50	14,500,000,000	1.05172	○	○	
2 B社	100	13.25	30	13.25	143.25	13,366,000,000	1.07174	○	○	落札者
3 C社	100	12	-	-	-	18,900,000,000	-	-		予定価格超過

※入札後の加算点 = 加算点 × (施工体制評価点 / 30)

**(様式例 7 : 施工計画に関する内容を契約書に記載した例)**

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 ○○新営その他工事

請 負 代 金 額 金 円也  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円

発注者 支出負担行為担当官 ○○省○○局長 ○○○○と受注者 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

※第 1 条～第 17 条 省略

第 18 条 受注者は、採用された次の「【施工計画の種類】」の提案内容を履行しなければならない。

【施工計画の種類】

〇〇〇〇すべき事項	採用された提案内容
〇〇〇	別記のとおり ※別記には業者からの提案内容を添付
〇〇〇〇すべき事項	採用された提案内容
〇〇〇	別記のとおり。 ※別記には業者からの提案内容を添付

第 19 条 受注者の責めにより、前条の「【施工計画の種類】」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第 20 条 受注者の責めにより、第 18 条の「【施工計画の種類】」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成〇〇年〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇号〇〇通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

※第 21 条以降 省略

平成 年 月 日

発 注 者

〇〇県〇〇市〇〇〇 〇-〇-〇

支出負担行為担当官

〇〇省〇〇局長 〇〇 〇〇

受 注 者

〇〇県〇〇市〇〇〇 〇-〇-〇

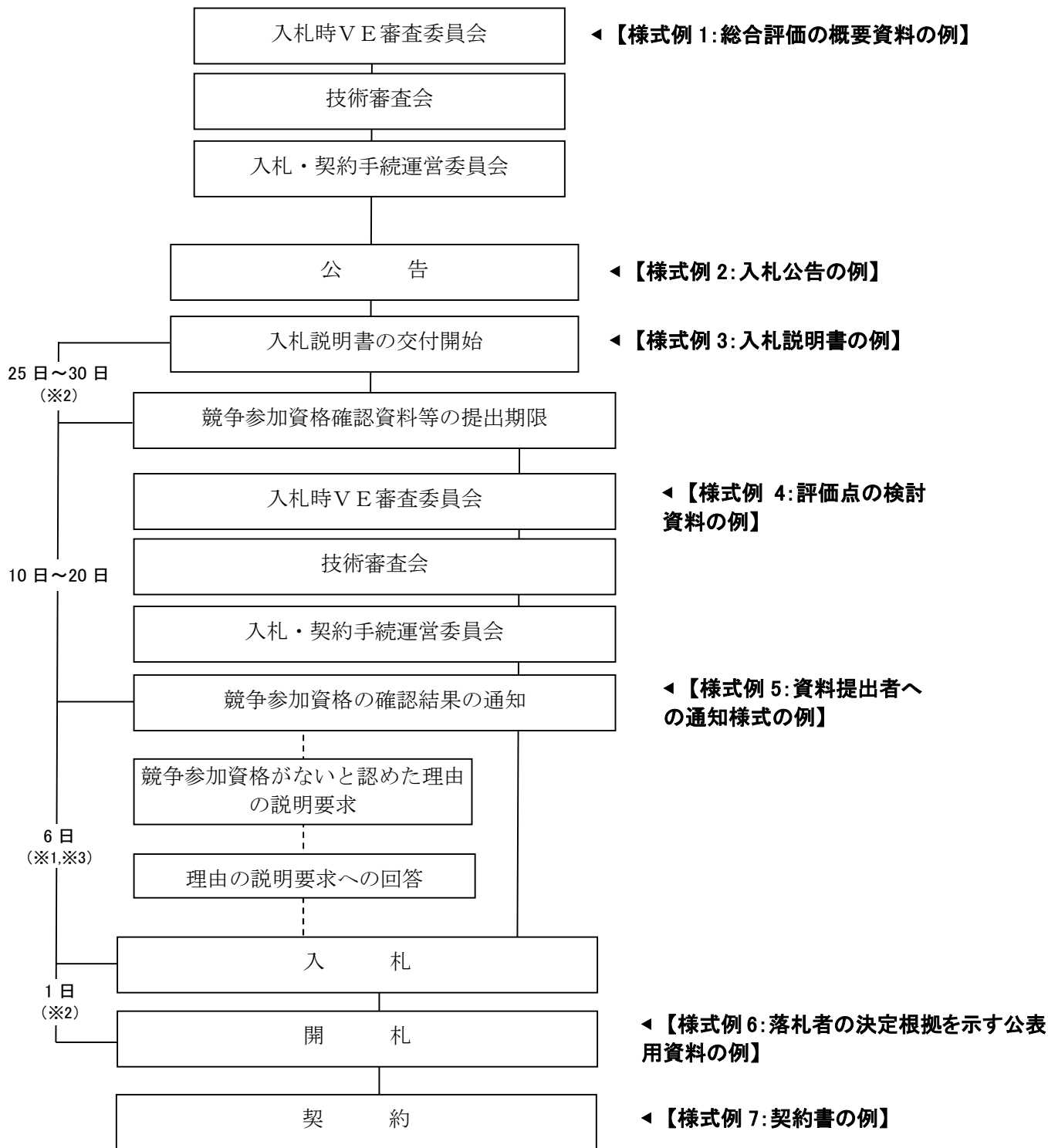
株式会社 〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

## 2. 技術提案評価型の例

実施フロー例(技術提案評価 S 型(通常型・政府調達協定対象外)の場合)

〇〇庁舎改修建築その他工事



- (注) ※1 は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。  
 ※2 は、技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準日数を10日以上として差し支えないものとする。  
 ※3 は、競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合には、6日(休日含まず)とし、当該説明要求等があった場合には、必要日数を延期するものとする。

- **様式例 1：総合評価の概要資料の例（P205～P208）**  
内部委員会等において総合評価の概要（総合評価方式、求める技術提案の概要、評価項目、配点等）を説明する資料の例。
- **様式例 2：入札公告の例（P209～P220）**
- **様式例 3：入札説明書の例（P221～P256）**
- **様式例 4：評価点の検討資料の例（P257）**  
内部委員会等において評価点を検討する資料の例。  
技術提案を提出した者の施工計画について、設計内容や工事現場に適合するかの観点で採用・不採用を案として示す。
- **様式例 5：資料提出者への通知様式の例（P258～P260）**  
資料提出者への技術提案の採用・不採用の通知書式の例。
- **様式例 6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例（P261）**  
技術加算点と入札価格により落札者を決定したことを示す公表用資料の例。
- **様式例 7：契約書の例（P262～P264）**  
落札者との契約に当たって、技術提案に関する内容を契約書に記載した例。



( 様式例 1 : 総合評価の概要資料の例 )

1. 工 事 概 要

工 事 名 : ○○○庁舎建築工事  
 工 事 場 所 : ○○県○○市○○町○-○  
 工 事 期 間 : 契約の翌日から平成○年○月○日まで  
 工 事 種 別 : 建築工事  
 工 事 概 要 : 本工事は、○○県○○市○○町○-○において○○○庁舎建築工事の施工を行うものである。  
 本施設に入居する○○○及び○○○は、既存庁舎の耐震性の不足や老朽化、狭あいが進み、経年劣化による施設の  
 の不備から、著しく事業に支障が生じているため、本庁舎の整備を行うものである。  
 工 事 内 容 : 敷地面積: ○, ○○○ m<sup>2</sup>

1. 建物  
 1) 庁舎  
 構 造 : 鉄筋コンクリート造 地上5階  
 建築面積: 約○, ○○○m<sup>2</sup>  
 延べ面積: 約○, ○○○m<sup>2</sup>  
 用 途 : 庁舎  
 工事内容: 新築1棟  
 その他 車庫、自転車置場 新築2棟

入 札 方 式 : 一般競争入札【技術提案評価型S型(WTO)】  
 概 算 工 事 費 : ○, ○○○万円以上  
 難 易 度 : III(やや難)  
 加 算 点 : 60点  
 施 工 体 制 評 価 点 : 30点

2. 総合評価項目[技術提案評価型S型(WTO)]段階的選抜方式

項目	細目	評 価 項 目	必須 ／ 選択	技術提案評価型 S型(WTO)		合計
				一次審査	二次審査	
技術力 企業 の高	工事全般の施工計画	「本工事における騒音・振動・粉塵の発生抑制に関する具体的な施工計画」	◎		30	60
	技術提案[VE提案]	「本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に対する具体的な提案」	◎		30	
企業 の 技 術 力	企業の 施工能力	同種工事の施工実績(過去15年間)	◎			15
		・より高い同種性が認められる 「提出された施工実績が、地上5階以上かつ杭地業を有する実績であるもの」		4		
		・高い同種性が認められる 「提出された施工実績が、地上5階以上又は杭地業を有する実績であるもの」		2		
		・同種性が認められる 「提出された施工実績が、上記以外のもの」		0		
	自由設定項目	工事成績(過去3年間)	◎	4		
		工事成績(減点要素)	◎	0		
		優良工事等表彰(優良工事)	◎	2		
		事故及び不誠実な行為(減点要素)	◎	0		
		優良下請企業の活用	○	1		
		新技術に対する取組み	○	1		
配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	配置 予 定 技 術 者 の 技 術 力	同種工事の工事経験(過去15年間)	◎			15
		・より高い同種性が認められる 「提出された工事経験が、地上5階以上かつ杭地業を有する経験であるもの」		4		
		・高い同種性が認められる 「提出された工事経験が、地上5階以上又は杭地業を有する経験であるもの」		2		
		・同種性が認められる 「提出された工事経験が、上記以外のもの」		0		
	自由設定項目	同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)	◎	4		
		優秀工事技術者表彰	◎	3		
		同種工事における監理技術者等としての工事経験	○	2		
		継続教育(CPD)の取得状況	○	2		
加算点計				30	60	

3. 施工体制評価項目

評 価 項 目	評価の 有無	今回評価 (配点)	合計
品質確保の実効性	◎	15	30
施工体制確保の確実性	◎	15	
施工体制評価点 計			30

## 【技術提案評価型 S型 (WTO)】 〇〇〇斤舎建築工事

### ・評価値の算定方法

評価値＝（標準点＋施工体制評価点）÷入札価格  
 標準点 1000点  
 加算点 60点  
 施工体制評価点 30点

予定価格の範囲内で、①工事全般の施工計画（最大加算点30点）、②VE提案（最大加算点60点）の配点で最大加算点60点を与える。

### ・工事全般の施工計画及びVE提案として求める項目

建設工事 敷地面積：〇,〇〇〇m <sup>2</sup>	提案対象範囲
1. 建物 1) 斤舎 構造：鉄筋コンクリート造 地上〇階 建築面積：約〇,〇〇〇m <sup>2</sup> 延べ面積：約〇,〇〇〇m <sup>2</sup> 用途：庁舎 工事内容：新築1棟 その他 車庫、自転車置き場 新築2棟	本工事は、〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇において〇〇〇斤舎建築工事の <b>新築工事</b> を行うものである。近隣には、共同住宅及び店舗等が近接していることから、敷地周辺に對し特段の配慮をすることが重要である。 このため、本工事は敷地周辺に對する騒音・振動・粉塵の発生抑制に關する具体的な施工計画を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 建設機械から発生する「騒音対策」に係る施工計画 2. 工事重面の敷地内での通行に伴い発生する「振動対策」に係る施工計画 3. 敷地外への「粉塵飛散対策」に係る施工計画 <提案の対象外とする提案項目> ① 参考図で示した仮設の取止め・変更を伴う提案（ただし、参考図で示した仮設の取止めや変更を伴わない仮設の追加については提案してよい。提案に基づいて実施する仮設に關するすべての責任は、受注者にあるものとする。） ② 誘導員の配置に關する提案

### 提案の範囲（評価項目）

①工事全般の施工計画（施工上配慮すべき事項等の技術的所見）	技術提案の加算点
本工事における騒音・振動・粉塵の発生抑制に關する具体的な施工計画 本工事は、〇〇市〇〇〇町〇〇〇において〇〇〇斤舎建築工事の <b>新築工事</b> を行うものである。近隣には、共同住宅及び店舗等が近接していることから、敷地周辺に對し特段の配慮をすることが重要である。 このため、本工事は敷地周辺に對する騒音・振動・粉塵の発生抑制に關する具体的な施工計画を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 建設機械から発生する「騒音対策」に係る施工計画 2. 工事重面の敷地内での通行に伴い発生する「振動対策」に係る施工計画 3. 敷地外への「粉塵飛散対策」に係る施工計画 <提案の対象外とする提案項目> ① 参考図で示した仮設の取止め・変更を伴う提案（ただし、参考図で示した仮設の取止めや変更を伴わない仮設の追加については提案してよい。提案に基づいて実施する仮設に關するすべての責任は、受注者にあるものとする。） ② 誘導員の配置に關する提案	V (30点) 非常に優れた内容の施工計画である。 IV (23点) V・Ⅲの中間の施工計画である。 Ⅲ (15点) 標準的な施工計画よりも優れた施工計画である。 Ⅱ (8点) Ⅲ・Ⅰの中間の施工計画である。 Ⅰ (0点) 標準的な施工計画である。 欠格 未提出である、又は全ての提案が不適切であるもの。
②技術提案【VE提案】	技術提案の加算点
【性能・強度等（性能・機能）】 本工事におけるコンクリート躯体工事の品質確保に對する具体的な提案 本工事は、〇〇市〇〇町〇〇〇において〇〇〇斤舎建築工事の <b>新築工事</b> を行うものである。鉄筋コンクリート造であるため、外壁のひび割れ防止及び良好な表面の仕上りがり状態を確保することが重要である。 このため、本工事に對する具体的な提案を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 外壁のひび割れ防止対策に關する提案 2. コンクリートの充填不良対策に關する提案 3. 施工合理化に資する提案（品質確保については標準案と同程度であっても可） （施工合理化とは、品質及び安全性を確保しつつ、プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工）、ロボット活用等）、BIMの活用など、合理的な施工方法を採用することにより、現場の作業時間を短縮するなど、生産性向上をさせることを行う。） <提案の対象外とする提案項目> ① 品質確保のための施工体制に關する提案 ② 基礎及び基礎梁に關する提案	V (30点) 内容が具体的に大きな効果が期待できる優れた提案である。 IV (23点) V・Ⅲの中間の提案である。 Ⅲ (15点) 内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である。 Ⅱ (8点) Ⅲ・Ⅰの中間の提案である。 Ⅰ (3点) 標準案よりも優れているが、効果があまり期待できない提案である。 不採用 全ての提案が、標準案と同程度であり効果が期待できないもの、又は実施を認めないもの。
最大配点 30点	最大配点 30点

### 標準案

設計図書	設計図書
① 〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇 ③ 〇〇〇〇 ④ 〇〇〇〇 ⑤ 〇〇〇〇	① 〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇 ③ 〇〇〇〇 ④ 〇〇〇〇 ⑤ 〇〇〇〇

### ペナリイ

工事成績評定の減（-5）	工事成績評定の減（-5）
① 〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇 ③ 〇〇〇〇 ④ 〇〇〇〇 ⑤ 〇〇〇〇	① 〇〇〇〇 ② 〇〇〇〇 ③ 〇〇〇〇 ④ 〇〇〇〇 ⑤ 〇〇〇〇

### 提案対象範囲

標準案	提案対象範囲
設計図書	本工事は、〇〇市〇〇〇町〇〇〇において〇〇〇斤舎建築工事の <b>新築工事</b> を行うものである。近隣には、共同住宅及び店舗等が近接していることから、敷地周辺に對し特段の配慮をすることが重要である。 このため、本工事は敷地周辺に對する騒音・振動・粉塵の発生抑制に關する具体的な施工計画を求め、提案項目として以下の3項目については、必ず記載すること。 1. 建設機械から発生する「騒音対策」に係る施工計画 2. 工事重面の敷地内での通行に伴い発生する「振動対策」に係る施工計画 3. 敷地外への「粉塵飛散対策」に係る施工計画 <提案の対象外とする提案項目> ① 参考図で示した仮設の取止め・変更を伴う提案（ただし、参考図で示した仮設の取止めや変更を伴わない仮設の追加については提案してよい。提案に基づいて実施する仮設に關するすべての責任は、受注者にあるものとする。） ② 誘導員の配置に關する提案



# 工事技術的難易度評価表(建築)

2000/0/0

0000局000事務所

工 事 名	000斤舎建築工事		ラ ン ク (◎ 予定・最終)	A
	請 負 業 者 名	未 定		
評 価		評 価 内 容		
大 項 目	項 目		評 価	評 価 内 容
	小 項 目	評 価		
1. 建物条件	① 規 模	B	建物の延べ面積 斤舎約0, 000m <sup>2</sup>	
	② 構 造	B	R C造 (斤舎: R C造)	
	③ 形 状	C	一般的な方形の形状	
	④ その他	C	通常の技術で対応可能	
2. 技術特性	① 工法等	B	総階数5階	
	② その他	B	技術レベルが高い (ICT技術導入)	
3. 自然条件	① 支持地盤	C	困難でない	
	② 山留め・止水	B	湧水の発生(有)、掘削作業時の影響(小)	
	③ 気象・海象	C	施工の制約がない	
	④ その他	C	条件なし	
4. 社会条件	① 仮設条件	C	仮設条件に制約なし	
	② 地中障害物	C	障害物はない	
	③ 近接施工	B	北及び東側隣地に近接住宅有るが対処は容易	
	④ 騒音・振動	C	一般的な対応が必要	
	⑤ 水質汚濁	C	一般的な対応が必要	
	⑥ その他	C	該当するものなし	
5. マネジメント 特性	① 他工区調整	B	他工事 (栃木市発注) の受注者がいる予定	
	② 住民対応	C	一般的な対応が必要	
	③ 関係機関対応	B	シビックコア地区内のため、慎重な調整が必要	
	④ 工程管理	C	標準的な工程調整	
	⑤ 品質管理	C	標準的な品質管理	
	⑥ 安全管理	C	通常又は標準的な安全管理	
	⑦ その他	C	該当するものなし	
6. 特別考慮要因	-			
建物機能分類	2 (一般)		技術的難易度評価	Ⅲ
			「易、やや難、難、」評価	やや難
			評価担当者	0000



(指定部分：A工事、平成〇〇年〇月〇日まで)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

- (6) 使用する主要な資機材  
コンクリート：約〇, 〇〇〇m<sup>3</sup>、鉄筋：約〇, 〇〇〇 t、鉄骨：約〇, 〇〇〇 t
- (7) 本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の工事のうち、品質確保の為に体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に承諾願を提出して行うものとする。
- (11) 本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
- (12) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
- (13) 本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（HO.〇.〇〇〇〇〇第〇号他）に基づき、入札説明書別紙1「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
- (14) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。  
なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
- (15) 本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。  
なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
- (16) 本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。



代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1, 100点以上であること（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1, 200点以上であること。ただし、上記（2）の再認定を受けた特定JVの代表者以外の構成員にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1, 100点以上であること。）。

- （5）平成15年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、下記実績は同一建物の工事であること。

同種工事とは、以下の（ア）の要件を満たす新築又は増築（増築にあつては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

- （ア）
- ・建物用途 事務所・庁舎又は類似施設
  - ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
  - ・階数 地上5階建以上かつ地下1階以上
  - ・規模 延べ面積 10,000㎡以上

ただし、特定JVの代表者又は、経常建設共同企業体の構成員のうちの1社が、上記（ア）の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。

なお、特定JVの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成15年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の（イ）の要件を満たす新築又は増築（増築にあつては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

- （イ）
- ・建物用途 事務所・庁舎又は類似施設
  - ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造  
又は鉄骨造（複合構造を含む）
  - ・階数 地上4階建以上
  - ・規模 延べ面積 3,000㎡以上

（ア）及び（イ）の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空調設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。



なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事<sup>(※)</sup>に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

なお建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

① 1級建築施工管理技士若しくは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力を有するものと認定した者であること。

② 平成15年度以降に、元請けの技術者として上記(5)(ア)に掲げる同種工事の経験を有する者であること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

ただし、1人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。

また、特定JV又は、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか1人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、5年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものには営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。ただし、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）

さらに、当該実績が、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」

2) 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ

つ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」

3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」

4)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて(改正)」

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、〇〇〇〇〇〇局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定JVを結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定JVを結成して特定JVの認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成30年4月26日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、4（1）Iによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜し、（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存在する場合はそれらの者を含む。）技術提案書の提出要請を行うものとする。

### 4 総合評価に関する事項等

（1）本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

（ア）一次審査における審査評価点の算出においては、下記I 一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

（イ）二次審査における加算点の算出においては、下記II 二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点60.0点）

#### I 一次審査

下記1）～3）の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数ある場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、〇〇〇〇〇〇局において競争参加資格を確認の上、上記2（5）の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

- 1）配置予定技術者の能力
- 2）企業の施工実績
- 3）事故及び不誠実な行為に対する評価

#### II 二次審査（選抜された者）

3に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記6（2）2）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

##### 1）施工体制（施工体制評価点）

- |             |   |     |
|-------------|---|-----|
| ①品質確保の実効性   | : | 15点 |
| ②施工体制確保の確実性 | : | 15点 |

##### 2）技術提案（加算点）

###### ◆工事目的物の性能・機能に関する事項

- |        |   |     |
|--------|---|-----|
| ③品質の向上 | : | 36点 |
|--------|---|-----|

###### ◆社会的要請に関する事項

- |          |   |     |
|----------|---|-----|
| ④環境の維持   | : | 12点 |
| ⑤特別な安全対策 | : | 12点 |

（2） 3に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者は、価格及び技術資料をもって入札を行い、（ア）の要件に該当する者のうち、（イ）によって得られる標準点、施工体制評価点（0～30点）及び加算点（0～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は（ウ）による。）を落札者とする。

（ア）評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(イ) 評価方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③ 評価項目及び得点配分

評価項目(Ⅱ ①～⑤)毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

(ウ) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 技術提案資料の作成

技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求められることがある。（詳細は入札説明書による。）

(5) その他

技術提案に基づく施工計画の採否については、二次審査の結果として、電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

5 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）  
〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇係  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代）（内線〇〇〇〇）

6 入札説明書の交付及び申請書の提出に係る事項

(1) 入札説明書の交付

① 交付期間： 別表1. ①に示す期間。

② 交付場所： 上記5に同じ。

③ その他： 電子入札システムにより交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、交付終了日の2日前までに4の担当部局に連絡すること。

(2) 申請書の提出方法

1) 申請書及び一次審査に関する資料

① 提出期間： 別表1. ②に示す期間。

② 提出場所： 上記5に同じ。

③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

## 2) 二次審査に関する資料（選抜された者）

4 (1) Iに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案書を提出すること。

①提出期間：別表1. ③に示す期間。

②提出場所：上記5に同じ。

③提出方法：(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。ただし、容量が3MBを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

(イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

(ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。

ただし、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、本入札を辞退したものと見なし、二次審査に関する資料を提出しない者がした入札についても、当該入札を無効とするので、留意すること。

## (3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①提出期間：別表1. ④に示す期間

②提出場所：上記5に同じ。

③提出方法：提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

## (4) 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）の承諾を得た場合は、紙により〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

①入札書の締切日時

(ア) 電子入札対応の場合：別表1. ⑤に示す期日。

(イ) 紙入札方式による場合：上記(ア)に同じ。

②開札の日時及び場所

開札は、別表1. ⑥に示す日時に以下の場所にて行う。

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）

〇〇〇〇〇〇局 〇〇課 〇〇室

(5) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等

により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。

## 7 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は銀行等の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告における選抜を受けていない者のした入札、選抜を受けた者であっても、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 総合評価落札方式に伴う技術提案

本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

また、提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。

- (6) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認  
 本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。
- (7) 配置予定技術者の確認  
 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書による。）。
- (9) 契約締結後の技術提案  
 契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。  
 提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (10) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (11) 契約書作成の要否 要。
- (12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5に同じ。
- (14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記6(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認及び選抜を受けていなければならない。  
 当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課（〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇〇〇〇-〇〇-〇 〇〇〇〇〇〇〇〇庁舎 電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15) 詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : xxxxx xxxxx  
Director-General of xxxxx
- (2) Classification of the services to be procured : xx
- (3) Subject matter of the contract : Construction work for establishment of the xxxx  
National Government Building No. x
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the  
qualification : 12:00 P.M. (xxx) xx xxxx 20xx
- (5) Time-limit for the submission of technical proposal : 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx
- (6) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00  
P.M. (noon) x xxxx 20xx (tenders bring with 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx Or submitted  
by mail 12:00 P.M. (noon) x xxxx 20xx
- (7) Contact point for tender documentation : The Contract Division, xxxxxxx, x-xx-x,  
xxxxxx, xxxx Ward, xxxx City, xx-xxxx, Japan, TEL +81-xx-xxx-xxxx  
EX. xxxx

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
②	申請書及び一次審査に関する資料等の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで。)
③	二次審査に関する資料(選抜された者)の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで。)
④	入札保証金の納付等に係る書類の提出期間	平成〇〇年〇月〇日 (〇) から平成〇〇年〇月〇日 (〇) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)
⑤	入札書の締切日時	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 12時00分
⑥	開札の日時	平成〇〇年〇月〇日 (〇) 10時00分



# (様式例3：入札説明書の例)

## 入 札 説 明 書

〇〇〇〇〇〇局の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇建築その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札説明書と入札公告に齟齬がある場合は、入札公告を優先するものとする。

1 公告日 平成〇〇年〇月〇〇日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇〇〇〇〇局長 〇〇 〇〇  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）

3 工事概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇〇〇建築その他工事
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 入札公告1. (5) のとおり。  
ここに記載の無い工事概要は、入札公告1. (6) ~ (22) のとおりとする。

4 競争参加資格

競争参加資格は、入札公告2. (1) ~ (10) のとおりとする。

5 一次選抜に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、6(1)Iによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）を行うものとする。

6 総合評価に関する事項等

- (1) 本工事的総合評価は以下のとおり実施する。
  - (ア) 一次審査における審査評価点の算出においては、下記I 一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）
  - (イ) 二次審査における加算点の算出においては、下記II 二次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、加算点を算出する。（最大得点60.0点）

I 一次審査

下記1)~3)の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、〇〇〇〇〇〇局において競争参加資格を確認の上、上記入札公告2(5)の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、選抜者に加える。

1) 配置予定技術者の能力

配置予定技術者を複数登録した場合は、評価が最も低い者を評価点の対象とする。

評価項目	内容に関する留意事項						
工事实績	<p>① 元請けとして、平成〇〇年度以降に完成した工事で、下記条件に該当する同種工事の工事实績を（別記様式3）に記載すること。ただし、記載する工事は1件とする。なお、（別記様式3）に参加資格要件で申請した同種工事が下記条件を満足する場合は、重複して記載してもよい。          また、提出された同種工事の工事实績は個人住宅以外を評価する。          （個人住宅以外とは、公共性のある施設で、建設業法施行令第27条第1項の各号に定める工事。）</p> <table border="1" data-bbox="592 533 1505 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="592 533 1505 566">新築・増築の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="592 566 954 656">同種性が認められる工事</td> <td data-bbox="954 566 1505 656">同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="592 656 954 1021">より同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 656 1505 1021">           同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事             (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途            ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造            ・階数 地上〇階建以上            かつ地下〇階以上             ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上         </td> </tr> </tbody> </table> <p>② 当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（港湾空港部及び港湾・空港関係事務所を除く（以下「対象部局」という））、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは（工事成績評定の対象となっていない工事は除く。）実績として認めない。</p> <p>③ ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、当該資料で上記要件が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書等の写しを添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>⑤ 評価は、より同種性の高い工事において監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事、より同種性の高い工事において担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事の順で評価する。</p> <p>※ 工事成績相互利用適用対象工事とは、別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事（以下同じ。）</p>	新築・増築の実績		同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事  (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数 地上〇階建以上 かつ地下〇階以上  ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上
新築・増築の実績							
同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事						
より同種性の高い工事	同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事  (ア) ・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 ・階数 地上〇階建以上 かつ地下〇階以上  ・規模 延べ面積 〇〇〇㎡以上						

<p>工事成績</p>	<p>① 大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事の建築工事のうち元請として平成〇〇年度以降に完成した工事で申請された工事の工事成績評定通知書の評定点の高いものを優位に評価する。（別記様式3）に記載するとともに、工事成績評定通知書の写しを添付すること。申請できる工事成績は1件とする。</p> <p>② ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、CORINSに登録していない場合は、契約図書の写しを添付すること。</p> <p>③ ①に記載した工事について、配置予定技術者の従事役職及び従事期間を明確にできる資料を添付すること。</p> <p>④ ①に記載した工事について、工期1年未満の工事にあつては工期の半分未満の従事期間、工期1年以上の工期の工事にあつては6ヶ月未満の従事期間である場合は原則実績として認めない。</p>
<p>表彰（優秀技術者） （建築、木造建築、プレハブ建築工事）（建築部門）に限る）</p>	<p>① 直近4ヶ年度（平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事）～平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事））において、配置予定技術者が大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）から表彰（若手優秀技術者、優秀技術者）を受けた実績がある場合、その内容を（別記様式3）の「技術者表彰」の欄に記載すること。</p> <p>② ①に記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。</p> <p>③ 評価は、局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長表彰、事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰又は部長表彰の順で優位に評価するが、申請できる表彰実績は1件とする。</p>

2) 企業の施工実績

評価項目	内容に関する留意事項								
<p>工事实績</p>	<p>① 参加資格要件の同種工事に記載した工事の施工実績により評価する。また、提出された同種工事の施工実績は個人住宅以外を評価する。（個人住宅以外とは、公共性のある施設で、建設業法施行令第27条第1項の各号に定める工事。）</p> <table border="1" data-bbox="593 371 1514 943"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="593 371 1514 409">新築・増築の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="593 409 954 495">同種性が認められる工事</td> <td data-bbox="954 409 1514 495">同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 495 954 862">同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 495 1514 862"> <p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="593 862 954 943">より同種性の高い工事</td> <td data-bbox="954 862 1514 943">上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ①に記載した工事について、CORINSの工事カルテの写しを添付すること。なお、当該資料で上記要件が判別できない場合は設計図書等判別できる資料も添付すること。CORINSに登録していない場合は、契約図書等の写し及び工事の内容が確認できる資料等を添付すること。</p> <p>③ 評価は、より同種性の高い工事、同種性の高い工事の順で優位に評価する。</p>	新築・増築の実績		同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事	同種性の高い工事	<p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p>	より同種性の高い工事	上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ
新築・増築の実績									
同種性が認められる工事	同一工事において、入札公告2(5)に掲げるすべての要件を満足する工事								
同種性の高い工事	<p>同種性が認められる工事で設定した要件を満足し、かつ、次の(ア)の要件を満足する工事</p> <p>(ア)・建物 事務所・庁舎又は類似施設用途</p> <p>・構造 鉄骨造(複合構造を含む)</p> <p>・階数 地上○階建以上 かつ地下○階以上</p> <p>・規模 延べ面積 ○○○㎡以上</p>								
より同種性の高い工事	上記「配置予定技術者の能力」の工事实績①に同じ								
<p>工事成績</p>	<p>① 元請として平成○○年○○月○日～平成○○年○月○○日までに完成した当該工事種別の○○○○○○局(対象部局)の発注工事及び工事成績相互利用適用対象工事の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。なお、評価対象工事は、九州地方整備局の管内の内、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県で施工された工事とする。</p> <p>② 発注者が保有するデータで評価する。(提出資料はなし。)</p>								

<p>表彰（安全・優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）、工事成績優秀企業の認定【役務は除く】</p>	<p>① 直近2ヶ年度（平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事）～平成〇〇年度（平成〇〇年度完成工事及び平成〇〇年度以降に完成を予定している工事））において、企業が元請けとして大臣官房官庁営繕部、地方整備局（対象部局）、北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）から表彰（安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者）又は工事成績優秀企業の認定を受けた実績がある場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。</p> <p>② 表彰及び工事成績優秀企業の認定の対象工事は、建築、木造建築、プレハブ建築工事（建築部門）に限る。</p> <p>③ ①で記載した表彰又は認定について、表彰状又は認定書の写しを添付すること。</p> <p>④ 評価は、局長表彰又は大臣官房官庁営繕部長又は認定、事務所長表彰又は保全指導・監督室長表彰の順で優位に評価する。</p> <p>⑤ 申請できる表彰又は認定の実績は、いずれか1件とする。</p>
<p>WLB（ワーク・ライフ・バランス）の認定</p>	<p>① 評価の対象となる資格は以下の資格とし、別記様式4-1（外国人の場合は、別記様式4-2）の該当する項目に○を付けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）※1</li> <li>・次世代法に基づく認定（くるみん・プラナくるみん認定企業）※2</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3</li> </ul> <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>② 評価は、①に掲げる認定のいずれかを取得している場合（外国人については認定に相当していると認められる場合）に優位に評価する。</p> <p>③ 別記様式4-1（外国人の場合は、別記様式4-2）に掲げる項目について、それぞれ該当することを証明する書類（認定通知書の写し及び一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し（外国人については内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し））を添付すること。</p>

上記1)及び2)の評価項目において、添付すべき資料については、「申請書添付資料チェックリスト」により作成すること。必要な添付資料がない場合、及び添付資料が判読不可能な場合は、評価しないものとする。

「既に解散した経常、地域及び特定建設共同企業体等（以下「解散後の建設共同企業体」という）」について、単体企業又は新たな建設共同企業体として、解散後の建設共同企業体の実績で競争参加確認申請書が提出された場合の取扱については、原則以下のとおり。

- ① 同種工事の施工実績（競争参加資格）  
 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ② 企業の総合評価の方法
- i) 工事实績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の実績を認める。
- ii) 工事成績： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の成績を反映させる。
- iii) 表彰： 単体企業又は新たな建設共同企業体の実績として、解散後の建設共同企業体の表彰を評価の対象とする。
- ③ その他
- i) 経常、地域又は特定建設共同企業体等の企業の実績は認め、評価対象とする。
- ii) 配置予定技術者の「同種工事」の実績及び「総合評価」における評価は、解散後の建設共同企業体の実績を認め及び評価の対象とする。
- iii) 上記①、②及び③ i) , ii) については、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体については出資比率は問わない。
- 3) 事故及び不誠実な行為に対する評価  
 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく、指名停止、文書注意又は口頭注意に対する評価

措置内容	減点対象期間※1	減点
〇〇〇〇〇〇局の「指名停止」	指名停止期間に「指名停止期間と同期間（※）」を加えた期間 ※指名停止期間が1ヶ月未満の場合は、「同期間を1ヶ月間」とする。	加算点満点の10%を減点
〇〇〇〇〇〇局の「文書注意【嚴重注意】」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点
〇〇〇〇〇〇局の「口頭注意」	措置日を含む1ヶ月間	加算点満点の2.5%を減点
〇〇地方7県の地方公共団体の「指名停止」	指名停止期間	加算点満点の10%を減点
〇〇地方7県の地方公共団体の「文書注意」	通知日を含む1ヶ月間	加算点満点の5%を減点

※1 上記減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点する。

※2 措置機関が地方公共団体の場合は、地方公共団体が自ら発注した工事に係わる措置のみとする。当該地方公共団体発注工事に関係しない措置については、対象外とする。

※3 九州7県の地方公共団体とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7地方公共団体とし、他地整、他省庁、各市町村、地方公社、特殊法人又は公営民間企業等は対象外とする

※4 ※1に該当する場合、その内容を（別記様式2）に記載すること。

※5 ※4で記載した措置内容について、通知文書の写しを添付すること。

- ※6 落札・契約後に指名停止措置等を受けている企業であることが判明した場合には、契約予定の相手方となっても、契約を締結していない段階においては、当該落札を無効として指名停止等の措置要領により措置を行う。また、契約締結後判明した場合は指名停止等の措置要領により措置を行う。

## II 二次審査（選抜された者）

一次審査で選抜され、5に示す「一次選抜に関する事項」により選抜された者の中から、下記9（1）2）①の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

### （ア） 本工事の特徴

- 1) 本庁舎は、主要構造が鉄骨鉄筋コンクリート造であるため、工事施工にあたっては建物の耐久性を確保するうえで「構造体コンクリートの施工品質向上対策」が重要であり、建物完成後の漏水防止対策として「建物内部への止水性能向上対策」の配慮も必要である。
- 2) 本敷地は市街地に位置し、周辺には、〇〇〇〇〇庁舎、〇〇〇市役所、〇〇〇地方裁判所の施設が隣接しており、更には小学校と近接しているため、「工事期間中の周辺への騒音低減対策」及び「近隣及び通行人への安全対策」が必要である。

### （イ） 評価項目及び得点配分

#### 1) 施工体制（施工体制評価点）

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 品質確保の実効性   | ： 15点 |
| ② 施工体制確保の確実性 | ： 15点 |

#### 2) 技術提案（加算点）

- |                      |       |         |
|----------------------|-------|---------|
| ◆ 工事目的物の性能・機能に関する事項  |       |         |
| ③ 品質の向上              | ： 36点 |         |
| ・ 構造体コンクリートの施工品質向上対策 |       | 【最大2提案】 |
| ・ 建物内部への止水性能向上対策     |       | 【最大1提案】 |
| ◆ 社会的要請に関する事項        |       |         |
| ④ 環境の維持              | ： 12点 | 【最大1提案】 |
| ・ 工事期間中の周辺への騒音低減対策   |       |         |
| ⑤ 特別な安全対策            | ： 12点 |         |
| ・ 近隣及び通行人への安全対策      |       | 【最大1提案】 |

- (2) 5に示す「一次選抜に関する事項」により選抜された者は、価格及び価格以外の要素をもって入札を行い、（ア）の要件に該当する者のうち、（イ）によって得られる標準点、施工体制評価点（0～30点）及び加算点（0～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は（ウ）による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

### （ア） 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(イ) 評価方法

I 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

II 施工体制評価点及び加算点

IIIの評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。また、施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与について、別紙2のI3(4)により行うものとする。

なお、入札参加者の申込みに係る価格（VE提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(4)③の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として〇〇〇〇〇〇局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

III 評価項目及び得点配分

評価項目（(1) II (イ) ①～⑤）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑤における評価点の合計点を加算点とする。

IV 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、I、II及びIIIにより得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(ウ) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

くじを引かせる日時及び場所については、別途指示する。

(エ) 実施上の留意事項

I 工事成績評定からの減点

① 受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、工事成績評定から、実施できなかった項目に応じて最大下記点数を減点するものとする。

・品質の向上	: 36点
・環境の維持	: 12点
・特別な安全対策	: 12点

なお、不履行項目が複数の場合は、その合計点とする。

② 受注者の責によらない場合とは、災害又は、その他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

II 違約金の徴収

受注者により提案された技術提案が、受注者の責により実施できない場合（提案が履行できない場合）は、技術提案全体の再評価を行い、当初契約時に取得した加算点との差額分に相当する額（下式参照）を違約金として徴収する場合がある。

（違約金算出式）

違約金＝当初契約額×（1－施工後の評価点／当初契約時の評価点）

（注）施工後の評価点：技術提案書の再評価を行い、決定した評価点

III 技術提案に対する留意事項

提出を行う技術提案書の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の技術提案提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等を行ってはならない。これに違反した場合は、当該入札に係る競争参加資格を与えないものとする。



(オ) その他

- ① 受注者により提案された技術提案（実施不可「×」と評価された提案は除く）並びに申請書及び資料等の内容については、施工計画書に記載することとし、発注者が履行の確認を行う。  
なお、履行に伴い発生する費用については、受注者により負担するものとする。
- ② 施工計画書に記載された申請書及び資料等の内容が実施できない場合は、工事成績評定へ反映（減点）するものとする。  
ただし、災害等又はその他特別な事情がある場合等、受注者の責によらない場合は、この限りではない。この場合は、受注者と発注者の協議により決定するものとする。

(3) 技術提案資料の作成

- (ア) 本工事における施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に示された図面及び仕様書（標準案）の内容について、これと異なる施工方法等（技術提案）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

技術提案による施工計画が適正と認められない場合または標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工を行うことを示す資料を提出すること。

技術提案資料（技術提案様式－1～技術提案様式－3）は入札説明書に基づき作成し、提出すること。

ただし、技術提案については、6（1）Ⅱ（イ）2）の③～⑤の評価項目（技術提案様式－2の考査項目）は最大5提案とする。

なお、最大提案数を超える提案がなされた場合は、その最大提案数を超える提案については評価しない。

標準案で施工しようとする場合には、技術提案様式－1及び様式－2（標準案と記載したもの。）を提出すること。

(イ) 評価基準

本工事の特徴を踏まえ、施工上の課題に対する工夫のポイント、かつ、その工夫の具体的施工方法に着目し、その効果・効用とそれが得られる確実性等の優位性に対して評価する。

加点は、提案毎に7段階（最大12点）評価し、評価項目毎の加算点は提案毎の点数の合計（最大60点）とする。

評価に際しての基本的な考え方は、次のとおりである。

- a) 加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る（例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するよう努力する」、「可能な限り〇〇する」という提案には、加算点を与えない。）。
- b) 技術提案については、提案内容及び具体的な使用箇所、使用材料等、期間、規模（延長等）、効果等を簡潔に記載すること。具体的な数量等の記載が無い場合は評価しない。
- c) 「設計図書の示す範囲を超え、標準案より工事の品質確保や向上が見込めるもの」及び「設計図書の示す範囲内であっても、施工上の工夫で品質確保や向上が見込めるもの」を加点評価する。
- d) ・一つの「提案内容」の欄には、一つの提案を記入。二つ以上の提案を記載していると判断した場合は、いずれかの提案に基づき評価する。  
・一つの提案で複数の効果があり、それを二つ以上に分けて「提案内容」の欄に記載していると判断した場合は、一つの「提案内容」として評価する。  
・一つの提案であるにも関わらず、適用する部位を分けるなど、それを二つ以上の「提案内容」の欄に記載していると判断した場合は、一つの「提案内容」として評価する。

- e) 以下の施工計画については、技術提案として評価しない。
- ・提案内容が抽象的なもの。
  - ・提案の表現が曖昧なもの。
  - ・提案の実行の有無が確認できないもの。
  - ・技術提案と標準案に違いを確認できないもの。
  - ・効果の程度及び範囲が適当でない、あるいは低いと判断される提案。
  - ・新たに管理者又は地権者との協議が必要となる提案。
  - ・その他、別添資料「技術提案書作成にあたっての条件等」に記載した事項。
- f) 各実施方法の評価は、着目点に対する適切性・具体性及び効果等により行うものであり、過度なコストを要するもの並びに数多くの工法や対策等を記載したものを優位に評価するものではない。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して、開札後速やかに、ヒアリングを実施する。

ただし、申し込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙2を参照のこと。）以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

- ① 日 時： 別表2. ②に示す期日。
- ② 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料の詳細については、別紙2のとおり。

なお、追加資料は、提出期限後の修正及び再提出は認めない。

また、提出期限までに追加資料が提出されない場合は、下記④に基づき当該業者の入札を無効とする。

- ③ ヒアリング通知等： ヒアリングを実施する入札参加者に対しては、ヒアリングの日時、追加資料の提出の有無等の通知を下記別表2. ⑦に示す期日の開札の後、別表2. ③に示す期日までに行う。

追加資料の提出を求められた場合は、別表2. ④に示す期日（持参に限る）までに提出するものとする。

なお、ヒアリングの出席者は配置予定技術者（1名）を含め最大3名以内とし、申請された配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）が複数の場合、発注者が通知時に指定する配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）を必ず含めるものとする。

- ④ その他： ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を零点とするとともに加算点及び標準点も零点とする場合がある。

別紙3の「追加資料に係る入札無効要件」に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札無効要件該当業者の入札を無効とする。

審査方法の概要は、別紙2のとおり。

(5) その他

- ① 技術提案に基づく施工計画の採否については、9(6)の二次審査の結果として、紙(電子入札システムにより申請した者についても、紙)により通知する。
- ② 技術提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- ③ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

7 設計業務等の受託者等

- (1) 入札公告2(8)の「上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社 ○○○設計

- (2) 入札公告2(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者」とは、次の①から③に該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(ロ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ロ)において同じ。)の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。または、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる場合。

8 担当部局

〒○○○-○○○○ ○○市○○区○丁目○○番○号(○○○○○庁舎)

○○○○○局 ○○部 ○○課 ○○係

電話○○○-○○○-○○○○(代) (内線○○○○)

## 9 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、入札公告2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料等を提出し、支出負担行為担当官（以下、「当職」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

入札公告2（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料等を提出することができる。この場合において、入札公告2（1）及び（3）から（10）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において入札公告2（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

入札公告2（2）の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課（〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇市〇〇区〇-〇-〇 〇〇〇〇〇〇庁舎 電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）1）においても当該認定に係る申請を受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料等を提出しない者は本競争に参加することができず、競争参加資格がないと認められた者及び競争参加資格があると認められた者でも、6（1）Iの一次審査により、上位10者までに選抜されなかった者は、5による選抜は行わない。

5により選抜を受けた者については、6（3）により作成した6（1）IIの二次審査に係る技術提案資料を下記2）の提出期間に提出すること。

### 1) 申請書及び一次審査に関する資料

- ① 提出期間： 別表2. ⑤に示す期日。
- ② 提出場所： 8に同じ。
- ③ 提出方法： (ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出。

ただし、容量が3MBを超える場合、又は当職が郵送または持参での提出を求めた場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること

（競争参加資格確認申請書の1枚目には代表者印を押印すること。なお、（別記様式1・2・3）及び申請書類総括表については、Excel2007形式以上で作成し、CD等(USB不可)にExcelファイルで保存し、紙と併せて提出すること。）。この場合、必要書類の全てを持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

#### (イ) 紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

ただし、（別記様式1・2・3）及び申請書類総括表については、Excel2007形式以上で作成のうえ、CD等(USB不可)に保存し、紙と併せて提出すること。

#### (ウ) 申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。 ただし、取り下げについては9（5）②の場合を除く。

④ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

(ア) 電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は配布された様式で作成を行うものとし、(別記様式1・2・3)及び申請書類総括表はExcel2007形式以上で作成し、申請書に必要な添付書類(以下「添付資料」という。)はPDF形式以下で作成すること。競争参加資格確認申請書の画面にて、(別記様式1・2・3)及び添付資料については「添付資料追加」の参照ボタンにより、ファイルを添付し送信すること。

(イ) 郵送する際は、表封筒に「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○建築その他工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書式①を「添付資料追加」の参照ボタンにより添付し、送信すること。

- ・ 郵送(持参)する旨の表示
- ・ 郵送(持参)する書類の目録
- ・ 郵送(持参)する書類のページ数
- ・ 発送(持参)年月日

2) 二次審査に関する資料(技術提案書)(選抜された者)

6(1)Iに掲げる一次審査で選抜された者は、次に従い技術提案を提出すること。

① 提出期間: 別表2.⑥に示す期日。

② 提出場所: 8に同じ。

③ 提出方法: (ア)電子入札の場合

電子入札システムにより提出。

ただし、容量が3MBを超える場合、又は当職が郵送または持参での提出を求めた場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。)により提出すること

(技術提案様式-1には代表者印を押印すること。なお、技術提案様式-2については、Excel2007形式以上で作成し、CD等(USB不可)にExcelファイルで保存し、紙と併せて提出すること。)

(イ)紙入札方式による場合

提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

ただし、技術提案様式-2については、Excel2007形式以上で作成のうえ、CD等(USB不可)に保存し、紙と併せて提出すること。

なお、二次審査に関する資料を上記期限までに提出しない場合は、本入札を辞退したものと見なし、二次審査に関する資料を提出しない者がした入札についても、当該入札を無効とするので、留意すること。

④ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

(ア) 電子入札システムにより技術提案書を提出する場合は配布された様式で作成を行うものとし、技術提案様式-2はExcel2007形式以上で作成、技術提案様式-1及び3はPDF形式以下で作成すること。技術提案書の画面にて、(技術提案書-1~技術提案書3)を「添付資料追加」の参照ボタンにより、ファイルを添付し送信すること。

(イ) 持参又は郵送等の場合は、表封筒に「『○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○工事』に係る技術提案書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、下記の内容を記載した書式②を「添付資料追加」の参照ボタンにより添付し、送信すること。

- ・ 郵送(持参)する旨の表示
- ・ 郵送(持参)する書類の目録
- ・ 郵送(持参)する書類のページ数
- ・ 発送(持参)年月日

- (2) 申請書及び資料等は、別添「提出書類作成要領」に従い作成すること。
- (3) 申請書は、(別記様式1)により作成すること。
- (4) 入札公告2(5)の同種の工事の施工実績及び入札公告2(6)の配置予定の技術者の同種の工事の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びにわが国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、わが国における工事の施工実績及び経験をもつて行う。
- (5) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種工事の経験については、平成15年度以降かつ申請書及び資料等の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが行われているものに限り記載することとし、(別記様式2)の「同種工事の施工実績」及び(別記様式3)の「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」に記載する工事が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局(農業水産事業部門を除く)の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事<sup>(※)</sup>である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、別紙4に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。(以下に同じ。)

① 同種工事の施工実績

入札公告2(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を(別記様式2)に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者

(ア) 資格及び工事経験

入札公告2(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を(別記様式3)に記載するとともに、配置予定技術者の資格・免許等の写し(建設業法に基づく技術検定の場合は合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の交付日より6ヶ月以内のものに限る。)および、配置予定技術者との3ヶ月以上の恒常的雇用関係を証明する資料(公的機関が発行した証明書等)を添付すること(この証明に不必要な事項又は個人情報に黒塗りすること。)

なお、添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

また、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

(イ) 申請の方法

配置予定技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入することができる。

なお、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったとき、又その他やむを得ない事情により配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと(既に入札書を提出している場合は直ちに当職まで申し出ること。)

配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合(入札書提出後における申し出を怠った場合)においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(ウ) 専任および配置の時期

建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合で、配置予定技術者は、以下の条件を満たしていること。

- i 実工事期間の始期である平成〇〇年〇月〇〇日から本工事に専任で配置（他の工事の完成検査が終了している又は、その他の理由により、当該工事に専任出来る）できること。
- ii 本工事の実工事期間（技術者の配置期間）と施工中の他の工事の専任を必要とする期間が重複していないこと。

ただし、当職が建設業法施行令第27条第2項に該当すると認めた場合に限り、当該工事に専任できる。

③ 契約図書等の写し

上記①及び②（ア）の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報サービス」（以下、CORINS）の工事カルテの写しを添付すること。

ただし、当該工事が、CORINSに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。なお、CORINSに登録されている場合でも上記①及び②（ア）に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、①及び②（ア）に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

同種工事を判断できる資料の添付がない場合は、原則として競争参加資格がないものとする。

- (6) 競争参加資格の確認は、上記（1）1）で示す申請書及び資料等の提出期限の日をもって行うものとし、別表2. ⑦に示す期日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて行う。

二次審査の結果は別表2. ⑧に示す期日までに電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）により通知する。

(7) その他

- ① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 当職は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 紙入札方式で参加しようとする場合は、〇〇〇〇〇局電子入札運用基準の様式1を当職に提出し、承諾を得なければならない。この場合、書面を持参又は郵送等により提出するものとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

なお、〇〇〇〇〇局電子入札運用基準は、〇〇〇〇〇局のホームページ（<http://www.〇〇〇.〇〇〇.jp>）の入札・契約情報よりダウンロードできる。

⑥ 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

- (1)、(2)及び(6)に関して：8に同じ。
- (3)、(4)及び(5)に関して：下記による。

〒〇〇-〇〇 〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号  
(〇〇〇〇〇庁舎)

〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇〇〇課長補佐

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇〇

## 1 0 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由等について、また、非選抜とされた者は非選抜理由について、次により説明を求めることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限： 別表 2. ⑩に示す期日。
  - ② 提出場所： 8に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。なお、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等は一切記入しないこと。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、別表 2. ⑪に示す期日までに説明を求めた者に対し電子入札システム（紙による説明要求の場合は、紙）により回答する。

## 1 1 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

- (1) 入札参加者は、9（6）に掲げる二次審査の結果として通知される技術提案の採否等の通知について、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇〇〇〇〇〇官（以下「〇〇〇〇〇〇〇官」という。）に対し、別表 2. ⑫に示す期日までの間、メールにより問い合わせをすることができる。なお、その際の連絡先は、二次審査の結果通知時に合わせて通知することとし、問い合わせ様式は別記様式-Aとする。
- (2) 〇〇〇〇〇〇〇官は、（1）の問い合わせがあった場合には、別表 2. ⑬に示す期日までに当該問い合わせをした者に対し、メールにより説明する。
- (3) 入札参加者は、（1）の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して3日以内（土曜・日曜及び祝日を含まない）に、〇〇〇〇〇〇〇官に対し、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、（1）の連絡先と同じとし、面談の申込は別記様式-Bとする。なお、（1）の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。
- (4) （1）の問い合わせ及び（3）の面談等による説明を求めることができるのは、技術提案の採否等の通知において、「－：否【評価しない、実施可能】」又は「×：不可【評価しない、不採用であり実施不可】」の場合に限るものとする。

## 1 2 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間： 別表 2. ⑭に示す期日。
  - ② 提出場所： 8に同じ。
  - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。  
ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。なお、電子入札システムにて提出する場合は、質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とする場合がある。
- (2) （1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 期 間： 別表 2. ⑮に示す期日。
  - ② 場 所： 8に同じ。



### 1 3 入札書の締切及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、当職の承諾を得た場合は、紙により〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による提出は認めない。

① 入札書の締切日時

- (ア) 電子入札対応の場合  
別表 2. ⑩に示す期日。
- (イ) 紙入札方式による場合  
上記 (ア) に同じ。

② 開札の日時及び場所

開札は、別表 2. ⑪に示す日時に以下の場所にて行う。

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇  
〇〇市〇〇区〇丁目〇〇番〇号（〇〇〇〇〇庁舎）  
〇〇〇〇〇〇局 〇〇課 〇〇室

(2) その他

紙入札方式による入札の執行に当たっては、当職により送られた一次審査結果通知書の写しを持参すること。電子入札の場合は、当該通知書は不要。

### 1 4 入札方法等

(1) 入札の方法

第 1 回の入札に際しては以下の点に留意し、入札書とともに、

- ・当該工事にかかる技術提案（提案値入札書）
- ・工事費内訳書

以上 2 点を提出すること。

① 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。工事費内訳書は「内訳書追加」の参照ボタンで、提案値入札書は「添付資料追加」の参照ボタンでそれぞれ添付し、送信すること。

また、工事費内訳書及び提案値入札書は、ファイル容量の合計が 3 MB までのファイルを添付できるようになっているが、3 MB を超える場合は、「入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書に関する注意事項（4）」により提出すること。

② 紙入札方式による場合

入札書、工事費内訳書及び提案値入札書の全部を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。また、入札書、工事費内訳書及び提案値入札書には、代表者の押印及び記名を行うこと。さらに、提出にあたっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書及び入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒の一つに工事費内訳書を、もう一つに入札書及び提案値入札書を入れ、その表に各々、「件名及び開札日」を記載すること。工事費内訳書及び提案値入札書の提出期限等は 1 3 に同じ。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とするものとし、再度入札をしても落札者がいないときは、予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定による随意契約の適用はしない。

- (4) 電子入札により送信された入札書（紙入札による参加が認められている場合は、提出された入札書。）については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入又は積算ミス等により意図しない金額による入札を行った場合においても有効なものとして取り扱うこととなるので留意すること。  
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので留意すること。
- (5) 入札時積算数量書活用方式の適用について
- ① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。  
なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。
  - ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
  - ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
  - ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
  - ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。
- (6) 工事費内訳書の提出について
- ① 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
  - ② 工事費内訳書の様式は自由であるが（A4で保存すること。）、記載内容は、少なくとも入札時積算数量書に掲げる種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳及び細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（ただし、商号又は名称、住所及び工事名を記載すること。）でなければならない。電子入札の場合はMicrosoft Excel2007以下のブック（\*.xls）で作成すること。
  - ③ 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が①に違反して行われず、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。
  - ④ 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官又は支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

## (別 表)

類型	No	未提出又は不備とされる場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合（例：領収書、会社概要など）
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合 (注1)
	(2)	発注案件名に誤りがある場合 (注1)
	(3)	提出業者名に誤りがある場合 (注1)
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合 (注2)
5 その他未提出又は不備がある場合		

(注1) 記載がない場合も無効とする。

(注2) 発注者が求める工事費内訳書は、入札金額の積算内訳を確認するためのものである。

従って、入札参加者が投函した入札金額に対応せず、金額が異なることについて根拠ある説明が得られない場合は上記目的に適合せず、入札参加者として適正な見積を行ったものとは認められないため、無効とする。

- ⑤ 工事費内訳書は、上記(5)③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

- (7) 詳細は、別添「電子入札システムに関する注意事項」及び「入札金額、工事費内訳書及び提案値入札書に関する注意事項」によるので、必ず参照すること。

1 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は銀行等の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって入札保証金の納付に代える事ができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。

なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下、「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものととして、その入札を無効とする。

なお、入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第11号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

<別 表>

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 押印が欠けている場合
	(3) 様式を満たしていない場合
	(4) 白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ① 提出期間： 別表2. ⑱に示す期日。
- ② 提出場所： 8に同じ。
- ③ 提出方法： 持参し、郵送し（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。提出期間必着。）ことにより行うものとする。
- ④ 金額変更： 認めない。
- ⑤ 保証期間： 別表2. ⑲に示す期日。
- ⑥ その他： 入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行〇〇支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇〇〇局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

## 1 6 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

## 1 7 入札の無効

入札公示における選抜を受けていない者のした入札、選抜を受けた者であっても、申請書及び資料等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、当職により選抜を受けた者であっても、開札の時ににおいて入札公告 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 1 8 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で上記 6 に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当職の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 8 5 条に基づく調査基準価格を下回る場合は別紙 2 のとおり、予決令第 8 6 条の調査を行うものとする。

- (3) 施工体制の確認審査のため、入札を保留した場合の落札決定の日時は、その前日までに電子入札システム（紙入札の場合は、紙）にて通知する。

なお、複数の工事の入札の保留がある場合の落札決定日時は、工事毎に時間をおいて設定する。

## 1 9 総合評価落札方式における非落札理由の説明

総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 条）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、次により、当職に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

- ① 提出場所：8 に同じ。
- ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。  
ただし、当職の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。
- ③ 当職からの回答：説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、回答する。  
ただし、紙により説明を求めた場合については書面により回答を行う。

## 2 0 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・出産・育児・介護・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札公告 2（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 1 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、〇〇〇〇〇〇局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、入札公告2（6）に定める要件と同一の要件（入札公告2（6）②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 70点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

2 2 手続における交渉の有無 無。

2 3 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

2 4 支払条件

(1) 支払い方法の選択

① 中間前金払を選択しない場合

前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
中間前金払い	無
部分払い	有（平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 2回） （平成〇〇年度 1回） ただし、平成〇〇・〇〇・〇〇・〇〇年度の1回は年度末部分払いとして

又は、

② 中間前金払を選択した場合

前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
中間前金払い	有（平成〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度・〇〇年度）
部分払い	有（平成〇〇・〇〇・〇〇・〇〇年度各1回） ただし、年度末部分払いとして

- (2) 契約時における前金払及び中間前金払の取扱い  
低入札価格調査（予決令第86条に規定する調査）を受けた者との契約については、  
別冊契約書案第34条第1項中 「10分の4」を「10分の2」に  
第5項中 「10分の4」を「10分の2」に  
" " 「10分の6」を「10分の4」に  
第6項及び第7項中 「10分の5」を「10分の3」に  
" " 「10分の6」を「10分の4」に変更する。

25 火災保険付保の要否 要。

26 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

27 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、TEL 03-3581-0262直通）に対して苦情を申立てることができる。

28 関連情報を入手するための照会窓口： 8に同じ。

29 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得を遵守すること。  
なお、入札心得及び契約書案は、〇〇〇〇〇〇局のホームページ  
(<http://www.〇〇〇.〇〇〇.go.jp>)の入札・契約情報よりダウンロードできる。
- (3) 競争参加資格の確認前に、入札心得第4条の3に違反した行為があった場合は、競争参加資格を与えないものとする。
- (4) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。  
また、前段に該当する者のした入札は無効とし、無効の入札を行ったものを落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
- (5) 配置予定技術者と建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）の重複確認

本工事が建設業法第26条第3項に該当する場合、入札に参加し落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる以下の資料を提出すること。

- ・建設業法施行規則第3条に定める専任技術者証明書（写）
  - ・・・・様式第八号（1）、又は、様式第八号（2）（建設業の許可の更新後に専任技術者の変更があった場合は、該当する者が記載された様式第八号（1）を含む。）

また、落札決定時に、当該工事への配置予定技術者（主任（監理）技術者）と営業所の専任技術者が重複している場合は、上記の証明書（写）とともに、契約締結時において、工事着手前までに営業所の専任技術者を変更・削除する旨の誓約書（別紙様式1）を提出すること。

なお、専任技術者の変更手続きが完了した場合には、許可担当部局へ届け出たことが証明できる資料（専任技術者証明書様式第八号（1））の写しについても工事着手までに提出すること。

- (6) 落札者は、9（1）の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(7) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当職に提案することができる。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められるときは請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(8) 電子入札システムの稼働時間、操作方法及び問い合わせ先

- ① 稼働時間：土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、午前9時から午後6時まで稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムヘルプデスクホームページで公開する。
- ② 操作方法：〇〇〇〇省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札システムヘルプデスクホームページで公開している。
- ③ 問い合わせ先：
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札システムヘルプデスク 電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
電子入札システムヘルプデスクホームページ <http://www.〇〇〇.jp>
  - ・申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合  
8の担当部局に電話連絡すること。

(9) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙入札が混在する場合がある為、当職から指示する。開札時間から60分以内には当職から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機し、常に最新情報を取り込むこと。開札処理に時間を要し、予定時間を越えるようであれば、当職から連絡する。

(10) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、当職に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
  - (ア) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し
  - (イ) (ア)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（対象部局）の所掌する工事（営繕工事に限る。）を完成し、その成績評価を受けている場合においては、すべての工事成績評価通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評価を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（対象部局）の所掌する工事（営繕工事に限る。）の成績評価を受けているときは、当該成績評価に係る直近の工事成績評価通知書の写し

(11) 当職は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用が適当と認めたとときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。



- (1 2) 当職は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。
- (1 3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。
- (1 4) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。
- (1 5) 本工事中に施工合理化技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する。

別表2 本入札手続きに係る期間等

①	技術者ヒアリングの実施期間	実施しない
②	施工体制確認のためのヒアリングの実施期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）まで。
③	施工体制確認のためのヒアリング等の通知期限	平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 17時00分
④	施工体制確認のための追加資料等提出期限	平成〇〇年〇月〇〇日（〇） 17時00分
⑤	申請書及び一次審査に関する資料等の提出期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分。）
⑥	二次審査に関する資料（技術提案書）の提出期間	平成〇〇年〇月〇〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。（ただし、最終日は12時00分。）
⑦	競争参加資格確認通知及び一次審査結果通知	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑧	二次審査の結果通知日	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑨	競争参加資格の有無の結果の通知日	—
⑩	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限	平成〇〇年〇月〇日（〇） 17時00分
⑪	上記⑩に対する回答期限	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑫	技術提案の採否等の通知に関する問合せ	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）まで
⑬	上記⑫に対する回答期限	平成〇〇年〇月〇日（〇）
⑭	入札説明書等に対する質問の提出期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇〇日（〇）まで。持参の場合は上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
⑮	上記⑭に対する回答閲覧期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
⑯	入札書の締切日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 12時00分
⑰	開札の日時	平成〇〇年〇月〇日（〇） 10時00分
⑱	入札保証金の納付等に係わる書類の提出期間	平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで。（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）
⑲	保証期間	書類の提出日から平成〇〇年〇月〇日（〇）

## 【別紙1】 低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項

### 1. 他工事における入札参加の制限

本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）の発注した建築工事のうち、平成〇〇年4月1日以降に完成した工事がある場合（工事成績評定の通知を受けていない工事を除く。）においては、工事成績評定通知書の評定点の平均が75点未満の場合は、本工事の契約日の翌日以降、本工事の完成検査を終了するまでの間、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）が入札公告等の手続きを開始する建築工事の入札に参加することはできない。

ただし、中間検査の対象工事において、出来高金額が請負代金額の50%以上の時期に実施する中間検査が完了し、その成績評定結果が75点以上である場合はこの限りでない。

また、本工事の低入札調査において当該企業保有の特許工法・技術を使用する等の理由により、工品質の低下や安全対策の不徹底の恐れがないと明確に判断できる場合には、上記制限は適用しない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事については適用しない。

### 2. 工事成績による入札参加の制限

本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定通知書の評定点が65点未満の場合は、工事成績評定の通知日の翌日から1ヶ月間、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）が入札公告等の手続きを開始する建築工事の入札に参加することはできない。

ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事については適用しない。

### 3. 技術者の増員配置

本工事において、専任技術者の配置が義務づけられた工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、〇〇〇〇〇〇局（対象部局）の発注した建築工事のうち、平成〇〇年4月1日以降に完成した工事がある場合（工事成績評定の通知を受けていない工事を除く。）においては、工事成績評定通知書の評定点の平均が75点未満の場合は、入札公告2（6）に定める技術者とは別に、入札公告2（6）に定める要件と同一の要件（入札公告2（6）②なお書きに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で現場に配置することとし、その員数については、調査基準価格に対する入札価格の割合で決定するものとする。（下表参照）

なお、入札説明書21に示す「別に配置を求める技術者」及び「現場説明事項6（2）」の条項と重複して該当する場合においても、増員配置する技術者の員数は下表による。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を専任技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

表

	入札価格／調査基準価格	
	6.5%以上 10.0%未満	6.5%未満
専任技術者 増員員数	1人	2人

## 【別紙2】 施工体制確認のための追加資料等について

### I. 施工体制確認型総合評価落札方式について

#### 1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に55%を乗じて得た額

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

#### 2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が1.の調査基準価格に満たないときは、次の様式等の提出を求めるものとする。なお、追加資料は、提出期限後の修正及び再提出は認めない。

- ・ 下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・ 配置予定技術者名簿（様式5）
- ・ 資材等購入予定先一覧（様式8-2）
- ・ 機械等リース元一覧（様式9-2）
- ・ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ・ 科目別労務者配置計画（様式10-2）
- ・ 建設副産物の搬出地（様式11）
- ・ 建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書（様式12）
- ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- ・ 施工体制台帳（様式16-1）
- ・ 施工体系図（様式16-2）
- ・ 積算内訳書（兼）下請予定業者等確認調書①（様式18-1）
- ・ 積算内訳書に対する明細書（兼）下請予定業者等確認調書②（様式18-2）

- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となる場合は、コスト削減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト削減に関する評価を行わない。

- ・ 積算内訳書（兼）コスト削減額算定調書①（様式2-1）
- ・ 積算内訳書に対する明細書（兼）コスト削減額算定調書②（様式2-2）
- ・ VE提案等によるコスト削減額調書（様式3）

- (3) 上記(1)～(2)の追加資料については、「施工体制確認型総合評価」及び「特別重点調査」作成要領に基づき作成するものとする。

#### 3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書、本文5(4)の施工体制確認のためのヒアリング、2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

ヒアリングの出席者（最大3名以内）については申請された配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）が複数の場合、発注者が事前に指定する配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を必ず含めること。

なお、ヒアリングの内容については、当方により録音を行うものとする。

別紙3の「追加資料に係る入札無効条件」に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

また、ヒアリング時に明確な説明・証明に必要と思われる資料は必ず全て持参し、当方の求めに応じて提示すること。資料を持参しない場合、提示できない場合及び提示された資料が明確な説明・証明になっていない場合等については施工体制評価点を零点とするとともに加算点及び標準点も零点とする場合がある。

なお、申し込みに係る価格が1の調査基準価格以上で、工事費内訳書に疑義がない入札参加者については、ヒアリングを省略する場合がある。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（下表参照。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3、様式18-1、様式18-2）

※ 下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格とは、予定価格の算定の前提とした次の表上欄の各費用項目毎の額に、同表下欄の割合をそれぞれ乗じて得た額の合計額に、さらに100分の108を乗じて得た価格をいう。（3）において同じ。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。

特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4、様式16-1、様式16-2、様式18-1、様式18-2）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8-2、様式9-2、様式10-1、様式10-2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式5）

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

上記(2)及び(3)における審査の結果、施工体制評価点に関して満点を付与されない場合における加算点は施工体制評価点の満点に対する評価点の割合を施工体制評価前の技術提案に対する加算点に乘じ、小数点第3位を四捨五入した数値をそれぞれの加算点とする。

II 予算決算及び会計令第86条の調査について

1 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、調査基準価格は、I.1に記載するとおりである。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、貸金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、その者の申し込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないものに対しては、低入札価格調査の実施に際し、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、本工事においては「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積算内訳」である同表上欄に掲げる費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額として、特別重点調査の実施の要否を判定する。

5 3に基づく調査の内容のうち、特に次の内容について重点的に調査を行うため、4に定める特別重点調査の対象者は、原則として、特別重点調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。また、施工体制確認型総合評価においてI.2に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

なお、次に定める資料については、「施工体制確認型総合評価」及び「特別重点調査」作成要領に基づき作成するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式1）
- (2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）
- (3) 下請予定業者等一覧表（様式4）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式5）
- (5) 手持ち工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- (7) 手持ち資材の状況（様式8-1）
- (8) 資材等購入予定先一覧（様式8-2）
- (9) 手持ち機械の状況（様式9-1）
- (10) 機械等リース元一覧（様式9-2）
- (11) 労務者の確保計画（様式10-1）
- (12) 科目別労務者配置計画（様式10-2）
- (13) 建設副産物の搬出地（様式11）
- (14) 建設副産物の搬出及び資機材等の搬入・搬出に関する運搬計画書（様式12）
- (15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- (16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- (17) 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- (18) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- (19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
- (20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）
- (21) 安全衛生管理体制（交通誘導警備員設置計画）（様式14-4）
- (22) 誓約書（様式15）
- (23) 施工体制台帳（様式16-1）
- (24) 施工体系図（様式16-2）
- (25) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式17）

6 必要に応じ、5以外の説明資料の提出を求められることがある。

7 特別重点調査の対象者は、5及び6の資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができる。

8 5の資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、5の資料の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

9 5の資料の提出後、速やかに、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認するため、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行う。なお、事情聴取の日時及び場所は対象となる者に追って通知する。

10 特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、4の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者は、これに協力しなければならない。

11 5及び6の資料を期限までに提出しない場合又は9の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、〇〇〇〇〇局競争契約入札心得第7条第2項の規定に違反するものとして入札を無効とする。

- 12 特別重点調査の対象者が当該調査において虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は13に記載する重点的な監督及び14に記載する工事コスト調査の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 13 特別重点調査で提出された資料等は、契約締結後に監督職員に引き継ぐものとし、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行う。
- 14 特別重点調査を経て契約を行った工事については、工事完成後に行う工事コスト調査を厳格に行う。
- 15 特別重点調査において、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注する意思を示した入札者がある場合は、公正取引委員会にその意思を示した入札者に関する情報、その見積もった施工費用の額、様式15による誓約書など関係情報の通報を行う。
- また、その見積もった施工費用の額を下回る価格で受注した者がある場合は、その受注者に関する情報その他特別重点調査で提出のあった資料を建設業許可部局に対し通報するとともに、その受注者に関する情報、受注者の見積もりによる施工費用の額等を〇〇〇〇〇局のホームページにおいて公表する。
- 16 特別重点調査の結果は、公表することがある。



【別紙3】 施工体制確認型 追加資料等に係る入札無効要件

類 型	No.	入札を無効とする場合
1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の資料である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	資料に代表者（年間委任状により委任を受けた者の印を含む。）の押印がない場合
	(6)	資料が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式等入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
	(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）又は記載がない場合
	(2)	発注件名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）、又は記載がない場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合（但し、誤字等の軽微な誤りは除く）、又は記載がない場合
5		指定の期日までに全ての資料が提出されない場合
6 ヒアリング	(1)	ヒアリングに応じない場合
	(2)	配置予定技術者がヒアリングに参加しない場合 （申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。）
	(3)	指定の時刻までにヒアリング出席者が集まらずヒアリングができない場合

#### 【別紙4】 工事成績相互利用登録発注機関の登録内容

公共建築工事に関する工事成績の相互利用にあたり、各発注機関から登録いただいた参加範囲（当該相互利用に供する工事）は以下のとおりです。（平成〇〇年〇月〇日現在）

##### （1）中央官庁管轄担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	時期
衆議院	衆議院庶務部管轄課及び電気施設課	全ての工事	平成23年4月1日以降に完成した工事
参議院	参議院事務局管理部管轄課、電気施設課	全ての工事	平成21年4月1日以降に完成した工事
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所	全ての工事	平成19年7月1日以降に発注手続を行う工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課	全ての工事	平成24年4月1日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課	一般競争契約に係る全ての工事	平成22年4月1日以降に公告する工事
	内閣総務官室（会計担当）		
	沖縄総合事務局開発建設部管轄課	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事
警察庁	警察庁長官官房会計課	全ての工事	平成21年8月1日以降に契約した工事
	警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部	全ての工事	平成22年4月1日以降に契約した工事
	警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの		
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局	全ての工事	平成22年4月1日から平成24年3月31日までに完成した工事（請負代金の総額（当初工事、変更工事及び追加工事の請負代金額を合算した額。以下同じ。）が4,500万円以上の建築一式工事又は請負代金の総額が1,500万円以上のその他工事）
			平成24年4月1日以降に完成した工事
外務省	大臣官房会計課	国内において施工する全ての工事（電気、ガス、水道、電話の引込工事又は修繕等は除く）	平成21年4月1日以降に完成した工事
文部科学省	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、文化庁、スポーツ庁	全ての工事（電気、ガス、上下水道等の負担金に係る部分は評定対象外）	平成20年4月1日以降に契約する工事
	国立大学法人等（別添参照）		別添参照
厚生労働省	厚生労働省	建築工事、建築設備工事その他管轄事業に付随する工事	平成20年4月1日以降に発注した工事
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） 農林水産省大臣官房予算課（H27.10.1～）	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事

中央官庁	発注機関・部署等	工事種別	時期
国土交通省	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含む、旧航空灯火・電気技術室を除く。）	全ての工事	平成19年4月1日以降に完成した工事（平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限り）	建築工事、電気設備工事、機械設備工事	平成20年4月1日以降に発注する工事
防衛省	① 北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ② 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁	建築工事、設備工事、通信工事	① 平成19年8月1日以降に完成した工事 ② 平成28年4月1日以降に完成した工事

(2) 全国営繕主管課長会議構成員

都道府県 政令市	発注機関・部署等	工事種別	時期
石川県	石川県土木部営繕課	全ての工事	平成19年7月1日から平成23年3月31日までに完成した工事 (契約額1億円以上の工事)

国立大学法人等

法人類型	法人名称・発注機関等（工事規模）		時期
国立大学法人	東北大学（請負代金額2,000万円を超える工事）		平成20年4月1日以降に契約した工事
	弘前大学 （請負代金額1,000万円を超える工事：平成28年度以前に発注した工事が対象） （請負代金額 500万円を超える工事：平成29年度以降に発注した工事が対象）		
	上記以外の国立大学法人		
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所 国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	
	自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター	
	高エネルギー加速器研究機構		
	情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所	
独立行政法人等	国立科学博物館		
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校	全ての国立高等専門学校	
	大学改革支援・学位授与機構		
	科学技術振興機構 （請負金額が5,000万円を超える競争に付した工事）		
	国立青少年教育振興機構		
	日本芸術文化振興会		
日本原子力研究開発機構			

( 様式例 4 : 総合評価において評価点を検討する資料の例 )

総合評価方式(標準型) 施工に係る技術提案 評価表					
平成〇〇年度工事					
施工上の課題	評価点計	A 共同企業体		B 共同企業体	
		技術提案	評価 仮点	技術提案	評価 仮点
①基礎くい工事の品質確保に関する技術的な工夫		①評価点 /仮点計	20	5	0
(1提案 配点20点)  (標準案) 設計図面、特記仕様書及び国土交通大臣官庁官署建設部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年度版」(以下「標準仕様書」という。)による。	内容	・杭打設の鉛直精度確保のため、円柱構造物の中心軸を計測可能な杭打設ナビゲーションシステム「くいナビ」(NETIS KT-140010-VE)を使用する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・従来の2方向からのトランシット測定ではなく、「くいナビ」を使用することで杭芯のずれや前後左右の杭の傾きを計測し、三次元解析・確認ができる。 ・専門技術員が杭芯のずれ・杭の傾き・補正量をオペレーターに即座に指示、誘導管理することで、杭打設の鉛直精度確保ができる。	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	仕様書に指定されていない品質管理システムであり、標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
②コンクリート工事の品質確保に関する技術的な工夫		②評価点 /仮点計	20	5	0
(1提案 配点20点)  (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	内容	・コンクリート打設時、コンクリート締固め不足を防止するため、スパイラル型内部振動機(NETIS KT-110054-VE)を使用する。	良	・冬の養生温度の確保を確保する。	標準
	効果	・らせん状の凹凸により、振動伝播効率向上と振動伝播の方向性付与が行われて気泡抜けが促進され、コンクリートの充填性が高まり、品質が向上する。 ・回転方向の切り替えが可能のため、振動伝播方向の切替が可能となり、振動機が鉄筋に噛み込んだ場合に抜けやすく、施工性が向上する。	5	・コンクリート打設後、ブルーシートで覆い、ジェットヒーターにて採暖養生を行い品質確保する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
③鉄骨工事(工場加工、現場加工)の品質確保に関する技術的な工夫		③評価点 /仮点計	40	10	20
(2提案 配点40点)  (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	内容	【工場加工】 ・完全溶込み溶接部の第三者検査機関での検査数量は、設計図書、公共建築工事標準仕様書に定める数量の抜取り検査とされているが、鉄骨工場加工にて加工する鉄骨の完全溶込み溶接部は、第三者検査機関での全数(100%)超音波探傷試験を行う。	良	・鉄骨建入れ精度確保するため、鉄ダンゴを使用する。	良
	効果	・完全溶込み溶接は、鉄骨加工工場での自主検査(全数)に加え、第三者検査機関にて、全数(100%)超音波探傷試験を行うことで、工場加工の品質が確保できる。	5	・従来のモルタル施工と比べ、柱脚レベル精度が高くなるため、建方精度が向上する。また、天候に左右されることがないため、工期短縮できる。	5
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法以上である。	
	内容	【現場加工】 トルシア形高力ボルトのマーキング作業時に、ボルトマーキングスプレー線引き屋(NETIS KT-150070-A)を使用する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・従来の手書き作業によるマーキング方法に比べ、真すぐに画一的かつ確実なマーキングを施すことが可能になり、トルシア形高力ボルト本締め後のマーキングのずれ・とも回り・軸回り・ナット回転量の目視検査が正確にでき、本締め作業の施工品質確保ができる。	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
④現場内で発生する騒音、振動及び粉塵の抑制に関する技術的な工夫		④評価点 /仮点計	40	10	0
(2提案 配点40点)  (標準案) 設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。	内容	【騒音抑制】 ・工事エリアに隣接する寄宿舍3号棟及び食堂棟との境に設置する指定仮設仮囲いの内側(現場側)に防音シートを張る。	良	・低騒音型掘削機(バックホウ)を使用する。	標準
	効果	・鋼製仮囲いの内側(現場側)に防音シートを張ることで約12dB減音する効果が得られる。※弊社工事実績「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)新築その2工事」	5	・重機からの騒音を抑制することができる。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	
	内容	【粉塵抑制】 ・工事エリア、及び仮設通路部に粉塵防止剤フラインネットR(旧NETIS番号 KT-06 0139-VE)を散布する。 ・散布頻度:6ヶ月に1回散布する。 ・散布量:mあたり 1.5kg(10倍希釈液) ・散布方法:散布用ポンプで均等に散布する。	良	・標準案どおり施工する。	標準
	効果	・工事施工に先立ち粉塵防止剤を散布することで、粉塵防止効果(飛散状況比較試験で風速10m/秒で砂が飛散しない)を6ヶ月以上維持できる。 ・なお、この製品は主原料にバイオマスである天然高分子樹脂を使用しており、環境対応型粉塵防止剤であるため、人体及び植栽に対し、安全である。 ※弊社施工実績「新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)新築その2工事」、「富山県立大学看護学部エントランス棟新築工事」	5	・標準案どおり施工する。	0
	判定	標準的な施工方法以上である。		標準的な施工方法である。	

(様式例 5 : 資料提出者への通知様式の例)

様式 7

令和 年 月 日

(あて先)

発注者 ○○○○○ 様

入札参加者 ○○○○○ 印

評価状況に関する情報提供について (依頼)

下記工事の総合評価方式における評価状況について、情報提供をお願いします。

記

- 1 工 事 名 :
- 2 工 事 場 所 :
- 3 開 札 日 : 令和 年 月 日
- 4 落札者決定通知日 : 令和 年 月 日

担当 : ○○○○  
電話 : ○○○-○○○-○○○○

様式8

〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

入札参加者 〇〇〇〇〇 様

発注者 〇〇〇〇〇 印

評価状況に関する情報提供について（回答）

令和 年 月 日付けで依頼のありました、下記工事の総合評価方式における評価状況について、別紙のとおり情報提供します。

記

- 1 工事名：
- 2 工事場所：
- 3 開札日：令和 年 月 日

担当：〇〇〇〇担当 〇〇  
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

様式9（建築型）

総合評価方式における評価項目と評価状況

発注者  
入札参加者

〇〇事務所  
□□建設

工事名：〇〇工事

工事場所：〇〇地内

評価項目		配点	入札参加者の評価点	評価（※）		
大項目	小項目			優れている	同点	劣っている
ア 企業の技術能力	（ア）工事成績評定	2.0				
	（イ）施工実績	1.0				
イ 企業の社会的貢献度	（ア）災害防止活動等の協定	1.0				
ウ 配置予定技術者の技術能力	（ア）工事成績評定	2.0				
	（イ）施工経験	1.0				
カ 企業倫理や信頼性等	（ア）入札契約に関する不当な強要行為	-1.0				
	（イ）過積載による法令違反	-1.0				
	（ウ）ディーゼル不適合車の使用による法令違反	-1.0				
	（エ）不正軽油の使用による法令違反	-1.0				
	（オ）死亡事故	-1.0				
	（カ）総合評価の不履行	-1.0				
	（キ）カ（ア）からカ（カ）に該当しない入札参加停止措置	-1.0				
（ク）暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外	-1.0					
キ 企業の技術能力	（ウ）優秀工事表彰	1.5				
	（オ）ISO9001の取得	1.0				
ク 配置予定技術者の技術能力	（オ）優秀技術者表彰	1.0				
コ 企業の社会的貢献度	（ウ）障害者雇用	1.0				
	（エ）CO2削減対策	1.0				
サ 担い手確保・育成に関する取組	（ア）インターンシップ等の受入れ実績	1.0				
	（イ）多様な働き方実践企業の認定	1.0				
シ その他	（ア）県内下請の選定	1.0				
合計		15.5	0	0	0	

※ 評価は、落札した企業との比較である。

令和 年 月 日

受領者（会社名）

（氏名）



別紙標準様式第2号

総合評価方式(技術提案) 落札者の決定資料

公表用

工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
工事場	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇
開札日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
予定価格	〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(税抜)
落札者決定方法の特例	総合評価落札方式

公表年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇課

No.	業者名	技術提案	技術提案	技術評価点計		入札価格 (税抜, 千円) (b)	評価値 ((100+a)÷b × 1,000)	順位	摘要
		品質に関する課題 (6.0)点	施工に関する課題 (6.0)点	合計 (12.0)点	60点換算 (a) (60.0)点				
1	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 特定建設工事共同企業体	6.0点	6.0点	12.0点	60.0点	5,873,000	0.0272	2	
2	〇〇建設・〇〇組・〇〇建設 〇〇〇改修及び 維持保全工事共同企業体	6.0点	6.0点	12.0点	60.0点	5,306,500	0.0302	1	落札
3									
4									
5									
6									

( 様式例 7 : 技術提案に関する内容を契約書に記載した例 )

工事請負契約書

- 1 工 事 名            ○○庁舎改修建築その他工事
- 2 工 事 場 所        東京都千代田区○○○-○-○
- 3 工            期            平成○年○月○日から  
                 平成○年○月○日まで
- 4 請負代金額        ￥○○○,○○○,○○○. -  
                 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)        ￥○,○○○,○○○. -
- 5 技術提案

外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	○○○○○ . . . . .
外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体的に提案する。	○○○○○ . . . . .
工事騒音の低減に関する取組みに関する技術提案	
提案を求めた項目	採用された提案内容
工事中の機械器具からの発生音、解体時の破砕音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体的に提案する。	○○○○○ . . . . .

本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組みに関する技術提案

提案を求めた項目	採用された提案内容
<p>当該工事を実施するに当たり、建設副産物の「現場発生の抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取組みを促すため、具体的で現実的な施工計画の提案を行う。ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。</p>	<p>○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</p>

- 6 契約保証金      ¥○○○, ○○○, ○○○. -
- 7 調 停 人      不要
- 8 解体工事に要する費用等      別紙のとおり

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同企業体を結成している場合には、請負者は、別添の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成○年○月○日

発注者	住所	東京都千代田区霞が関○-○-○
		支出負担行為担当官
		○○省○○局長    ○○   ○○
請負者	住所	東京都○○○○○ ○-○-○
	氏名	○○建設（株）
		代表取締役    ○○   ○○

※契約書本編の第1条から第55条は省略

附 則

(技術提案内容の履行義務)

第1条 乙は、契約書記載の技術提案の内容（以下「技術提案内容」という。）を履行しなければならない。

(技術提案内容が履行されない場合の措置)

第2条 乙の責に帰すべき事由により技術提案内容が履行されない場合、甲は、当該履行を、期限を定めて乙に請求する。

2 前項により請求した期限内に、乙が技術提案内容の履行をしない場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

3 乙から技術提案内容の履行について協議をしたい旨の申し出があり、甲及び乙が協議した結果、甲が当該履行が困難である又は合理的でないと認めた場合は、甲は第4項及び第5項に定める措置をとるものとする。

4 乙が技術提案内容を履行することができない項目について、次式により当該項目に係る加算点分相当額を算出し、請負代金額からこの加算点分相当額を減額する。

$$\text{加算点分相当額} = \Sigma \{ \text{履行できない項目の加算点} \times \text{入札価格} / (\text{標準点} + \text{各項目の加算点の合計}) \}$$

<b>外部アルミ製建具かぶせ工法の現場での施工に係わる品質の取組みに関する技術提案</b>	加算点
外部既存アルミ製建具をかぶせ工法で新規アルミサッシを取り付けるにあたり、その取付け精度の確保や、作業中における技能者の配備等について、標準案以上に配慮した品質管理の取組みを具体的に提案する。	0
<b>外部建具取外し時における室内の安全性、防犯性及び第三者に対する安全に配慮した取組みに関する技術提案</b>	加算点
外部建具取外し時における室内の備品や資料等については、強風雨や侵入者等による紛失及び盗難防止を図る。併せて施設利用者等の第三者に対する安全に配慮した取組みを具体に提案する。	4
<b>工事騒音の低減に関する取組みに関する技術提案</b>	加算点
工事中の機械器具からの発生音、解体時の破碎音等の低減について、標準案より配慮した取組みを具体に提案する。	4
<b>本工事に関わる建設副産物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）についての取組みに関する技術提案</b>	加算点
当該工事を実施するにあたり、建設副産物の「現場発生抑制」、「発生材の再利用」、「発生材の再資源化」について、多様な取組みを促すため、具体的で現実的な施工計画の提案を行う。ただし、発注者に引き渡す発生材は含まない。	0

5 前項の場合においては、入札説明書の定めるところにより本工事に係る工事成績評定点を減ずる。